

官報

号外 昭和二十六年三月二十四日

第十回参議院會議錄第二十八号

昭和二十六年三月二十三日(金曜日)午前
十時二十五分開議

議事日程 第二十七号

昭和二十六年三月二十三日

午前十時開議

第一 低性能船舶買入法の一部を改正する法律案(山縣勝見君外四名発議)

第二 低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹船給調整のためにする売拂に關する法律案(山縣勝見君外四名発議)

第三 少年院法の一部を改正する法律案(宮城タマヨ君外三名発議)

第四 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 公認会計士法の一部を改正する法律案(平岡市三君外九名発議)

第六 再評価積立金の資本組入に關する法律案(内閣提出)

第七 資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 保險募集の取締に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 在外公館等借入金金の返済の準備に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 社会福祉事業法案(内閣提出)

第一五 教科書の発行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一六 昭和二十六年度に入学する児童に對する教科用圖書の給與に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法案(衆議院提出)

第一八 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二一 國際捕鯨取締條約に加入することについて承認を求めるの件(衆議院送付)

第二二 電気通信職員の特例給與表制定に關する請願

第二三 国家公務員等に對する退職手当の臨時特置に關する法律の延長実施等に關する請願

第二四 国立病院医師の採用難打に關する請願

第二五 医師および看護婦の待遇改善等に關する請願

第二六 京都府七訓郡の地域給に關する請願

第二七 愛知県津島町の地域給に關する請願

第二八 愛知県永和市の地域給に關する請願

第二九 愛知県立田村の地域給に關する請願

第三〇 愛知県吉江村の地域給に關する請願

第三一 愛知県神守村の地域給に關する請願

第三二 愛知県七宝村の地域給に關する請願

第三三 愛知県八開村の地域給に關する請願

第三四 愛知県佐屋村の地域給に關する請願

第三五 愛知県十四山村の地域給に關する請願

第三六 愛知県美和村の地域給に關する請願

第三七 愛知県飛鳥村の地域給に關する請願

第三八 愛知県錦田村の地域給に關する請願

第三九 岐阜県高山市の地域給に關する請願

第四〇 岐阜県中津町の地域給に關する請願

第四一 鳥取県倉吉町の地域給に關する請願

第四二 岐阜県笠松町の地域給に關する請願

第四三 岐阜県陶町の寒冷地手当に關する請願

第四四 北海道函館市の地域給に關する請願

第四五 北海道豊平町の地域給に關する請願

第四六 三重県上野市の寒冷地手当に關する請願

第四七 愛知県岡崎市の地域給に關する請願

第四八 愛知県豊川市の地域給に關する請願

第四九 福井県の地域給に關する請願

第五〇 香川県観音寺町の地域給に關する請願

第五一 宮城県気仙沼町の地域給に關する請願

第五二 三重県龜山町の地域給に關する請願

第五三 愛知県小坂井町の地域給に關する請願

第五四 高知県後免地区の地域給に關する請願

第五五 福知山市の地域給に關する請願

第五六 広島県忠海町の地域給に關する請願

第五七 奈良県大宇陀町の地域給に關する請願

第五八 名古屋市の地域給に關する請願

第五九 香川県善通寺町の地域給に關する請願

第六〇 香川県内海地区の地域給に關する請願

第六一 香川県池田町の地域給に關する請願

第六二 京都市の地域給に關する請願

第六三 兵庫県川西市の地域給に關する請願

第六四 富山県氷見町の地域給に關する請願

第六五 愛知県南陽町の地域給に關する請願

第六六 愛知県富田町の地域給に關する請願

第六七 愛知県菰野町の地域給に關する請願

第六八 愛知県奥町町の地域給に關する請願

- 第六九 愛知県大治村の地域給に
関する請願 (委員長報告)
- 第七〇 愛知県豊明村の地域給に
関する請願 (委員長報告)
- 第七一 愛知県東郷村の地域給に
関する請願 (委員長報告)
- 第七二 京都府亀岡地区の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第七三 長崎県川棚町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第七四 山梨県石和町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第七五 兵庫県西脇町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第七六 広島県安芸津町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第七七 三重県山郷村の寒冷積雪
地手当に關する請願 (委員長報告)
- 第七八 三重県十社村の寒冷積雪
地手当に關する請願 (委員長報告)
- 第七九 三重県白河村の寒冷積雪
地手当に關する請願 (委員長報告)
- 第八〇 三重県水沢村の寒冷積雪
地手当に關する請願 (委員長報告)
- 第八一 三重県桜村の寒冷積雪地
手当に關する請願 (委員長報告)
- 第八二 三重県西藤原村の寒冷積
雪地手当に關する請願 (委員長報告)
- 第八三 三重県坂下村の寒冷積雪
地手当に關する請願 (委員長報告)
- 第八四 三重県千種村の寒冷積雪
地手当に關する請願 (委員長報告)
- 第八五 三重県白河村の寒冷積雪
地手当に關する請願 (委員長報告)
- 第八六 映画、演劇入場税軽減等
に關する請願 (委員長報告)
- 第八七 地方税法中一部改正に關
する請願 (委員長報告)
- 第八八 映画の入場税軽減に關す
る請願 (委員長報告)
- 第八九 宿泊料に対する遊興飲食
税減免の請願 (委員長報告)
- 第九〇 遊興飲食税減免に關する
請願(二件) (委員長報告)
- 第九一 旅館の宿泊に対する遊興
飲食税減免の請願(八件) (委員長報告)
- 第九二 遊興飲食税の軽減に關す
る請願 (委員長報告)
- 第九三 教育映画の入場税減免に
關する請願 (委員長報告)
- 第九四 ニュース映画の入場税免
除に關する請願 (委員長報告)
- 第九五 映画、演劇の入場税軽減
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六 狩猟者税軽減に關する請
願 (委員長報告)
- 第九七 旅館の宿泊に対する遊興
飲食税減免に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第九八 地方税法中一部改正に關
する請願(二件) (委員長報告)
- 第九九 市民税の新年徴収処置
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 法人に対する市民税の
適正化の請願 (委員長報告)
- 第一〇一 在外公館等借入金緊急
措置に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 在外公館等借入金支拂
促進に關する請願(四件) (委員長報告)
- 第一〇三 比島における戦犯者の
死刑助命に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四 阿波丸代船取得援助措
置に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 小笠原島の日本復帰に
關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 絹・人絹織物に対する
物品税課税反対の請願 (委員長報告)
- 第一〇七 絹織物の物品税課税反
對に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八 絹織物に物品税課税反
對の請願(五件) (委員長報告)
- 第一〇九 喫煙用具の物品税免税
点設定に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇 喫煙用ライターを物品
税法中丁類とするの請願 (委員長報告)
- 第一一一 芋あめの物品税減免に
關する請願 (委員長報告)
- 第一一二 ラジオ受信機等電機器
具の物品税軽減に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三 彫刻の物品税軽減に關
する請願 (委員長報告)
- 第一一四 揮毫油税軽減促進に關
する請願(二件) (委員長報告)
- 第一一五 揮毫油税軽減に關する
請願(三件) (委員長報告)
- 第一一六 雜物消費税の廃止に伴
う損失補償の請願 (委員長報告)
- 第一一七 所得税の適正賦課に關
する請願 (委員長報告)
- 第一一八 被災農家に對する所
得税適正賦課の請願 (委員長報告)
- 第一一九 農民課税に關する請願
(委員長報告)
- 第二二〇 水産業協同組合に對す
る免税等の請願 (委員長報告)
- 第二二一 冷凍業固定資産耐用年
数改訂の請願 (委員長報告)
- 第二二二 納税準備預金利息引上
げ等に關する請願 (委員長報告)
- 第二二三 財団法人日本製鉄入嚙
共済組合年金受給者の年金増額
に關する請願 (委員長報告)
- 第二二四 閉鎖機關整理委員會等
の職員退職手当制度確立に關す
る請願 (委員長報告)
- 第二二五 国内填海対策確立に關
する請願 (委員長報告)
- 第二二六 ソーダ用原料塩輸入確
保に關する請願 (委員長報告)
- 第二二七 たばこ事業の民営移管
反對に關する請願(十一件) (委員長報告)
- 第二二八 江戸川改修工事に伴う
土地買収代金免税の請願 (委員長報告)
- 第二二九 豪雪地方の減税に關す
る請願 (委員長報告)
- 第三三〇 大蔵省所管の故紙拂下
げに關する請願 (委員長報告)
- 第三三一 葉たばこ耕作保護対策
確立に關する請願 (委員長報告)
- 第三三二 高知県須崎町の地域給
に關する陳情 (委員長報告)
- 第三三三 岐阜県多治見市の地域
給に關する陳情 (委員長報告)
- 第三三四 京都市の地域給に關す
る陳情 (委員長報告)
- 第三三五 映画、演劇入場税軽減
に關する陳情(二件) (委員長報告)
- 第三三六 事業税の課税標準算定
に關する陳情 (委員長報告)
- 第三三七 在外公館等借入金支拂
促進に關する陳情 (委員長報告)
- 第三三八 講和條約に關する陳情
(委員長報告)
- 第三三九 海外抑留戦犯者の日本
内地移管等に關する陳情 (委員長報告)
- 第四四〇 絹織物に物品税課税反
對の陳情 (委員長報告)
- 第四四一 高級絹物に物品税課税
反對の陳情(二件) (委員長報告)
- 第四四二 印紙税法中一部改正に
關する陳情 (委員長報告)
- 第四四三 家畜を汚納処分對象
物とすることに關し善処の陳情
(委員長報告)
- 第四四四 中小企業に對する租税
軽減の陳情 (委員長報告)
- 第四四五 税制改革に關する陳情
(二件) (委員長報告)
- 第四四六 民間資本蓄積促進のた
めの租税政策に關する陳情 (委員長報告)
- 第四四七 古書籍業者に對する課
税適正化の陳情 (委員長報告)
- 第四四八 公務員の退職給與金免
税に關する陳情 (委員長報告)
- 第四四九 信用保証協会の保証額
の再保証に關する陳情 (委員長報告)
- 第一五〇 たばこ事業の民営移管
反對に關する陳情(二件) (委員長報告)

第一五一 アルコール添加による

果実酒発現の陳情 (委員長報告)

第一五二 寒冷地住民の所得税控

減に関する陳情 (委員長報告)

第一五三 鳥取県日野上村生山に

山陰合同銀行支店設置の陳情

(委員長報告)

第一五四 徴税整理期の中小企業

金融対策に関する陳情

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗

読を省略いたします。

去る二十日議員から左の議案を提出し

た。よつて議長は即日これを農林委員

会に付託した。

農林協同組合法の一部を改正する法

律案(池田宇右衛門君外五名発議)

同日内閣から左の議案を提出した。よ

つて議長は即日これを決算委員会に付

託した。

昭和二十四年度国有財産増減及び現

在額計算書

昭和二十四年度国有財産無償貸付状

況統計計算書

同日衆議院から左の内閣提出案を受領

した。よつて議長は即日これを委員会

に付託した。

農林委員会法案

農林委員会法案の施行に伴う関係法令

の整理に関する法律案

農林委員会に付託

臨時物資供給調整法の一部を改正す

る法律案 経済安定委員会に付託

在外公館等借入金金の返済の準備に関

する法律案

保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を

改正する法律案

大蔵委員会に付託

電信電話料金法の一部を改正する法

律案 電気通信委員会に付託

同日可決した左の本院提出案は、即日

これを衆議院に送付した。

帝都高速交通管団法の一部を改正

する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日

これを衆議院に送付した。

法務府設置法の一部を改正する法律

案

同日議長は、予備審査のため左の議員

提出案を衆議院に送付した。

低性能船舶買入法の一部を改正する

法律案(山縣勝見君外四名発議)

低性能船舶買入法の規定により國が

買入れた船舶の外航船體給調整

のためにする売却に関する法律案

(山縣勝見君外四名発議)

同日衆議院から、左の内閣提出案修正

を承諾した旨の通知書を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案修

正

同日衆議院から、本院の送付した左の

内閣提出案は同院においてこれを可決

した旨の通知書を受領した。

企業再建整備法の一部を改正する法

律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣

提出案を可決した旨衆議院に通知し

た。

経済安定本部設置法の一部を改正す

る法律の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

登録税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

骨牌税法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布

を奏上した旨の通知書を受領した。

経済安定本部設置法の一部を改正す

る法律の一部を改正する法律

通行税法の一部を改正する法律

登録税法の一部を改正する法律

相続税法の一部を改正する法律

印紙税法の一部を改正する法律

骨牌税法の一部を改正する法律

企業再建整備法の一部を改正する法

律

同日内閣から、地方財政法第十三條第

二項及び第三項の規定に基く意見書

を受領した。

同日委員長から左の報告書を提出し

た。

少年院法の一部を改正する法律案可

決報告書

犯罪者予防更生法の一部を改正する

法律案可決報告書

農業災害補償法の一部を改正する法

律案可決報告書

積雪寒冷作地帯振興臨時措置法案

可決報告書

昭和二十六年に入學する児童に対

する教科用圖書の給與に関する法律

案可決報告書

教科書の発行に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案可決報告書

所得税法の一部を改正する法律案可

決報告書

法人税法の一部を改正する法律案可

決報告書

租税特別措置法の一部を改正する法

律案可決報告書

在外公館等借入金金の返済の準備に関

する法律案可決報告書

大蔵委員会請願審査報告書第一号同

特別報告第一号

大蔵委員会陳情審査報告書第一号同

特別報告第一号

同日議長において、左の常任委員の辞

任を許可した。

内閣委員

大蔵委員

同

農林委員

経済安定委員

同

予算委員

決算委員

同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した。

内閣委員

大蔵委員

同

農林委員

経済安定委員

同

予算委員

決算委員

同日内閣総理大臣に、左の者を政府委

員に任命することを承認した旨回答し

た。

文部省初等中等

教育局庶務課長

同大学・術局教

職員養成課長

同日内閣総理大臣から、文部省初等中

等教育局庶務課長内藤三郎君外一名

(前掲議長承認の通り)を第十四回国会政

府委員に任命した旨の通知書を受領し

た。

昨二十二日議員から左の議案を提出し

た。よつて議長は即日これを委員会に

付託した。

漁船法の一部を改正する法律案(秋

山俊一郎君外三名発議)

水産委員会に付託

公認会計士法の一部を改正する法律

案(平岡市三君外九名発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。よつて議長は即日これ

を委員会に付託した。

厚生省設置法の一部を改正する法律

案 内閣委員会に付託

日本政府在外事務所設置法の一部を

改正する法律案

世界保健機関憲章を受諾することに

ついて承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日委員長から左の報告書を出し

た。

保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を

改正する法律案可決報告書

資産再評価法の一部を改正する法律

案可決報告書

再評価積立金の資本組入に関する法

律案可決報告書

保險募集の取締に関する法律の一部

を改正する法律案可決報告書

公認会計士法の一部を改正する法律

案可決報告書

社会福祉事業法案可決報告書

低性能船舶買入法の一部を改正する

法律案可決報告書

低性能船舶買入法の規定により國が

買入れた船舶の外航船體給調整

のためにする売却に関する法律案可

決報告書

電信電話料金法の一部を改正する法

律案可決報告書

労働者災害補償保険法の一部を改正

する法律案可決報告書

地方行政委員会請願審査報告書第

二号同特別報告第二号及び第三号

地方行政委員会陳情審査報告書第二号同特別報告第二号
同日左の質問主意書を内閣に転送した。
農業機械陳設に関する質問主意書
(鈴木直人君提出)
戦争傷痍者の生活保障に関する質問主意書
(片岡文重君提出)
同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 永井純一郎君(永井純一郎君の補欠)
同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

通商産業省通 小野儀七郎君
商船局長 齋沢 大義君
保安局長 齋沢 大義君
同日内閣総理大臣から、通商産業省通商船局長小野儀七郎君外一名(前掲議長承認の通り)を第十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程第一、低性能船舶買入法の一部を改正する法律案、日程第二、低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹積調給調整のためにする売却に関する法律案(いづれも山縣勝見君外四名発議)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

低性能船舶買入法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十六年三月十七日

議長者

山縣 勝見

松浦 定義

駒井 廉平

参議院議長佐藤尚武殿

低性能船舶買入法の一部を改正する法律

低性能船舶買入法(昭和二十五年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十七條の次に次の一條を加える。

(保管期間等の特例)

第十七條の二 運輸大臣が特別の必要があると認めて告示をもつて指定した船舶に係る第十五條から前條までの規定の適用については、これらの規定中昭和二十六年とあるのは「昭和二十七年」と読み替へるものとする。

2 前項の船舶については、その買入契約で定める引渡の時期は、昭和二十七年四月一日以後であつてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹積調給調整のためにする売却に関する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十六年三月十七日

議長者

山縣 勝見

小泉 秀吉

高田 寛

参議院議長佐藤尚武殿

低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹積調給調整のためにする売却に関する法律

第一條 低性能船舶買入法(昭和二十五年法律第二百四十二号)の規定により国が所有権を取得した船舶(以下「買入船」という。)であつて、運輸大臣が外航船腹積調給調整上改造することが必要になつたと認めるものについては、大蔵大臣は、当該買入船が、運輸大臣の指示するところにより船級協会の外航船としての船級を取得するに必要な改造を行うことを条件として、左の各号により売却することが出来る。

一 当該買入船が、政府に売却した者に対し、当該買入船が、買入価格に、運輸大臣が当該買入船が、いづれも山縣勝見君外四名発議、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

低性能船舶買入法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十六年三月十七日

議長者

山縣 勝見

駒井 廉平

参議院議長佐藤尚武殿

低性能船舶買入法の一部を改正する法律

第一條 低性能船舶買入法(昭和二十五年法律第二百四十二号)の規定により国が所有権を取得した船舶(以下「買入船」という。)であつて、運輸大臣が外航船腹積調給調整上改造することが必要になつたと認めるものについては、大蔵大臣は、当該買入船が、運輸大臣の指示するところにより船級協会の外航船としての船級を取得するに必要な改造を行うことを条件として、左の各号により売却することが出来る。

一 当該買入船が、政府に売却した者に対し、当該買入船が、買入価格に、運輸大臣が当該買入船が、いづれも山縣勝見君外四名発議、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

低性能船舶買入法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十六年三月十七日

議長者

山縣 勝見

駒井 廉平

参議院議長佐藤尚武殿

低性能船舶買入法の一部を改正する法律

第一條 低性能船舶買入法(昭和二十五年法律第二百四十二号)の規定により国が所有権を取得した船舶(以下「買入船」という。)であつて、運輸大臣が外航船腹積調給調整上改造することが必要になつたと認めるものについては、大蔵大臣は、当該買入船が、運輸大臣の指示するところにより船級協会の外航船としての船級を取得するに必要な改造を行うことを条件として、左の各号により売却することが出来る。

一 当該買入船が、政府に売却した者に対し、当該買入船が、買入価格に、運輸大臣が当該買入船が、いづれも山縣勝見君外四名発議、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

低性能船舶買入法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十六年三月十七日

二 前号によつて売却することが困難なときは、一般の例によつて売却すること。

(引渡)

第二條 大蔵大臣は、前條の規定により買入船が、売却されたときは、その対価の支拂を受けた後でなければ当該買入船が、買受人に引き渡してはならない。

(運用等)

第三條 低性能船舶買入法第十四條、第十五條、第十六條第一項第三項及び第十七條の二第二項の規定は、第一條の売却の場合に準用する。

第四條 第一條に規定する買入船が、いづれも山縣勝見君外四名発議、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

低性能船舶買入法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十六年三月十七日

議長者

山縣 勝見

駒井 廉平

参議院議長佐藤尚武殿

低性能船舶買入法の一部を改正する法律

第一條 低性能船舶買入法(昭和二十五年法律第二百四十二号)の規定により国が所有権を取得した船舶(以下「買入船」という。)であつて、運輸大臣が外航船腹積調給調整上改造することが必要になつたと認めるものについては、大蔵大臣は、当該買入船が、運輸大臣の指示するところにより船級協会の外航船としての船級を取得するに必要な改造を行うことを条件として、左の各号により売却することが出来る。

一 当該買入船が、政府に売却した者に対し、当該買入船が、買入価格に、運輸大臣が当該買入船が、いづれも山縣勝見君外四名発議、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

低性能船舶買入法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十六年三月十七日

議長者

山縣 勝見

駒井 廉平

参議院議長佐藤尚武殿

低性能船舶買入法の一部を改正する法律

第一條 低性能船舶買入法(昭和二十五年法律第二百四十二号)の規定により国が所有権を取得した船舶(以下「買入船」という。)であつて、運輸大臣が外航船腹積調給調整上改造することが必要になつたと認めるものについては、大蔵大臣は、当該買入船が、運輸大臣の指示するところにより船級協会の外航船としての船級を取得するに必要な改造を行うことを条件として、左の各号により売却することが出来る。

一 当該買入船が、政府に売却した者に対し、当該買入船が、買入価格に、運輸大臣が当該買入船が、いづれも山縣勝見君外四名発議、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

低性能船舶買入法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十六年三月十七日

議長者

山縣 勝見

駒井 廉平

参議院議長佐藤尚武殿

低性能船舶買入法の一部を改正する法律

第一條 低性能船舶買入法(昭和二十五年法律第二百四十二号)の規定により国が所有権を取得した船舶(以下「買入船」という。)であつて、運輸大臣が外航船腹積調給調整上改造することが必要になつたと認めるものについては、大蔵大臣は、当該買入船が、運輸大臣の指示するところにより船級協会の外航船としての船級を取得するに必要な改造を行うことを条件として、左の各号により売却することが出来る。

一 当該買入船が、政府に売却した者に対し、当該買入船が、買入価格に、運輸大臣が当該買入船が、いづれも山縣勝見君外四名発議、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

用されているものがありますが、同法は、政府買入船舶につきまして、売主による保管、大蔵大臣による売却、解撤又は破棄及び買受人による解撤について期限を定めておりますので、本法案は、これら船舶につきましては、売主による保管の期限等をそれと現行法より一カ年延長すると共に、政府への引渡しの期限を昭和二十七年三月三十一日としようとするものであります。

次に、低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹積調給調整のためにする売却に関する法律案につきまして御説明いたします。

昨年末以来、国際情勢の変化に伴ひまして、我が国外航船腹積調給に逼迫を来いたしましたので、低性能船舶買入法の規定による政府の買入船舶でありまして、改造して外航船として利用し得るものは、この際、解撤してスクラップとすることなく、改造の上、外航船としての船級を取得せしめて就航させることが必要でありますので、本法案が提案されたのであります。その要点は、買入船舶を改造の上、外航船として売却することと、政府が売却し得る途を開きますことと、売却に際しましては、旧船主に優先権を與へ、その価格は買入価格に相当の利息を加えた価格とし、旧船主への売却が困難なときは一般の国有財産譲渡の例により売却することとすることとであります。

本委員会におきましては、これら兩法案につきまして慎重審議を重ねましたが、我が国海運の実情に鑑み適當なる措置と認め、兩法案とも全会一致を

以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤岡武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤岡武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤岡武君) この際、日程第三、少年院法の一部を改正する法律案(宮城タマヨ君外三名発議)、日程第四、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤岡武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

少年院法の一部を改正する法律案
右の議案を先議する。

昭和二十六年三月九日

発議者

宮城タマヨ 長谷山行毅
伊藤 修 一松 定吉

参議院議長佐藤岡武殿

少年院法の一部を改正する法律案
少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項但書中「六月」を「二年」に、「六月間」を「一年間」に改める。

第二十二條第一項及び第二項中「昭和二十六年三月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に改める。

第二十二條を削る。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月十七日

衆議院議長 林 義治

参議院議長佐藤岡武殿

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「委員三人」を「委員三人(関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会にあつては、委員五人)に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程されました少年院法の一部を改正する法律案の委員会におきましての審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、本院議員宮城タマヨ、長谷山行毅、伊藤修、一松定吉の四名が共同発議いたしました。提案したものでございます。その要旨を簡単に御説明いたします。先ず第一に、現行法におきましては、少年院の在院者が二十歳に達すれば原則として退院させ、建前をとり、ただ本人が二十歳に達しても入院後六ヶ月を経過しておりません場合に限り、少年院長はその者を入院の日から数えて六ヶ月間引き続き在院させることができることになつておるのでございますが、最近の実績に徴しますれば、保護少年の少年院在院期間は平均九ヶ月余りになつておりますので、この一月からの少年法適用年齢の引上げによりまして、二十歳近くで收容されるところの少年も増加することを考慮いたしました。この際この六ヶ月を一カ年と改め、少年院の矯正教育の実情に即したものといたしました。第二は、少年保護鑑別所、特別少年院及び女子の医療少年院の施設が現在なお不足しておりますので、従来その代用に當てておりました諸施設を、更に二年間、即ち昭和二十八年三月末まで利用することができるようとしたことと改めます。第三に、先に矯正保護管区本部が設置されるまでの経過的な措置として、少年院の運営に關し矯正保護管区長の行います職務を法務局長が行うことになつていたのでございますが、その設置を見ております今日、このような措置は必要がなくなり、従つてその規定も必要となつたので、これを削除することにいたしましたことと改めます。

以上の三点でございますが、委員会におきましては、須藤、羽仁の各委員より、特に代用施設の利用を二年間延長する点に關しまして熱心な質疑が行われましたが、詳細は速記録によつて御了承願うことにいたします。存じました結果は、原案を多数を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

犯罪者予防更生法によりまして全国八カ所に設けられております地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会は、おの／＼三人の委員によつて組織せられ、それ／＼青少年又は成人につきまして、仮出獄、仮出場、仮退院の処分をいたし、又保護観察を掌り、その他犯罪者の犯罪の予防及び更生のため必要な所掌事務を遂行しておるのでございますが、その管轄区域には大小の差異がございます。従つて各委員会の事務量にも相當の差異があるわけでございます。犯罪者予防更生法によりまして、この委員会が仮釈放や仮退院の処分をする場合におきましては、その決定をする前に、委員は必ずから刑務所や少年院に出向きまして、收容者に個々に面接しなければならぬ建前になつておるのでございます。ところが関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会は、その管轄区域も広く、刑務所や少年院の数も他の地方に比べて多いにもかかわらず、その委員の数は西委員会とその他の地方と同様におの／＼三人となつておりますのでございますが、各委員の事務負担量は特に過重となつており、所掌事務の遂行上困難を感ずる実情にございまして、特にこの西委員会の委員数を二人増加しまして、おの／＼五人ずつに定め、その事務を円滑に遂行しようとするのが本法案の改正の趣旨でございます。

委員会におきましては慎重に審議をいたし、討論を省略いたしました。採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤岡武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず少年院法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤岡武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤岡武君) 次に犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤岡武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤岡武君) この際、日程第五、公認会計士法の一部を改正する法律案(平岡市三君外九名発議)、日程第六、再評価積立金の資本組入に關する法律案、日程第七、資産再評価法の法律案、日程第八、資産再評価法の一部を改正する法律案、日程第九、所得税法の一部を改正する法律案、日程第十、法人税法の一部を

改正する法律案、日程第十一、租税特別措置法の一部を改正する法律案、日程第十二、在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案、日程第十三、保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上九案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長小串清一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

公認会計士法の一部を改正する法律案

右の議案を賛成する。

昭和二十六年三月二十二日

発議者

平岡 市三 小串 清一

山本 米治 大矢半次郎

佐多 忠隆 森 八三三

油井賢太郎 黒田 英雄

愛知 葵一 杉山 昌作

参議院議長佐藤尚武殿

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号及び第四号中「二年」を「三年」に改め、同條第四号中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)」の下に「又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同條第五号中「処分を受けた者」を「処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者」に改め、同

條第十号中「昭和八年法律第五十三号」を「昭和二十四年法律第二百五号」に改め、「受けた者」の下に「但し、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。」を加える。

第十條中「その他の実務」の下に「税に関する実務を含む。以下同じ。」を加える。

第十一條を次のように改める。

(第三次試験受験の要件)

第十一條 第三次試験は、会計士補又は会計士補となる資格を有する者であつて、第十二條の規定による実務補習を受けた期間が一年をこえ、且つ、会計士補となる資格を取得した後における左の各号に掲げる期間(同條の規定による実務補習を受けた期間と重複する期間を除く)が通算して二年をこえる者に限り、これを受けることができる。

一 第二條第一項の業務について公認会計士を補助した期間

二 財務に関する監査、分析その他の実務で公認会計士管理委員会規則で定めるものに従事した期間

第十二條第一項中「会計士補」の下に「又は会計士補となる資格を有する者」を加える。

第二十四條第二項中「地方公共団体の吏員」を「地方公務員」に改める。

第三十二條第五項に次の但書を加える。

但し、当該公認会計士若しくは会計士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合にお

いては、前項の規定による聴問を行わないで、これを行うことができる。

第三十七條第十号を同條第十一号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第九号の次に次の一号を加える。

十 必要と認める場合に、外国公認会計士の組織する団体に對して、その行方事業について、報告を求め、勧告を行うこと。

第四十六條の六第二項中「第三部六人以内」を「第三部八人以内」に、「第四部十二人以内」を「第四部十四人以内」に改める。

第四十七條中「公認会計士」の下に「又は外国公認会計士」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(公認会計士でない者の業務の制限)

第四十七條之二 公認会計士でない者は、法律に定めのある場合を除く外、他人の求に応じ報酬を得て第二條第一項に規定する業務を営んではならない。

第五十條中「第四十七條の規定に違反した者」の下に「又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者」を加え、同條の次に「公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四十七條の二の規定に違反したものを加え、「一萬四千元以下」を「三萬四千元以下」に改める。

第五十一條に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その

法人又は人については、この限りではない。

第五十二條第一項中「一年以下」を「二年以下」に、「五千円以下」を「三萬円以下」に改める。

第五十三條中「一萬四千元以下」を「三萬四千元以下」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第五十四條第二号又は第三号に該当する者については、前項の規定を適用しない。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三萬四千元以下の過料に処する。

一 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者(第四條各号の一に該当する者を除く。以下第二号において同じ。)で第四十七條の二の規定に違反したものの

二 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四十八條の規定に違反したものの

三 会計士補となる資格を有する者(第四條各号の一に該当する者を除く。)で第四十八條第二項の規定に違反したものの

第五十五條中「千円以下」を「一萬円以下」に改める。

第五十七條第一項中「三年以内」を「五年以内」に改める。

第六十三條第三項中「並びに第四十九條」を「第四十七條、第四十八條第一項並びに第四十九條」に改め、「この場合において、この下に」これら

の規定中「公認会計士」とあるのは、「計理士」とを加える。

同條第四項中「二年以下」を「二年

以下」に、「五千円以下」を「三萬円以下」に改め、同條第五項の次に次の三項を加える。

6 第三項において適用する第四十七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三萬円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

8 第三項において適用する第四十八條第一項の規定に違反した者は、三萬円以下の罰金に処する。

同條第六項中「一萬円以下」を「三萬円以下」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項中「千円以下」を「二萬円以下」に改め、同項を同條第十項とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公認会計士法第四條第二号及び第四号の改正規定は、この法律施行の際公認会計士又は会計士補である者が現に有する地位に影響を及ぼさない。

3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

再評価積立金の資本組入に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和二十六年三月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

再評価積立金の資本組入に関する法律案

再評価積立金の資本組入に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、株式会社について、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)第百九條の規定による再評価積立金の資本への組入に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(資本組入についての総会の決議)

第二條 株式会社(以下「会社」という。)が再評価積立金(資産再評価法第百二條に規定する再評価積立金をいう。以下同じ。)を資本に組み入れるには、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百四十三條に定める決議によらなければならない。

(資本組入の場合の新株の発行)

第三條 会社は、再評価積立金を資本に組み入れた場合においては、前條の決議により、又は別に商法第百四十三條に定める決議により、株主に対してその有する株式の數に應じて株式を発行することができる。この場合においては、新株の発行価額(第四條第一項の規定により新株の発行価額のうち

株主に拂い込ませる金額を定める場合においては、その金額を控除した金額)の總額は、その資本に組み入れた金額をこえてはならない。

2 前項の場合においては、左に掲げる事項は、同項の決議において定めなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び數

二 新株の発行価額

3 商法第百八十八條ノ二の規定は、第一項の規定により株式を発行する場合については適用しない。

4 会社は、第一項の場合において、会社が発行する株式の總數をこえて株式を発行することはできない。

5 第一項の規定により発行する新株を株主に割り当てる場合において、割当件數に一株未満の端數を生ずるときは、その端數は、第一項の決議において別段の定めがない限り、切り捨てるものとする。

(新株の拂込金額)

第四條 会社は、前條第一項の規定により株式を発行する場合においては、新株の発行価額の一部を株主に拂い込ませることができる。この場合においては、その拂い込ませる金額(以下「拂込金額」という。)及び拂込期日は、同項の決議において定めなければならない。

2 前項の拂込金額は、当該会社が額面株式を発行している場合においては、額面株式の券面額をこえることができない。

(新株の拂込金額がない場合の株主となる時期等)

第五條 第三條第一項の規定による新株発行の決議があつた場合においては、前條第一項の規定により新株の拂込金額を定めた場合を除く外、株主は、当該決議の時から新株につき株主となるものとする。

2 商法第百八十八條(質權の効力)及び第百九十九條第四項(登録質權者の權利)の規定は、前項の規定により株主が受くべき株式又は株券について、同法第百九十三條ノ二第六項(株式配當の通知等)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第百九十三條ノ二第六項中「配當」とあるのは「再評価積立金の資本組入に関する法律第五條第一項の新株」と読み替へるものとする。

(新株の割當通知)

第六條 第四條第一項の規定により新株の拂込金額を定めた場合においては、会社は、株主に對し、その引受權を有する株式の額面無額面の別、種類及び數、拂込金額及び拂込期日並びに一定の期日まで株式の申込をしないときはその引受權を失ふべき旨を通知しなければならない。

2 前項の株式の申込をする場合における株式申込証には、商法第百八十八條ノ六に掲げる事項の外、新株の拂込金額を記載しなければならない。

3 商法第百八十八條ノ五第二項から第四項まで(新株引受權の通知及び公告等)の規定は、第一項の場合について準用する。

(新株の拂込)

第七條 前條第一項に規定する一定の期日までに株式の申込をした者は、拂込期日までに、各株についてその拂込金額の全額の拂込をしなければならない。

2 商法第百八十八條ノ九(株主となる時期等)の規定は、前項の規定により拂込をなすべき新株の引受人について準用する。

(新株の公募)

第八條 会社は、第六條第一項に規定する一定の期日までに申込があつた新株の總數が株主に割り当てた新株の總數に満たない場合においては、その満たない株數の新株について、更に株主を募集しなければならない。

2 会社は、第三條第五項の規定により切り捨てる端數の合計數に相當する株數の新株について、株主を募集することができる。

3 前二項の場合においては、新株の発行価額は、取締役會が定める。

(新株の引受權の譲渡)

第九條 第四條第一項の規定により新株の拂込金額を定めた場合においては、その新株の引受權は、他に譲渡することができる。

2 前項の新株の引受權の譲渡は、書面による会社の承諾がなければ、会社その他の第三者に對して對抗することができない。

(新株を引受けない株主の金銭分配請求權)

第十條 第六條第三項において準用する商法第百八十八條ノ五第四項の規定により新株の引受權を失つた株主は、会社に対して、その割當を受けた新株の數に應じて、第八條第一項の規定により募集した新株の発行価額から拂込金額を控除した額の合計額に相當する金銭を分配すべきことを請求することができる。但し、前條の規定によりその新株の引受權を他に譲渡した株主は、この限りでない。

(資本の金額及び資本準備金の積立についての特例)

第十一條 第四條第一項の規定により新株の拂込金額を定めた場合においては、その新株については、その発行価額のうち当該拂込金額に相當する金額を資本に組み入れるものとする。

2 前項の場合において、当該新株が第八條第一項の規定による募集に係るものであるときは、当該新株の発行価額のうち資本に組み入れられない金額は、商法第百八十八條ノ二の規定にかかわらず、資本準備金として積み立てることを要しない。

3 第一項の場合において、当該新株が第八條第二項の規定による募集に係るものであるときは、当該新株の発行価額のうち資本に組み入れられない金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

4 新株の拂込金額を定めなかつた場合において、当該新株が第八條第二項の規定による募集に係るものであるときは、その新株については、その発行価額を資本に組み入れられないものとする。この

場合においては、その資本に組み入れない金額は、資本準備金として積み立てなければならない。
(所得計算の特例)

第十二條 前條第二項から第四項までに規定する新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十号)又は地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の規定による各事業年度の所得の計算上益金に算入しない。

2 第十條の規定による金銭の分配の請求をした株主に当該金銭を分配した場合においては、その分配した金額は、法人税法又は地方税法の規定による各事業年度の所得の計算上損金に算入しない。
(罰則)

第十三條 会社の取締役は、左の各号の一に該当する場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一 第五條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ二第六項の規定による通知若しくは公告をすることを怠り、第六條第一項の規定による通知若しくは同條第三項において準用する同法第二百八十八條ノ五第二項の規定による公告をすることを怠り、又はこれらの通知若しくは公告をするに際し、不正の通知若しくは公告をしたとき。

二 第十一條第三項又は第四項の規定に違反して資本準備金として積み立てなかつたとき。

附則
この法律は、商法の一部を改正する

る法律(昭和二十五年法律第六十七号)施行の日(昭和二十六年七月一日)から施行する。

「審査報告書は都合により附録に掲載」
資産再評価法の一部を改正する法律案
昭和二十六年三月十七日
内閣総理大臣 吉田 茂

資産再評価法の一部を改正する法律案
資産再評価法の一部を改正する法律案
資産再評価法の一部を改正する法律案

日次中「第十六條」を「第十六條の二」に、「第三十五條」を「第三十五條の二」に改める。
第二條第八項中「石炭鑛業等臨時措置法」を「旧石炭鑛業等臨時措置法」に改める。

第五條第七号中「船舶運営會」を「船舶管理委員會」に改める。
第七條中「前條第一項」の下に、「第十三條の二第一項又は第十四條の二第一項から第三項まで」を加える。

第八條第二項本文中「前項」の下に「又は第十三條の三」を加え、同項但書中「達しているとき」の下に「又は第十三條の三の規定により行つた再評価の再評価額が第二十一條の二に規定する再評価額の限度額に達しているとき」を加える。

第九條第二項中「資本の増加若しくは減少」を「資本の増加若しくは株式の発行(新たに発行する株式をもつて利益の配当をする場合における株式の発行及び法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因る株式の発行を除く。以下同じ。)、資本の減少、株式の分割若しくは併合」に改め、「合併に因り」の下に「発行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因り、」を加え、同條第三項中「当該財産が株式であるときは、その拂込金額」を削り、同條に次の一項を加える。

5 第三項の場合において、その取得した財産のうち株式があるときにおける当該株式の価額は、同項の規定の適用については、当該株式の額面金額(出資については、出資の金額)による。但し、株式の消却に因り、発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割當に因り、又は退社若しくは脱退に因り取得した株式を発行する法人が無額面株式を発行している場合及び合併に因り取得した株式を発行する法人が当該合併に因り無額面株式を発行した場合においては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額によるものとする。

一 当該株式の取得の基因となつた株式の消却若しくは資本の減少に因る残余財産の分配に関する決定があり、又は第二会社若しくは新会社に対する資産の出資、退社若しくは脱退があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を発行済株式の総数で除した金額

二 当該合併に因り増加した資本の金額(合併に因り法人を設立した場合においては、当該法人の設立の時における資本の金額)を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額

第十三條の次に次の二條を加える。
(法人の資産の第二次再評価)
第十三條の二 法人は、第六條第一項に規定する資産株式を除く。で同項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、左の各号に掲げる日のいずれか一日(当該法人の事業年度が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までを終了する場合においては、第二号に掲げる日)現在において再評価を行うことができる。

一 昭和二十六年一月一日
二 昭和二十六年一月一日後同年九月三十日までを開始する事業年度(当該事業年度が二以上あるときは、そのいずれか一の事業年度。但し、同年三月三十一日以前に終了する事業年度を除く。開始の日)
公益事業令(昭和二十五年政令

定があり、又は第二会社若しくは新会社に対する資産の出資、退社若しくは脱退があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を発行済株式の総数で除した金額

二 当該合併に因り増加した資本の金額(合併に因り法人を設立した場合においては、当該法人の設立の時における資本の金額)を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額

第十三條の次に次の二條を加える。
(法人の資産の第二次再評価)
第十三條の二 法人は、第六條第一項に規定する資産株式を除く。で同項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、左の各号に掲げる日のいずれか一日(当該法人の事業年度が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までを終了する場合においては、第二号に掲げる日)現在において再評価を行うことができる。

一 昭和二十六年一月一日
二 昭和二十六年一月一日後同年九月三十日までを開始する事業年度(当該事業年度が二以上あるときは、そのいずれか一の事業年度。但し、同年三月三十一日以前に終了する事業年度を除く。開始の日)
公益事業令(昭和二十五年政令

一 昭和二十六年一月一日
二 昭和二十六年一月一日後同年九月三十日までを開始する事業年度(当該事業年度が二以上あるときは、そのいずれか一の事業年度。但し、同年三月三十一日以前に終了する事業年度を除く。開始の日)
公益事業令(昭和二十五年政令

一 昭和二十六年一月一日
二 昭和二十六年一月一日後同年九月三十日までを開始する事業年度(当該事業年度が二以上あるときは、そのいずれか一の事業年度。但し、同年三月三十一日以前に終了する事業年度を除く。開始の日)
公益事業令(昭和二十五年政令

第三百四十三号)に規定する公益事業その他これに準ずる公共性のある事業で政令で定めるものを営む法人については、同項第二号中「同年九月三十日」とあるのは「昭和二十七年九月三十日」とする。

第六條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。
(個人の減価償却資産の第二次再評価)
第十三條の三 個人は、第八條第一項又は第十條第一項に規定する資産(昭和二十六年一月一日以後に事業の用に供したものを除く。で第八條第一項(第十條第一項)において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)の規定による再評価を行わなかつたもの又は第八條第一項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第十九條まで又は第二十七條に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、昭和二十六年一月一日現在において再評価を行うことができる。

第十四條の次に次の一條を加える。
(合併の場合における第二次再評価)
第十四條の二 前條第一項前段に規定する合併法人は、当該合併に因り取得した第六條第一項に規定する資産(株式を除く。以下この條において同じ。)で前條第二項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條

第十四條の次に次の一條を加える。
(合併の場合における第二次再評価)
第十四條の二 前條第一項前段に規定する合併法人は、当該合併に因り取得した第六條第一項に規定する資産(株式を除く。以下この條において同じ。)で前條第二項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條

第十四條の次に次の一條を加える。
(合併の場合における第二次再評価)
第十四條の二 前條第一項前段に規定する合併法人は、当該合併に因り取得した第六條第一項に規定する資産(株式を除く。以下この條において同じ。)で前條第二項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條

第十四條の次に次の一條を加える。
(合併の場合における第二次再評価)
第十四條の二 前條第一項前段に規定する合併法人は、当該合併に因り取得した第六條第一項に規定する資産(株式を除く。以下この條において同じ。)で前條第二項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條

若しくは法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因り、」を加える。

第二十四條第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」を昭和三十年十二月三十一日に、「再評価積立金の額の四分の三」を同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額に改める。

第二十六條中「前條第一項の規定に従ひ、」を「前條第一項の規定に準じて」に改める。

第二十七條中「第八條第一項の規定の下に、又は第十六條第三項の規定」を加え、「償却額」を「減価の額」に改める。

減価償却を除く。以下同じ。」を創り、同條に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定は、第十三條の第二項又は第十四條二の規定により再評価を行う場において、基準日（第六條第項又は第十四條第一項の規定による再評価を行った資産についてはその再評価の再評価日）後における帳簿価額の減額については適用しない。

條を加える。
 (第二次再評価の場合の陳腐化
 産等)
 第三十五條の二 第十三條の二第
 項、第十三條の三、第十四條の
 又は第十六條の二第二項の規定

より再評価を行う場合において、前條第一項に規定する資産の価が基準日後増加しているときは、当該資産については、第十三條

二 第二項、第十三條の三、第十四條の二又は第十六條の二第二項の規定による再評価の再評価日を基準日とみなし、第二十一條の二の規定により算出される再評価額の限度額を第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項の規定により算出される再評価額の限度額とみなして、前條第一項の規定を適用する。

第三十六條中「又は第十四條第一項」を、「第十三條の二第二項、第十四條の三、第十四條第一項又は第十四條の二」に改め、「第十六條第五項」の下に「(第十六條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十八條第三項を次のように改める。

3 前項の場合において相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付すべき再評価税は、当該再評価税額を各相続人が相続に因り受けた利益の価額にあん分して計算した額による。この場合において、各相続人は、他の相続人の納付すべき再評価税について、その受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

第四十條第二項中「当該各号に掲げる金額」の下に「(第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第十三條の二第二項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行った場合において、当該金額のうち既にこの項の規定の適用を受け、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価の再評価日の直前における当該

資産の帳簿価額に加算された金額を控除した金額)」を加え、同條第三項第一号中「第百條第一項又は第二項」を「第百條第一項から第三項まで」に改め、同條に次の一項を加える。

4 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行った場合において、既に前項第二号の規定により当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除された金額があるときは、当該資産について企業再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額から当該控除された金額を控除した金額を、同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第四十二條第一項中「個人が」の下に「(第八條第一項(第十條第一項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。))又は第十六條の規定により」を加え、同條第二項中「(第八條第一項(第十條第一項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。))」を「(第八條第一項又は第十三條の三に、(前項各号)を「第一項各号」に、「所得税法第十條の七」を「所得税法第十條の六」に改め、「の譲渡価額」の下に「(譲渡のために経費を要したときは、その経費を控除した金額。以下同じ。)」を加え、同項を同條第四項とし、同條第三項本文中「(第八條第一項の規定により)」を「(第八條第一項又は第十三條の三の規定により)」

に、「前項本文に規定する減価の価額と第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行つた再評価の再評価額との合計額」を「(第一項各号に掲げる金額と前項本文に規定する減価の価額及び第八條第一項又は第十三條の三の規定により行つた再評価に係る再評価額(当該家屋について第八條第一項及び第十三條の三の規定により再評価を行つた場合においては、これらの規定による再評価に係る再評価額の合計額。以下同じ。))との合計額」に改め、同項但書中「(第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行つた再評価の再評価額)」を「(第一項各号に掲げる金額と第八條第一項又は第十三條の三の規定により行つた再評価に係る再評価額との合計額)」に改め、同項を同條第五項とし、同條第四項中「(第二項但書)」を「(第四項但書)」に改め、同項を同條第六項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 個人が第八條第一項の規定による再評価を行わなかつた資産について第十三條の三又は第十六條の二第一項の規定により再評価を行つた場合における当該資産についての再評価額は、前項各号に掲げる金額から基準日以後再評価日までの期間に於いて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額を当該資産の再評価額から控除した金額とする。

3 個人が第八條第一項の規定により再評価を行つた資産について第十三條の三又は第十六條の二第一

項の規定により再び再評価を行つた場合における当該資産についての再評価額は、第八條第一項の規定により行つた再評価の再評価額からその再評価日以後第十三條の三又は第十六條の二第一項の規定による再評価の再評価日までの期間に於いて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額を当該再評価の再評価額から控除した金額とする。

第四十三條第一項第二号イ中「等しいとき」の下に「又は旧株若しくは新株が無額面株式であるとき」を加え、同号イ及びロの算式中「(株主の平均取得価額×株主の取得株式の総数)」を「(株主の平均取得価額×株主の取得株式の総数+旧株若しくは新株の取得価額×旧株若しくは新株の取得株式の総数)」に改め、同項第四号ニ中「株式の拂込金額」を「株式の価額(第九條第五項に規定する株式の価額をいう。以下この号において同じ。)」に改め、同号ニ中「株式の拂込金額」を「株式の価額」に改め、同條第三項中「前條第四項」を「前條第六項」に改め、同條第四項中「(株式については、その拂込金額)」を「(株式については、その株式の価額)」に改め、同條第五項に規定する価額」に改める。

第四十五條の次に次の一條を加える。

(法人の第二次再評価の申告)

第四十五條の二 第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再評価を行つた法人は、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内(第十三條の二第二項に規定する政令で定める事業を営む法人

を除く外、再評価日を含む事業年度終了の日が昭和二十六年十月一日以後であるときは、同年十一月三十日まで)に、その再評価を行つた資産について、前條第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の申告書には、その再評価を行つた資産について前條第四項に規定する事項を記載した明細書を添付しなければならない。

3 第一項の規定により申告書を提出しなければならない法人が申告書の提出前に合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4 第二十四條第二項の規定は、第一項の事業年度について準用する。

第四十六條第一項中「二月三十一日」を「二月末日」に改め、同條第二項中「一月一日から同月三十一日まで」を「一月一日から同月末日まで」に改め、同條第四項及び第七項中「前條」を「第四十五條」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(個人の減価償却資産の第二次再評価の申告)

第四十六條の二 第十三條の三又は第十六條の二第一項の規定により再評価を行つた個人は、昭和二十六年九月三十日まで(第十六條の二第一項の規定により再評価を行つた場合において、当該個人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日が同年六月一日以後であるときは、その知つた日から

再評価税の納付については、第六
條第一項又は第十四條第一項の規

2 第十三條の三の規定により減価却資産について再評価を行う

3 第六條第一項又は第十四條第一

下に「又は第二項」を加え、同項を同條第六項とし、同條第六項中「第五

第六十七條中「同條第二号」の下に「又は第三号」を、「その再評價額」に

び「前條の規定による決定に係る再評価額」の下に、「再評価差額又は再評価税額」を加える。

第七十條中「第四十五條又は第四十六條を」第四十五條から第四十六條の二までに、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に、「昭和二十五年十二月三十一日」を「昭和二十六年十二月三十一日」に改める。

第七十三條第二項中「第十四條第一項又は第十六條を」第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項に改める。

第七十七條第一項第一号中「第五十三條第三項若しくは第三項を」第五十三條第三項若しくは第四項に改め、同項第二号中「第五十一條第一項若しくは第三項を」第五十一條第一項若しくは第四項に、「第五十三條第一項若しくは第二項を」第五十三條第一項から第三項までに改める。

第七十九條第一項中「第五十一條第三項を」第五十一條第四項に、「第五十三條第二項を」第五十三條第三項に、「第五十六條第五項を」第五十六條第六項に、「第五十八條第五項を」第五十八條第六項に改める。

第八十一條中「第五十六條第六項」を「第五十六條第七項に」、「第五十八條第六項」を「第五十八條第七項」に改める。

第八十五條第一項及び第三項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第八十六條中「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改める。

第八十八條第一項及び第二項中「第五十三條第二項から第四項まで」を「第五十三條第三項から第五項まで」に改める。

第九十七條第一項中「第四十五條の下に」又は「第四十五條の二」を加え、同條第二項中「同法第四百五十八條第二項、」を削る。

第九十八條第一項中「同法第四百五十八條第二項、」を削る。

第九十九條に次の一項を加える。
2 商法第二百八十八條ノ二第三号（有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、法人の再評価差額については適用しない。

第百條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行つた資産について、第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行つた場合において、既に前項の規定により当該資産について仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した金額があるときは、当該金額を当該資産について同法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額から控除した金額を同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第百一條第二項中「当該再評価に係る再評価差額の下に」から当該再評価に係る再評価税額（利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び国税徴収法の規定による延滞加算税額を除く。以下この條、第百七條、第百九條及び第百十二條において同じ。）を控除した金額の範囲内において、その再評価差額を加え、同條第二項中「当該再評価に係る再評価差額の下に」から当該再評価に係る再評価税額を控除した金額に相当する再評価差額を加える。

第百二條中「再評価日において清算中の法人を除く。」を削る。

第百四條第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改め、「再評価日の直前」の下に「再評価を二回行つた資産については、その最初の再評価の再評価日の直前。以下この條において同じ。」を、「贈與した時における当該資産の帳簿価額の下に（当該資産について再評価日後減価償却をした場合において、その償却額のうち法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額を加算した額）を加え、同條第二項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第百五條第一項及び第三項並びに第百六條第一項及び第二項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第百七條第一項中「左の各号」の下に「（金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価税額金については、第一号及び第三号）を加え、同項第三号中「損失を」を「補する」と改め、同項第三号中「再評価税額金」を「再評価税額金」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 解散した法人が残余財産を分配する場合
五 退社又は脱退に因り出資の持分の拂戻をする場合
3 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価税額金の取りくずしに關しては、この法律に定めるものの外、別に法律で定める。

第百九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項を次のように改める。

法人は、第百二條の規定により再評価税額金として積み立てた金額からその納付すべき再評価税額を控除した金額の四分の三に相当する金額（当該法人がその納付すべき再評価税額を完納したときは、昭和二十九年一月一日以後においては、その再評価税額金の全額）の範囲内において再評価税額金を資本に組み入れることができる。

第百十條の次に次の一條を加える。
（資産の評価損及び評価益についての特例）

第百十條の二 会社が再評価を行つた資産について帳簿価額の減額をした場合において、第百四條第二項又は第百五條第三項の規定により再評価税額金を取りくずしたときは、その取りくずした金額に相当する金額の資産の評価損は、商法第二百八十八條ノ二第三号の規定の適用については、同号の評価損に算入しない。

2 会社が再評価を行つた株式について帳簿価額の増額をした場合において、第百六條第二項の規定により再評価税額金に組み入れた金額があるときは、その組み入れた金額に相当する金額の資産の評価益は、商法第二百八十八條ノ二第三号の規定の適用については、同号の評価益に算入しない。

再評価税額金を貸借対照表の負債の部に計上している会社についての商法第二百九十七條の規定の適用については、第四十五條の規定による申告書と提出した後においては、再評価税額金を控除した金額の四分の三に相当する金額を同法第二百九十七條の資本及び準備金の総額に算入する。

同條第二項中「特別の法令」の下に「（銀行等の債券発行等に関する法律を除く。）を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

同條第二項中「特別の法令」の下に「（銀行等の債券発行等に関する法律を除く。）を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

同條第二項中「特別の法令」の下に「（銀行等の債券発行等に関する法律を除く。）を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

同條第二項中「特別の法令」の下に「（銀行等の債券発行等に関する法律を除く。）を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

同條第二項中「特別の法令」の下に「（銀行等の債券発行等に関する法律を除く。）を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

同條第二項中「特別の法令」の下に「（銀行等の債券発行等に関する法律を除く。）を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

同條第二項中「特別の法令」の下に「（銀行等の債券発行等に関する法律を除く。）を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

同條第二項中「特別の法令」の下に「（銀行等の債券発行等に関する法律を除く。）を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

るもの並びに当該法人又は法人でない社團若しくは財団が第五條第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

三 個人であるときは、その者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人）の履歴書及び戸籍抄本又はこれに準ずるもの並びにその者が第五條第一号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

第四條の見出しを「登録簿及び登録の通知」に改め、同條第二項第三号中「委託保險会社」を「所屬保險会社」に改め、同條に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を文書をもつて申請者に通知しなければならない。

第五條第一項中「申請者につき事実を調査した後、」を削り、同項第五号中代表者若しくは「を削り、同條第二項を次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため、大蔵大臣の指定する職員をして聴聞させなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、聴聞される者が正当な理由がないのに、聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで登録を拒否することができる。

第六條中「遅滞なく、」の下に「理由を記載した文書をもつて、」を加える。

第七條及び第八條を次のように改める。

（生命保險募集人又は損害保險代理店の届出事項）

第七條 生命保險募集人又は損害保險代理店は、第三條第二項各号に掲げる事項又は同條第三項第一号に掲げる書類若しくは同項第二号に掲げる定款又は寄附行為に記載された事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 生命保險募集人又は損害保險代理店は、第五條第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の一に掲げる者に該当することとなつたとき又は登録當時同項第一号から第五号までの一に掲げる者に該当していたことが判明したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 生命保險募集人又は損害保險代理店は左の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 募集の業務を廃止した場合において、当該生命保險募集人又は損害保險代理店であつた者が死亡した場合においては、その相続人

二 個人が破産し、又は法人が破産に因り解散した場合においては、その破産管財人

四 法人が合併に因り解散した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

五 法人が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

六 法人でない社團又は財団が消滅した場合においては、その管理人であつた者

（登録の取消）

第七條の二 大蔵大臣は、第二十條第一項の規定により登録を取り消す場合を除く外、生命保險募集人又は損害保險代理店が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第五條第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の一に掲げる者に該当することとなつたとき又は登録當時同項第一号から第五号までの一に該当していたことが判明したとき。

二 登録當時第五條第一項第六号に掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三 不正の手段により第四條第二項の規定による登録を受けていたとき。

2 第五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の取消について、これを準用する。この場合において、第五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該生命保險募集人又は損害保險代理店」と読み替へるものとする。

（登録のまつ消）

第七條の三 大蔵大臣は、左に掲げる場合においては、生命保險募集人登録簿又は損害保險代理店登録簿につき、当該生命保險募集人又は損害保險代理店に関する登録をまつ消しなければならない。

一 前條又は第二十條第一項の規定により登録を取り消したとき。

二 第七條第三項の規定による届出があつたとき。

三 大蔵大臣が第七條第三項各号に掲げる場合に該当するものと認めて、同項各号に掲げる者に通知して、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため、その職員をして聴聞させた後、その事実を確認したとき。

（損害保險代理店の役員又は使用人の届出）

第八條 損害保險代理店は、役員（監査役以外の代表権を有しない役員をいう。第十條及び第十六條

の場合を除き、以下同じ。）又は使用人に募集を行わせる場合においては、その者の氏名及び住所を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 損害保險代理店は、前項の規定により届け出た事項について変更を生じたとき又は同項の規定により届け出た役員若しくは使用人が募集を行わないこととなつたとき若しくはこれらの者が死亡したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第九條中「保險会社」を「損害保險会社」に改める。

第十條第一項中「委託を受けている」を削り、同條第二項中「又は使用人」を「若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人に改め、委託を受けて」の下に「募集を行い、若しくは他の生命保險会社の委託を受けて募集を行う者の役員若しくは使用人として」を加える。

第十一條の見出し中「委託保險会社」を「所屬保險会社」に改め、同條第一項中「委託保險会社」を「所屬保險会社」に、「又は損害保險代理店」を「損害保險会社の役員若しくは使用人又は損害保險代理店」に改め、同項但書を削り、同條第二項中「前項を第一項」に、「又は損害保險代理店」を、「損害保險会社の役員若しくは使用人又は損害保險代理店」に改め、同項を同條第三項とし、同條第三項を同條第四項とし、

第十二條第一項及び第十三條中「委託保險会社」を「所屬保險会社」に改める。

ことをすすめる行為

第十八條第一項中「保險会社は、その役員及び信用人又は第四條の規定により登録された生命保險募集若しくはを、生命保險会社は、第四條第三項の規定により登録された生命保險募集人に対する場合、損害保險会社は、その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された」に改め、同條第三項中「生命保險募集又はを」生命保險募集人は、第四條第二項の規定により登録された生命保險募集人に対する場合、」に、

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 第七條又は第八條の規

右の内閣提出案は本院においてこと
を可決した。

法人が法人税法第十六條に規
する積立金額の全部又は一部

資本に組み入れたときにおける
その資本に組み入れた積立金額
のうち、当該個人の有する株式
に対応する部分の金額

同條第二項中「前項各号」を「前項
第一号乃至第三号」に、「当該財産が
当該法人以外の法人の株式又は出資
であるときは、その拂込金額のうち、
当該法人の」を「その取得した財
産が株式又は出資であるときは、当
該株式又は出資の価額のうち、当該
財産取得の基因となつた」に改め、
同條に次の一項を加える。

第一項第一号又は第二号の場合
において、株式の消却、資本の減
少、退社、脱退、出資の減少又は
解散に因り取得する財産のうち
株式又は出資があるときにおける
当該株式又は出資の価額及び同項
第三号の場合において合併に因り
取得する株式又は出資の価額は、
前二項及び第十條の二第四項にお
いて準用する同條第二項の規定の
適用については、当該株式の額面
金額又は当該出資の金額による。
但し、第一項第一号又は第二号の
場合において取得する株式を発行
する法人が無額面株式を発行して
いるとき及び同項第三号の場合に
おいて合併に因り無額面株式を発
行したときにおいては、当該株式
の価額は、それぞれ第一号又は第二
号に掲げる金額に等しいとする。

一 当該株式の取得の基因となつ
た株式の消却、資本の減少若し
くは出資の減少に関する決議が
あり、退社若しくは脱退があり、
又は解散に因る残余財産の分配
に関する決定があつた時におけ
る当該株式を発行する法人の資
本金額を發行済株式の総数で
除した金額

二 当該合併に因り増加した資本
の金額（合併に因り法人を設立
した場合には、当該法人の設立
の時における資本の金額）を当
該合併に因り発行した株式の總
数で除した金額

第六條第七号中「又は贈與」を「又
は個人若しくは法人からの贈與」に
改める。

第八條第一項中（当該親族の所得
の金額が第十三條の二第一項の規定
により合算される場合においては、
總所得金額から同項に規定する資産
所得の金額を控除した金額）を削
り、「二万二千元を「二万五千元」に
改め、同條第二項の次に次の三項を
加える。

この法律において老年者とは、
年齢六十五歳以上の者をいう。
この法律において寡婦とは、左
に掲げる者で、扶養親族を有し、
且つ、老年者でないものをいう。
一 夫と死別し又は夫と離婚した
後婚姻をしていない者

二 夫の生死の明らかでない者
この法律において勤労学生と
は、学校教育法第一條又は第九十
八條に規定する学校の学生、生徒
又は児童で、自己の勤労に基いて
得た第九條第一項第四号乃至第六
号、第九号又は第十号に規定する
所得を有し、且つ、左の各号に掲
げる要件を備えているものをいう。
一 自己の勤労に基いて得た所得
以外の所得の金額が五万円をこ
えない者であること

二 第九條の規定により計算した
總所得金額が十万円をこえない
者であること

同條第三項中「前二項」を「前五項」
に、「年の中途において死亡した者」
を「年の中途において死亡した者に
ついては、又、その者」に改め、同
條第四項中「不具者の下に及び第四
項第二号に規定する寡婦を加える。

第九條第三項中「他のいづれの」を
「いづれの所得の計算上の損失の金
額を他のいづれの」に改める。

第九條の二第二項中「第二十六條
の四（第二十九條第五項）を第二十六
條の三（第二十九條第三項）に、「第
三十六條」を「第十四條の二第一項第
一号の規定により特別所得金額の四
分の一に相当する金額から控除され
た純損失の金額及び第三十六條に、
「第二十六條の三」を「第二十六條の
二」に、「第十四條第一項第二号」を

「第十四條第二号に改め、同條第三
項中「第十四條第一項」を「第十四條」
に改め、同條第四項中「第二十六條
の三第一項の規定による損失申告
書」を「第二十六條の二第一項の規定
による損失申告書又は第二十六條第
一項の規定による確定申告書」に、
「第二十六條第一項の規定による
確定申告書又は第二十六條の二第一
項の規定による農業確定申告書」を
「又は確定申告書」に改め、同條第五
項中「その年のいづれの所得」を「い
づれの年の純損失の金額若しくは第
十一條の三の規定により控除を認め
られる損失の金額を、又、その純損
失の金額のうちいづれの所得の計算
上の損失の金額を、その年のいづれ
の所得」に改める。

第十條第二項中「及び国税徴収法」
を「、国税徴収法」に改め、「徴収す
るものを除く。」の下に「及び地
方税法の規定により徴収する過少申
告加算金額、不申告加算金額、重加
算金額又は延滞加算金額」を加え、
同條第三項中「市町村民税」の下に
「（市町村民税に係る延滞金額を含
む。）」を加え、同條第五項中「第十
條の七」を「第十條の六」に改める。
第十條の二第四項中、「財産の価
額」とあるのは「株式又は出資の拂込
金額」を削る。

第十條の三を削る。
第十條の四第二項中、「農業確定

申告書」を削り、同條を第十條の三
とする。

第十條の五第二項中、「農業確定
申告書」を削り、同條を第十條の四
とする。

第十條の六第二項中（第十條の三
に規定する株式又は出資を取得する
ために要した金額を含む。以下本條
において同じ。）を削り、同條第三項
中「収入金額」を「収入金額から伐採
費又は譲渡に関する経費を控除した金
額」に改め、同條を第十條の五とする。
第十條の七を第十條の六とする。

第十一條の四第一項中「扶養親
族の總所得金額（当該扶養親族の所
得の金額が第十三條の二第一項の規
定により合算される場合において、
当該個人が同項に規定する主たる所
得者でないときは、總所得金額から
同項に規定する資産所得の金額を控
除した金額、以下本條において同
じ。）との合計額」及び「控除し、な
お不足額があるときは、これをその
扶養親族の總所得金額から」を削
り、同條の次に次の一條を加える。

第十一條の五 第一條第一項の規定
に該当する個人が自己又は自己と
生計を一にする配偶者その他の親
族を被扶養人とする生命保険
契約のために支拂つた保険料があ
る場合においては、その支拂つた
保険料の金額（その金額が二千元
をこえる場合においては、二千

円)を、その個人の総所得金額から控除する。
第十一條の五中「一万二千元」を「一万五千元」に改め、同條第三項を削り、同條を第十一條の七とし、同條の次に次の三條を加える。

第十一條の六第一項及び第二項中「一万二千元」を「一万五千元」に改め、同條第三項を削り、同條を第十一條の七とし、同條の次に次の三條を加える。

第十一條の八 第一條第一項の規定に該当する個人が老年者である場合においては、一万五千元をその総所得金額から控除する。
第十一條の九 第一條第一項の規定に該当する個人が寡婦である場合

においては、一万五千元をその総所得金額から控除する。
第十一條の十 第一條第一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合においては、一万五千元をその総所得金額から控除する。

第十二條第一項中「二万五千元」を「三万円」に改め、同條第二項から第四項までを削り、同條第五項中「前四條及び前四項」を「前八條及び前項」に改める。

第十三條中「前五條」を「前九條」に、

「五万円以下の金額
五万円をこえる金額
八万円をこえる金額
十万円をこえる金額
十二万円をこえる金額
十五万円をこえる金額
二十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額

百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五

「五万円以下の金額
五万円をこえる金額
十万円をこえる金額
十五万円をこえる金額
二十万円をこえる金額
三十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額
百万円をこえる金額

百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五

に改める。

第十三條の二及び第十三條の三を削る。
第十四條第二項から第四項までを削る。

第十四條の二第二項中「前條第一項」を「前條」に、「その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除した金額又は当該各年において第九條の二第二項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては、当該控除後の金額につき第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなした金額」を「その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除した金額、当該各年において第九條の二第二項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては当該控除後の金額につき第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなした金額又

は当該各年において純損失の金額がある場合においては当該純損失の金額のうち変動所得の計算上の損失の部分の金額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除し、なお特別所得金額の四分の一に相当する金額に残額があるときは当該純損失の金額のうち普通所得の計算上の損失の部分の金額を控除した後の金額につき第九條の二第二項後段若しくは第三項後段及び第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなした金額」に改め、同條第二項中「前條第一項」を「前條」に改め、同條第三項から第五項までを削る。

第十五條第一項中「第十四條第一項」を「第十四條」に、「三十万円」を「四十万円」に、「同項第一号」を「同條第一号」に改め、同條第二項を削る。

第十六條中若しくは第二十六條の二第二項に規定する確定申告書若しくは農業確定申告書」を「規定による確定申告書」に、「又は農業確定申告書」を「又は第二十六條の二の規定による損失申告書」に改める。

第二十一條第一項中「第二十一條の二第二項に規定する農業所得者を除く」を削り、「六月一日」を「七月一日」に、「二万五千元」を「三万円」に、「同月三十日」を「同月三十一日」に、「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に改め、同項第二号中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同項第三号中「乃至第十三條の三」を削り、同項第四号中「第十四條第一項」を「第十四條」に、「同項第一号」を「同條第一号」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

入 第九條の二第二項の規定によりその年中において控除しようとする純損失の金額又は同條第三項の規定によりその年中において控除しようとする純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額

同條第二項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「三十五万五千円」を「五十万円」に、「扶養親族及び不具者の数を二万二千元に乘じて計算した金額」を「第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額」に、「十万円」を「十五万円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人で、米、麦、たばこ、果実、野菜又は花の栽培、養蚕その他これらに類する事業で命令で定めるものから生ずる所得（以下本項において農業所得という。）の金額が毎年六月一日の現況によれば総所得金額の十分の七に相当する金額をこえるとき見積られる者は、同日においてその年九月一日以後において生ずる農業所得の金額がその年中における農業所得の金額の十分の七をこえるとき見積られる場合においては、その年七月一日において総所得金額が三万円をこえるとき見積られるときにおいても、第一項の規定にかかわらず、七月予定申告書を提出することを要しない。

同條第三項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「第一項第八号」を「第一項第九号」に、「六月一日」を「七月一日」に改め、同條第四項から第六項までを削る。

第二十一條の二を削る。

第二十一條の第三項中「又は第二十六條の二第二項」及び「又は農業確定申告書を削り、「前二條」を前條」に改め、同條第四項中「毎年五月一日（農業所得者については、六月一日 以下本條において同じ。）を「毎年六月一日」に、「同日後五月三十一日（農業所得者については、六月三十日）以下本條において同じ。」「第五項中「五月一日」を「六月一日」に、「前二條」を「前條」に改め、同條第六項中「前二條を前條」に改め、同條第七項中「五月一日」を「六月一日」に、「五月三十一日」を「六月三十日」に改め、同條第十項中「前二條」を「前條」に改め、同條第十一項中「第十條の四」を「第十條の三」に改め、同條を第二十一條の二とする。

第二十二條を削る。

第二十二條の二第二項中「農業所得者を第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人」に、「農業十一月予定申告書」を「十一月予定申告書」に改め、同項第二号中「第二十一條の二第二項」を「第二十一條第三項」に、「農業七月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「二万五千円」を「三万円」に改め、同項第二号中「二万五千円」を「三万円」に改め、同條第二項中「第三十一條第三項乃至第六項」を「第二十一條第四項」に、「農業十一月予定申告書」を「十一月予定申告書」に、「第二十一條第三項及び第六項中「六月一日」とあるのは「十一月一日」と、同條第六項中「五月三十一日」とあるのは「十月三十一日」とを「同項中「七月一日」とあるのは、「十一月一日」とに改め、同條第三項中「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「農業十一月予定申

告書」を十一月予定申告書に、「同條第四項」を、同條第四項、第五項及び第七項」に改め、同條を第二十二條とする。

第二十三條第一項中「六月予定申告書を七月予定申告書に」、「第二十一條の三を第二十一條の二に」、「十月一日を十一月一日に改め」、「以下第二項において同じ」を削り、「同月三十一日を同月三十日に」、「十月修正予定申告書を「修正予定申告書」に改め、同條第三項を削り、同條第三項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「十月一日を」十一月一日に」、「第二十一條の三」を「第二十一條の二に改め、本條において」を削り、「同月三十一日」を同月三十日に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「第二十一條の三第七項を第二十一條の二第二項、第三項及び第七項に」、「前二項」を「前項に」、「更正の請求」を「更正の請求をなす場合及び当該請求に」、「この場合において」五月一日（第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項について、その年五月三十一日）とあるのは「九月三十日（農業者所得者については、十月三十一日）とを、この場合において、同條第二項及び第三項中「総所得金額の見積額」とあるのは「総所得金額の見積額又は予定納税額」と、「申請書」とあるのは「請求書」と、同條第七項中「六月一日（第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年六月三十日）」又は「六月一日」とあるのは「十一月一日」と、「その年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額」とあるのは、その年分の総所得金額の見積額又は予定納税額が

当該更正の請求の目的となつた総所得金額又は予定納税額」とに改め、同條第六項中「第三項又は第四項」を「第二項に改め、同條第七項中「第十條の四」を「第十條の三」に改め、同條第八項中「第三項又は第四項」を「第二項に改め、同條第九項中「第十二條第三項乃至第六項」を「第十二條第四項」に改め、又は第二項を削り、「第二十一條第三項及び第六項」を同條第四項に改め、「六月一日」を「七月一日」に、「第一項の場合においては「十月一日」、第二項の場合においては「十一月一日」と読み替え、第二十一條第六項中「五月三十一日」とあるのは、第一項の場合においては「九月三十日」、第二項の場合においては「十月三十一日」とを「十一月一日」とに改める。

第二十四條中、第三十一條の二及び前三條に規定する申告書」を、乃至前條の規定による申告書、申請書又は請求書に改める。

第二十五條中「第十一條の三乃至第十一條の六を、第九條の二、第十一條の三乃至第十一條の十に」、「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書又は農業十一月予定申告書」と、七月予定申告書又は十一月予定申告書に、「第二十一條第一項第八号を、第二十一條第一項第八号又は第九号に」、「第二十三條第三項又は第四項の規定により更正の請求をなす場合」と、第二十三條第二項の規定による更正の請求をなし、当該請求に因り第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合」に改める。

第二十六條第一項中「(農業所得者を除く。)」を削り、「二万五千円」を「三万円」に、「二月一日から同月三十一日」を「二月一日から同月末日」

に、「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「第二十六條の三第三項の規定に該当する第二十六條の二の規定による損失申告書を提出」に改め、同項第二号中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同項第三号中「第十三條乃至第十三條の三」を「第十三條」に改め、同項第四号中「第

同條第一号を「同條第二号」に改め、同條第二号各中「扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乘じて計算した金額」を「第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額」に改め、同條第一号中「三十五万五千円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「又は納税義務者とその扶養親族の給與所得を合算する場合」を削り、「十万円」を「十五万円」に改め、同條第三号中「十万円」を「十五万円」に改め、同條第五項中「第二十一條第四項及び第五項並びに」を削る。

第二十六條の二を削る。

第二十六條の三第一項中「その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合で」を削り、「二万五千円」を「三万円」に改め、「以下本條において同じ。」の下に「であつて、その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額があり、且つ、当該金額が当該所得金額をこえる場合」を加え、「一月一日から同月三十一日まで（農業所得者に

円」を「三万円」に改め、「零である場合」の下に「であつて、その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額があり、かつ、当該金額が当該総所得金額をこえる場合」を加え、同條第三項を次のように改め、同條を第二十六條の二とする。

前條第四項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第二十六條の四第一項中「前三條を前二條」に改め、「若しくは農業を確定申告書」を削り、同條第四項及び第七項中「年分」を「年分以後」に改め、同條第十項中「第十條の四」を「第十條の三」に改め、同條を第二十六條の三とする。

第二十七條中「若しくは農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、「若しくは修正農業確定申告書」、「又は修正農業確定申告書」、「又は修正農業確定申告書及び、修正農業確定申告書」を削り、同條第七項中「第二十三條第六項乃至第八項」を「第二十三條第四項乃至第六項」に改める。

第二十八條中「第十一條の六」を「第十一條の十」に改め、「若しくは農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改める。

第二十八條の二中「若しくは農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改める。

第二十九條第一項及び第二項中「第二十六條の第二項を削り、第二十六條の三」を「第二十六條の二に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「第二十六條の四」を「第二十六條の三に改め、同條第三項中「第十一條の三乃至第十一條第七項中「第十一條の三乃至第十一條

三四五

前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第七十條第一号中「又は農業確
申告書」を削り、「六月予定申告書
農業七月予定申告書、十月予定申
告、農業十一月予定申告書、十月修
正予定申告書又は農業十一月修正
定申告書とを七月予定申告書又は十
一月予定申告書」に、同條第二号中
「第二十一條の三」を「第二十一條の
二に改め、同條第六号中「第六十二
條の二第二項」の下に「又は第六十二
條の三」を加える。

別表第一及び別表第二を次のよう

であるかどうか別

第六十二條の第三項中「農業
定申告書」、「及び」、修正農業確定
申告書」を削り、同條第二項中第二
六條の第二項、第二十六條の三
三項を第二十六條の第二項」
改め、同條第三項から第五項まで
削る。

第六十二條の四第一項中「又は
業確定申告書」及び「第十三條の
第一項又は第十三條の第三項の
定の適用がある場合においては、
これらの規定に規定するあふ分前
の額」を削り、同條第三項中「第十
の四」を「第十條の三」に改める。

第六十五條第五項中「第十條の四
を「第十條の三」に改める。

第六十七條第一項中「第二十六
の三」を「第二十六條の二」に改
める。

第六十九條の四中「農業確定
申告書」及び「若しくは農業確定申
告書」を削る。

別表第一 所得税の簡易税額表 (第十五條の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
500円未満	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
500	1,000	100	20	51,000	52,000	10,250	20	112,000	114,000	26,100	23
1,000	1,500	200	20	52,000	53,000	10,500	20	114,000	116,000	26,700	23
1,500	2,000	300	20	53,000	54,000	10,750	20	116,000	118,000	27,300	23
2,000	2,500	400	20	54,000	55,000	11,000	20	118,000	120,000	27,900	23
				55,000	56,000	11,250	20	120,000	122,000	28,500	23
2,500	3,000	500	20	56,000	57,000	11,500	20	122,000	124,000	29,100	23
3,000	3,500	600	20	57,000	58,000	11,750	20	124,000	126,000	29,700	23
3,500	4,000	700	20	58,000	59,000	12,000	20	126,000	128,000	30,300	24
4,000	5,000	800	20	59,000	60,000	12,250	20	128,000	130,000	30,900	24
5,000	6,000	1,000	20	60,000	61,000	12,500	20	130,000	132,000	31,500	24
6,000	7,000	1,200	20	61,000	62,000	12,750	20	132,000	134,000	32,100	24
7,000	8,000	1,400	20	62,000	63,000	13,000	20	134,000	136,000	32,700	24
8,000	9,000	1,600	20	63,000	64,000	13,250	21	136,000	138,000	33,300	24
9,000	10,000	1,800	20	64,000	65,000	13,500	21	138,000	140,000	33,900	24
10,000	11,000	2,000	20	65,000	66,000	13,750	21	140,000	142,000	34,500	24
11,000	12,000	2,200	20	66,000	67,000	14,000	21	142,000	144,000	35,100	24
12,000	13,000	2,400	20	67,000	68,000	14,250	21	144,000	146,000	35,700	24
13,000	14,000	2,600	20	68,000	69,000	14,500	21	146,000	148,000	36,300	24
14,000	15,000	2,800	20	69,000	70,000	14,750	21	148,000	150,000	36,900	24
15,000	16,000	3,000	20	70,000	71,000	15,000	21	150,000	152,000	37,500	25
16,000	17,000	3,200	20	71,000	72,000	15,250	21	152,000	154,000	38,200	25
17,000	18,000	3,400	20	72,000	73,000	15,500	21	154,000	156,000	38,900	25
18,000	19,000	3,600	20	73,000	74,000	15,750	21	156,000	158,000	39,600	25
19,000	20,000	3,800	20	74,000	75,000	16,000	21	158,000	160,000	40,300	25
20,000	21,000	4,000	20	75,000	76,000	16,250	21	160,000	162,000	41,000	25
21,000	22,000	4,200	20	76,000	77,000	16,500	21	162,000	164,000	41,700	25
22,000	23,000	4,400	20	77,000	78,000	16,750	21	164,000	166,000	42,400	25
23,000	24,000	4,600	20	78,000	79,000	17,000	21	166,000	168,000	43,100	25
24,000	25,000	4,800	20	79,000	80,000	17,250	21	168,000	170,000	43,800	26
25,000	26,000	5,000	20	80,000	81,000	17,500	21	170,000	172,000	44,500	26
26,000	27,000	5,200	20	81,000	82,000	17,750	21	172,000	174,000	45,200	26
27,000	28,000	5,400	20	82,000	83,000	18,000	21	174,000	176,000	45,900	26
28,000	29,000	5,600	20	83,000	84,000	18,250	21	176,000	178,000	46,600	26
29,000	30,000	5,800	20	84,000	85,000	18,500	22	178,000	180,000	47,300	26
30,000	31,000	6,000	20	85,000	86,000	18,750	22	180,000	182,000	48,000	26
31,000	32,000	6,200	20	86,000	87,000	19,000	22	182,000	184,000	48,700	26
32,000	33,000	6,400	20	87,000	88,000	19,250	22	184,000	186,000	49,400	26
33,000	34,000	6,600	20	88,000	89,000	19,500	22	186,000	188,000	50,100	26
34,000	35,000	6,800	20	89,000	90,000	19,750	22	188,000	190,000	50,800	27
35,000	36,000	7,000	20	90,000	91,000	20,000	22	190,000	192,000	51,500	27
36,000	37,000	7,200	20	91,000	92,000	20,250	22	192,000	194,000	52,200	27
37,000	38,000	7,400	20	92,000	93,000	20,500	22	194,000	196,000	52,900	27
38,000	39,000	7,600	20	93,000	94,000	20,750	22	196,000	198,000	53,600	27
39,000	40,000	7,800	20	94,000	95,000	21,000	22	198,000	200,000	54,300	27
40,000	41,000	8,000	20	95,000	96,000	21,250	22	200,000	202,000	55,000	27
41,000	42,000	8,200	20	96,000	97,000	21,500	22	202,000	204,000	55,800	27
42,000	43,000	8,400	20	97,000	98,000	21,750	22	204,000	206,000	56,600	27
43,000	44,000	8,600	20	98,000	99,000	22,000	22	206,000	208,000	57,400	27
44,000	45,000	8,800	20	99,000	100,000	22,250	22	208,000	210,000	58,200	27
45,000	46,000	9,000	20	100,000	102,000	22,500	22	210,000	212,000	59,000	28
46,000	47,000	9,200	20	102,000	104,000	23,100	22	212,000	214,000	59,800	28
47,000	48,000	9,400	20	104,000	106,000	23,700	22	214,000	216,000	60,600	28
48,000	49,000	9,600	20	106,000	108,000	24,300	22	216,000	218,000	61,400	28
49,000	50,000	9,800	20	108,000	110,000	24,900	23	218,000	220,000	62,200	28
50,000	51,000	10,000	20	110,000	112,000	25,500	23	220,000	222,000	63,000	28

(二)

課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
222,000	224,000	63,800	28	293,000	296,000	92,200	31	368,000	371,000	125,600	34
224,000	226,000	64,600	28	296,000	299,000	93,400	31	371,000	374,000	126,950	34
226,000	228,000	65,400	28	299,000	302,000	94,600	31	374,000	377,000	128,300	34
228,000	230,000	66,200	29	302,000	305,000	95,900	31	377,000	380,000	129,650	34
230,000	233,000	67,000	29	305,000	308,000	97,250	31	380,000	383,000	131,000	34
233,000	236,000	68,200	29	308,000	311,000	98,600	32	383,000	386,000	132,350	34
236,000	239,000	69,400	29	311,000	314,000	99,950	32	386,000	389,000	133,700	34
239,000	242,000	70,600	29	314,000	317,000	101,300	32	389,000	392,000	135,050	34
242,000	245,000	71,800	29	317,000	320,000	102,650	32	392,000	395,000	136,400	34
245,000	248,000	73,000	29	320,000	323,000	104,000	32	395,000	398,000	137,750	34
248,000	251,000	74,200	29	323,000	326,000	105,350	32	398,000	401,000	139,100	34
251,000	254,000	75,400	30	326,000	329,000	106,700	32	401,000	404,000	140,450	34
254,000	257,000	76,600	30	329,000	332,000	108,050	32	404,000	407,000	141,800	35
257,000	260,000	77,800	30	332,000	335,000	109,400	32	407,000	410,000	143,150	35
260,000	263,000	79,000	30	335,000	338,000	110,750	33	410,000	413,000	144,500	35
263,000	266,000	80,200	30	338,000	341,000	112,100	33	413,000	416,000	145,850	35
266,000	269,000	81,400	30	341,000	344,000	113,450	33	416,000	419,000	147,200	35
269,000	272,000	82,600	30	344,000	347,000	114,800	33	419,000	422,000	148,550	35
272,000	275,000	83,800	30	347,000	350,000	116,150	33	422,000	425,000	149,900	35
275,000	278,000	85,000	30	350,000	353,000	117,500	33	425,000	428,000	151,250	35
278,000	281,000	86,200	31	353,000	356,000	118,850	33	428,000	431,000	152,600	35
281,000	284,000	87,400	31	356,000	359,000	120,200	33	431,000	434,000	153,950	35
284,000	287,000	88,600	31	359,000	362,000	121,550	33	434,000	437,000	155,300	35
287,000	290,000	89,800	31	362,000	365,000	122,900	33	437,000	440,000	156,650	35
290,000	293,000	91,000	31	365,000	368,000	124,250	34	440,000 円		158,000	35

(備考) 課税総所得金額とは、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除、不具者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除及び基礎控除をなした後の金額をいい、調整所得金額とは、変動所得がある場合において第14条第1号の規定に従つて計算した金額をいう。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表（一）

その月の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額												額
円 3,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	給與の金額 の17%に 相当する 金額 円
3,000	3,200	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	510
3,200	3,400	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	544
3,400	3,600	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	578
3,600	3,800	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	612
3,800	4,000	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	646
4,000	4,200	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	680
4,200	4,400	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	714
4,400	4,600	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	748
4,600	4,800	282	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	782
4,800	5,000	316	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	816
5,000	5,200	350	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	854
5,200	5,400	384	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	897
5,400	5,600	418	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	939
5,600	5,800	452	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	982
5,800	6,000	486	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,024
6,000	6,200	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,067
6,200	6,400	554	304	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,109
6,400	6,600	588	338	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,152
6,600	6,800	622	372	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,194
6,800	7,000	656	406	156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,237
7,000	7,200	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,279
7,200	7,400	724	474	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,322
7,400	7,600	758	508	258	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1,364
7,600	7,800	792	542	292	42	0	0	0	0	0	0	0	0	1,407
7,800	8,000	826	576	326	76	0	0	0	0	0	0	0	0	1,449
8,000	8,200	860	610	360	110	0	0	0	0	0	0	0	0	1,492
8,200	8,400	894	644	394	144	0	0	0	0	0	0	0	0	1,534
8,400	8,600	928	678	428	178	0	0	0	0	0	0	0	0	1,577
8,600	8,800	962	712	462	212	0	0	0	0	0	0	0	0	1,619
8,800	9,000	996	746	496	246	0	0	0	0	0	0	0	0	1,662
9,000	9,200	1,030	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0	1,704
9,200	9,400	1,064	814	564	314	64	0	0	0	0	0	0	0	1,747
9,400	9,600	1,098	848	598	348	98	0	0	0	0	0	0	0	1,789
9,600	9,800	1,132	882	632	382	132	0	0	0	0	0	0	0	1,832
9,800	10,000	1,166	916	666	416	166	0	0	0	0	0	0	0	1,874
10,000	10,200	1,200	950	700	450	200	0	0	0	0	0	0	0	1,917
10,200	10,400	1,234	984	734	484	234	0	0	0	0	0	0	0	1,959
10,400	10,600	1,268	1,018	768	518	268	18	0	0	0	0	0	0	2,002
10,600	10,800	1,302	1,052	802	552	302	52	0	0	0	0	0	0	2,044
10,800	11,000	1,336	1,086	836	586	336	86	0	0	0	0	0	0	2,087
11,000	11,200	1,370	1,120	870	620	370	120	0	0	0	0	0	0	2,130
11,200	11,400	1,404	1,154	904	654	404	154	0	0	0	0	0	0	2,172
11,400	11,600	1,438	1,188	938	688	438	188	0	0	0	0	0	0	2,214
11,600	11,800	1,472	1,222	972	722	472	222	0	0	0	0	0	0	2,257
11,800	12,000	1,506	1,256	1,006	756	506	256	6	0	0	0	0	0	2,300
12,000	12,200	1,540	1,290	1,040	790	540	290	40	0	0	0	0	0	2,343
12,200	12,400	1,574	1,324	1,074	824	574	324	74	0	0	0	0	0	2,386
12,400	12,600	1,608	1,358	1,108	858	608	358	108	0	0	0	0	0	2,428
12,600	12,800	1,642	1,392	1,142	892	642	392	142	0	0	0	0	0	2,471
12,800	13,000	1,676	1,426	1,176	926	676	426	176	0	0	0	0	0	2,513
13,000	13,200	1,710	1,460	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	0	2,556
13,200	13,400	1,744	1,494	1,244	994	744	494	244	0	0	0	0	0	2,598
13,400	13,600	1,778	1,528	1,278	1,028	778	528	278	28	0	0	0	0	2,641
13,600	13,800	1,812	1,562	1,312	1,062	812	562	312	62	0	0	0	0	2,684
13,800	14,000	1,846	1,596	1,346	1,096	846	596	346	96	0	0	0	0	2,727

イ 月 額 表 (二)

その月の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未満	税 額												額
14,000	14,200	2,195	1,829	1,517	1,204	892	630	380	130	0	0	0	0	2,945
14,200	14,400	2,246	1,872	1,559	1,247	934	664	414	164	0	0	0	0	2,996
14,400	14,600	2,297	1,922	1,602	1,289	977	698	448	198	0	0	0	0	3,047
14,600	14,800	2,348	1,973	1,644	1,332	1,019	732	482	232	0	0	0	0	3,098
14,800	15,000	2,399	2,024	1,687	1,374	1,062	766	516	266	16	0	0	0	3,153
15,000	15,500	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	550	300	50	0	0	0	3,212
15,500	16,000	2,577	2,202	1,835	1,523	1,210	898	635	385	135	0	0	0	3,361
16,000	16,500	2,705	2,330	1,955	1,629	1,317	1,004	720	470	220	0	0	0	3,510
16,500	17,000	2,832	2,457	2,082	1,735	1,423	1,110	805	555	305	55	0	0	3,658
17,000	17,500	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	650	400	150	0	0	3,825
17,500	18,000	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	750	500	250	0	0	4,000
18,000	18,500	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	854	600	350	100	0	4,175
18,500	19,000	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	979	700	450	200	0	4,350
19,000	19,500	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	550	300	0	4,525
19,500	20,000	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	650	400	0	4,717
20,000	20,500	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	750	500	0	4,917
20,500	21,000	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	854	600	0	5,117
21,000	21,500	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	979	700	0	5,317
21,500	22,000	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	0	5,517
22,000	22,500	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	0	5,717
22,500	23,000	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	0	5,917
23,000	23,500	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	0	6,117
23,500	24,000	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	0	6,317
24,000	24,500	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	0	6,517
24,500	25,000	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	0	6,717
25,000	25,500	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	0	6,917
25,500	26,000	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	0	7,117
26,000	26,500	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	0	7,317
26,500	27,000	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	0	7,517
27,000	27,500	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	0	7,717
27,500	28,000	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	0	7,917
28,000	28,500	7,117	6,617	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	0	8,142
28,500	29,000	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	0	8,367
29,000	29,500	7,517	7,017	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	0	8,592
29,500	30,000	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	0	8,817
30,000	31,000	7,917	7,417	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	0	9,042
31,000	32,000	8,367	7,817	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	0	9,492
32,000	33,000	8,817	8,254	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	0	9,942
33,000	34,000	9,267	8,704	8,142	7,617	7,117	6,617	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	0	10,392
34,000	35,000	9,717	9,154	8,592	8,029	7,517	7,017	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	0	10,842
35,000	36,000	10,167	9,604	9,042	8,479	7,917	7,417	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	0	11,292
36,000	37,000	10,617	10,054	9,492	8,929	8,367	7,817	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	0	11,742
37,000	38,000	11,067	10,504	9,942	9,379	8,817	8,254	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	0	12,192
38,000	39,000	11,517	10,954	10,392	9,829	9,267	8,704	8,142	7,617	7,117	6,617	6,117	0	12,642
39,000	40,000	11,967	11,404	10,842	10,279	9,717	9,154	8,592	8,029	7,517	7,017	6,517	0	13,092
40,000	41,000	12,417	11,854	11,292	10,729	10,167	9,604	9,042	8,479	7,917	7,417	6,917	0	13,542
41,000	42,000	12,867	12,304	11,742	11,179	10,617	10,054	9,492	8,929	8,367	7,817	7,317	0	13,992
42,000	43,000	13,317	12,754	12,192	11,629	11,067	10,504	9,942	9,379	8,817	8,254	7,717	0	14,442
43,000	44,000	13,767	13,204	12,642	12,079	11,517	10,954	10,392	9,829	9,267	8,704	8,142	0	14,892
44,000	45,000	14,217	13,654	13,092	12,529	11,967	11,404	10,842	10,279	9,717	9,154	8,592	0	15,342
45,000	46,000	14,667	14,104	13,542	12,979	12,417	11,854	11,292	10,729	10,167	9,604	9,042	0	15,834
46,000	47,000	15,117	14,554	13,992	13,429	12,867	12,304	11,742	11,179	10,617	10,054	9,492	0	16,334
47,000	48,000	15,584	15,004	14,442	13,879	13,317	12,754	12,192	11,629	11,067	10,504	9,942	0	16,834
48,000	49,000	16,084	15,459	14,892	14,329	13,767	13,204	12,642	12,079	11,517	10,954	10,392	0	17,334
49,000	50,000	16,584	15,959	15,342	14,779	14,217	13,654	13,092	12,529	11,967	11,404	10,842	0	17,834
50,000	51,000	17,084	16,459	15,834	15,229	14,667	14,104	13,542	12,979	12,417	11,854	11,292	0	18,334
51,000	52,000	17,584	16,959	16,334	15,709	15,117	14,554	13,992	13,429	12,867	12,304	11,742	0	18,834
52,000	53,000	18,084	17,459	16,834	16,209	15,584	15,004	14,442	13,879	13,317	12,754	12,192	0	19,334
53,000	54,000	18,584	17,959	17,334	16,709	16,084	15,459	14,892	14,329	13,767	13,204	12,642	0	19,834
54,000	55,000	19,084	18,459	17,834	17,209	16,584	15,959	15,342	14,779	14,217	13,654	13,092	0	20,334

イ 月 額 表 (三)

その月の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十五條 第八項の 規定による 税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
55,000	56,000	19,584	18,959	18,334	17,709	17,084	16,459	15,834	15,229	14,667	14,104	13,542	20,834	
56,000	57,000	20,084	19,459	18,834	18,209	17,584	16,959	16,334	15,709	15,117	14,554	13,992	21,334	
57,000	58,000	20,584	19,959	19,334	18,709	18,084	17,459	16,834	16,209	15,584	15,004	14,442	21,834	
58,000	59,000	21,084	20,459	19,834	19,209	18,584	17,959	17,334	16,709	16,084	15,459	14,892	22,334	
59,000	60,000	21,584	20,959	20,334	19,709	19,084	18,459	17,834	17,209	16,584	15,959	15,342	22,834	
60,000円		22,084	21,459	20,834	20,209	19,584	18,959	18,334	17,709	17,084	16,459	15,834	23,334	
60,000円を こえる金額		60,000円の場合の税額に、給與の金額のうち60,000円をこえる金額の50%に相当する金額を 加算した金額												
扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その 10人をこえる1人ごとに280円を控除した金額														

(備考 税額の求め方) まずその者の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族1人を有するものとして計算する)に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 給與所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 週 額 表（一）

その週の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税 額											額
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	給與の金額の17%に相当する金額
700	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119
750	800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127
800	850	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136
850	900	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144
900	950	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153
950	1,000	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161
1,000	1,050	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170
1,050	1,100	61	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178
1,100	1,150	70	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187
1,150	1,200	78	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	195
1,200	1,250	87	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206
1,250	1,300	95	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216
1,300	1,350	104	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	227
1,350	1,400	112	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	237
1,400	1,450	121	62	4	0	0	0	0	0	0	0	0	248
1,450	1,500	129	71	12	0	0	0	0	0	0	0	0	259
1,500	1,550	138	79	21	0	0	0	0	0	0	0	0	269
1,550	1,600	146	88	29	0	0	0	0	0	0	0	0	280
1,600	1,650	155	96	38	0	0	0	0	0	0	0	0	291
1,650	1,700	163	105	46	0	0	0	0	0	0	0	0	301
1,700	1,750	172	113	55	0	0	0	0	0	0	0	0	312
1,750	1,800	180	122	63	5	0	0	0	0	0	0	0	322
1,800	1,850	189	130	72	14	0	0	0	0	0	0	0	333
1,850	1,900	198	139	80	22	0	0	0	0	0	0	0	344
1,900	1,950	208	147	89	31	0	0	0	0	0	0	0	354
1,950	2,000	219	156	97	39	0	0	0	0	0	0	0	365
2,000	2,050	230	164	106	48	0	0	0	0	0	0	0	376
2,050	2,100	240	173	114	56	0	0	0	0	0	0	0	386
2,100	2,150	251	181	123	65	6	0	0	0	0	0	0	397
2,150	2,200	261	190	131	73	15	0	0	0	0	0	0	407
2,200	2,250	272	199	140	82	23	0	0	0	0	0	0	418
2,250	2,300	283	210	148	90	32	0	0	0	0	0	0	429
2,300	2,350	293	220	157	99	40	0	0	0	0	0	0	440
2,350	2,400	304	231	165	107	49	0	0	0	0	0	0	453
2,400	2,450	315	242	174	116	57	0	0	0	0	0	0	466
2,450	2,500	325	252	182	124	66	7	0	0	0	0	0	478
2,500	2,550	336	263	191	133	74	16	0	0	0	0	0	491
2,550	2,600	346	273	200	141	83	24	0	0	0	0	0	504
2,600	2,650	357	284	211	150	91	33	0	0	0	0	0	517
2,650	2,700	368	295	222	158	100	41	0	0	0	0	0	529
2,700	2,750	378	305	232	167	108	50	0	0	0	0	0	542
2,750	2,800	389	316	243	175	117	58	0	0	0	0	0	555
2,800	2,850	400	327	254	184	125	67	8	0	0	0	0	568
2,850	2,900	410	337	264	192	134	75	17	0	0	0	0	580
2,900	2,950	421	348	275	202	142	84	25	0	0	0	0	593
2,950	3,000	431	358	285	212	151	92	34	0	0	0	0	606
3,000	3,050	443	369	296	223	159	101	42	0	0	0	0	619
3,050	3,100	456	380	307	234	168	109	51	0	0	0	0	631
3,100	3,150	469	390	317	244	176	118	59	1	0	0	0	644
3,150	3,200	482	401	328	255	185	126	68	9	0	0	0	657
3,200	3,250	494	412	339	266	193	135	76	18	0	0	0	670
3,250	3,300	507	422	349	276	203	143	85	26	0	0	0	682
3,300	3,350	520	433	360	287	214	152	93	35	0	0	0	695
3,350	3,400	533	445	370	297	224	160	102	43	0	0	0	708
3,400	3,450	545	458	381	308	235	169	110	52	0	0	0	721

週額表(二)

その週の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第五項の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,450	3,500	558	470	392	319	246	177	119	60	2	0	0	734	
3,500	3,550	571	483	402	329	256	186	127	69	11	0	0	749	
3,550	3,600	584	496	413	340	267	194	136	77	19	0	0	764	
3,600	3,650	596	509	424	351	278	205	144	86	28	0	0	779	
3,650	3,700	609	521	434	361	288	215	153	94	36	0	0	793	
3,700	3,750	622	534	447	372	299	226	161	103	45	0	0	808	
3,750	3,800	635	547	459	382	309	236	170	111	53	0	0	823	
3,800	3,850	647	560	472	393	320	247	178	120	62	3	0	838	
3,850	3,900	660	572	485	404	331	258	187	128	70	12	0	853	
3,900	3,950	673	586	498	415	342	269	196	137	79	20	0	868	
3,950	4,000	688	601	513	427	354	281	208	147	89	30	0	886	
4,000	4,100	703	616	528	440	367	294	221	157	99	40	0	903	
4,100	4,200	734	646	558	470	392	319	246	177	119	60	2	938	
4,200	4,300	769	676	588	500	417	344	271	198	139	80	22	973	
4,300	4,400	804	706	618	530	443	369	296	223	159	100	42	1,008	
4,400	4,500	839	737	648	560	473	394	321	248	179	120	62	1,043	
4,500	4,600	874	772	678	590	503	419	346	273	200	140	82	1,080	
4,600	4,700	909	807	708	620	533	445	371	298	225	160	102	1,120	
4,700	4,800	944	842	739	650	563	475	396	323	250	180	122	1,160	
4,800	4,900	979	877	774	680	593	505	421	348	275	202	142	1,200	
4,900	5,000	1,014	912	809	710	623	535	448	373	300	227	162	1,240	
5,000	5,100	1,049	947	844	742	653	565	478	398	325	252	182	1,280	
5,100	5,200	1,086	982	879	777	683	595	508	423	350	277	204	1,320	
5,200	5,300	1,126	1,017	914	812	713	625	538	450	375	302	229	1,360	
5,300	5,400	1,166	1,052	949	847	745	655	568	480	400	327	254	1,400	
5,400	5,500	1,206	1,090	984	882	780	685	598	510	425	352	279	1,440	
5,500	5,600	1,246	1,130	1,019	917	815	715	628	540	452	377	304	1,480	
5,600	5,700	1,286	1,170	1,054	952	850	748	658	570	482	402	329	1,520	
5,700	5,800	1,326	1,210	1,093	987	885	783	688	600	512	427	354	1,560	
5,800	5,900	1,366	1,250	1,133	1,022	920	818	718	630	542	455	379	1,600	
5,900	6,000	1,406	1,290	1,173	1,057	955	853	751	660	572	485	404	1,640	
6,000	6,100	1,446	1,330	1,213	1,096	990	888	786	690	602	515	429	1,680	
6,100	6,200	1,486	1,370	1,253	1,136	1,025	922	821	720	632	545	457	1,720	
6,200	6,300	1,526	1,410	1,293	1,176	1,060	958	856	753	662	575	487	1,760	
6,300	6,400	1,566	1,450	1,333	1,216	1,099	993	891	788	692	605	517	1,800	
6,400	6,500	1,606	1,490	1,373	1,256	1,139	1,028	926	823	722	635	547	1,840	
6,500	6,600	1,646	1,530	1,413	1,296	1,179	1,063	961	858	756	665	577	1,884	
6,600	6,700	1,686	1,570	1,453	1,336	1,219	1,102	996	893	791	695	607	1,929	
6,700	6,800	1,726	1,610	1,493	1,376	1,259	1,142	1,031	928	826	725	637	1,974	
6,800	6,900	1,766	1,650	1,533	1,416	1,299	1,182	1,066	963	861	759	667	2,019	
6,900	7,000	1,806	1,690	1,573	1,456	1,339	1,222	1,106	998	896	794	697	2,064	
7,000	7,100	1,846	1,730	1,613	1,496	1,379	1,262	1,146	1,033	931	829	727	2,109	
7,100	7,200	1,891	1,770	1,653	1,536	1,419	1,302	1,186	1,068	966	864	762	2,154	
7,200	7,300	1,936	1,810	1,693	1,576	1,459	1,342	1,226	1,109	1,001	899	797	2,199	
7,300	7,400	1,981	1,850	1,733	1,616	1,499	1,382	1,266	1,149	1,036	934	832	2,244	
7,400	7,500	2,026	1,895	1,773	1,656	1,539	1,422	1,306	1,189	1,072	969	867	2,289	
7,500	7,600	2,071	1,940	1,813	1,696	1,579	1,462	1,346	1,229	1,112	1,004	902	2,334	
7,600	7,700	2,116	1,985	1,853	1,736	1,619	1,502	1,386	1,269	1,152	1,039	937	2,379	
7,700	7,800	2,161	2,030	1,898	1,776	1,659	1,542	1,426	1,309	1,192	1,075	972	2,424	
7,800	7,900	2,206	2,075	1,943	1,816	1,699	1,582	1,466	1,349	1,232	1,115	1,007	2,469	
7,900	8,000	2,251	2,120	1,988	1,857	1,739	1,622	1,506	1,389	1,272	1,155	1,042	2,514	
8,000	8,250	2,296	2,165	2,033	1,902	1,779	1,662	1,546	1,429	1,312	1,195	1,078	2,559	
8,250	8,500	2,408	2,277	2,146	2,014	1,883	1,762	1,646	1,529	1,412	1,295	1,178	2,671	
8,500	8,750	2,521	2,390	2,258	2,127	1,995	1,864	1,746	1,629	1,512	1,395	1,278	2,784	
8,750	9,000	2,633	2,502	2,371	2,239	2,108	1,976	1,846	1,729	1,612	1,495	1,378	2,896	
9,000	9,250	2,746	2,615	2,483	2,352	2,220	2,089	1,958	1,829	1,712	1,595	1,478	3,009	
9,250	9,500	2,858	2,727	2,596	2,464	2,333	2,201	2,070	1,939	1,812	1,695	1,578	3,121	
9,500	9,750	2,971	2,840	2,708	2,577	2,445	2,314	2,183	2,051	1,920	1,795	1,678	3,234	
9,750	10,000	3,083	2,952	2,821	2,689	2,558	2,426	2,295	2,164	2,032	1,901	1,778	3,346	
10,000	10,250	3,196	3,065	2,933	2,802	2,670	2,539	2,408	2,276	2,145	2,013	1,882	3,459	

ロ 週 額 表 (三)

その週の給与 の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條 第五項 の規定 による 税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満		税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10,250	10,500	3,308	3,177	3,046	2,914	2,783	2,651	2,520	2,389	2,257	2,126	1,994	3,571
10,500	10,750	3,421	3,290	3,158	3,027	2,895	2,764	2,633	2,501	2,370	2,238	2,107	3,694
10,750	11,000	3,533	3,402	3,271	3,139	3,008	2,876	2,745	2,614	2,482	2,351	2,219	3,819
11,000	11,250	3,652	3,515	3,383	3,252	3,120	2,989	2,858	2,726	2,595	2,463	2,332	3,944
11,250	11,500	3,777	3,631	3,496	3,364	3,233	3,101	2,970	2,839	2,707	2,576	2,444	4,069
11,500	11,750	3,902	3,756	3,610	3,477	3,345	3,214	3,083	2,951	2,820	2,688	2,557	4,194
11,750	12,000	4,027	3,881	3,735	3,589	3,458	3,326	3,195	3,064	2,932	2,801	2,669	4,319
12,000	12,250	4,152	4,006	3,860	3,714	3,570	3,439	3,308	3,176	3,045	2,913	2,782	4,444
12,250	12,500	4,277	4,131	3,985	3,839	3,693	3,551	3,420	3,289	3,157	3,026	2,894	4,569
12,500	12,750	4,402	4,256	4,110	3,964	3,818	3,672	3,533	3,401	3,270	3,138	3,007	4,694
12,750	13,000	4,527	4,381	4,235	4,089	3,943	3,797	3,651	3,514	3,382	3,251	3,119	4,819
13,000	13,250	4,652	4,506	4,360	4,214	4,068	3,922	3,776	3,630	3,495	3,363	3,232	4,944
13,250	13,500	4,777	4,631	4,485	4,339	4,193	4,047	3,901	3,755	3,609	3,476	3,344	5,069
13,500	13,750	4,902	4,756	4,610	4,464	4,318	4,172	4,026	3,880	3,734	3,588	3,457	5,194
13,750	14,000	5,027	4,881	4,735	4,589	4,443	4,297	4,151	4,005	3,859	3,713	3,569	5,319
14,000	14,250	5,152	5,006	4,860	4,714	4,568	4,422	4,276	4,130	3,984	3,838	3,692	5,444
14,250	14,500	5,277	5,131	4,985	4,839	4,693	4,547	4,401	4,255	4,109	3,963	3,817	5,569
14,500	14,750	5,402	5,256	5,110	4,964	4,818	4,672	4,526	4,380	4,234	4,088	3,942	5,694
14,750	15,000	5,527	5,381	5,235	5,089	4,943	4,797	4,651	4,505	4,359	4,213	4,067	5,819
15,000円		5,652	5,506	5,360	5,214	5,068	4,922	4,776	4,630	4,484	4,338	4,192	5,944
15,000 円をこ える金額		15,000 円の場合の税額に、給与の金額のうち 15,000 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を 加 算した金額											
扶養親族及び不具者の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 70 円を控除した金額													

(備考。税額の求め方) まずその者の給与の金額に応じて給与の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告
された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる
場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族 1 人を有するものとして計算する。)に応じて求めた該当欄
との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号、
第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表（一）

その日の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	丙 第三十八條第一項第一号の規定による税額			
		扶養親族及び不具者の数														
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人		
以上	未満	税 額										額	額			
110円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
110	120	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0
120	130	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0
130	140	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0
140	150	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0
150	160	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0
160	170	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0
170	180	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
180	190	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
190	200	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
200	210	17	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0
210	220	18	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
220	230	20	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
230	240	22	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
240	250	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
250	260	25	17	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
260	270	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
270	280	29	20	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
280	290	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
290	300	33	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
300	310	35	25	17	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
310	320	37	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
320	330	40	29	20	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0
330	340	42	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	0	0	63	0
340	350	44	33	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	65	0
350	360	46	35	25	17	9	0	0	0	0	0	0	0	0	68	2
360	370	48	38	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	0	70	4
370	380	50	40	29	20	12	4	0	0	0	0	0	0	0	73	5
380	390	52	42	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	0	75	7
390	400	54	44	33	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	78	9
400	410	57	46	36	26	17	9	0	0	0	0	0	0	0	81	11
410	420	59	48	38	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	83	12
420	430	61	50	40	29	21	12	4	0	0	0	0	0	0	86	14
430	440	63	52	42	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	88	16
440	450	66	55	44	34	24	16	7	0	0	0	0	0	0	91	17
450	460	68	57	46	36	26	17	9	0	0	0	0	0	0	93	19
460	470	71	59	48	38	27	19	11	2	0	0	0	0	0	96	21
470	480	73	61	50	40	29	21	12	4	0	0	0	0	0	98	22
480	490	76	63	53	42	32	22	14	6	0	0	0	0	0	101	24
490	500	78	66	55	44	34	24	16	7	0	0	0	0	0	103	26
500	520	81	68	57	46	36	26	17	9	1	0	0	0	0	107	28
520	540	86	73	61	51	40	30	21	12	4	0	0	0	0	113	31
540	560	91	78	66	55	44	34	24	16	7	0	0	0	0	119	34
560	580	96	84	71	59	49	38	28	19	11	2	0	0	0	125	38
580	600	102	90	77	64	54	43	33	23	15	6	0	0	0	132	43
600	620	110	96	83	70	59	48	38	27	19	10	2	0	0	139	47
620	640	117	102	89	76	64	53	43	32	23	14	6	0	0	146	51
640	660	124	109	95	82	70	58	48	37	27	18	10	0	0	153	55
660	680	131	116	101	88	76	63	53	42	32	22	14	0	0	161	60
680	700	138	123	108	94	82	69	58	47	37	26	18	0	0	169	64
700	720	145	130	115	100	88	75	63	52	42	31	22	0	0	177	68
720	740	152	137	122	108	94	81	69	57	47	36	26	0	0	185	72
740	760	159	144	129	115	100	87	75	62	52	41	31	0	0	193	77
760	780	167	151	136	122	107	93	81	68	57	46	36	0	0	201	81
780	800	175	159	143	129	114	99	87	74	62	51	41	0	0	209	86
800	820	183	167	150	136	121	106	93	80	67	56	46	0	0	217	92

ハ 日 額 表 (二)

その日の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	丙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	丁 第三十八條第一項第一号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			
以上	未満	税 額										額	額	額
820	840	191	175	158	143	128	113	99	86	73	61	51	225	98
840	860	199	183	166	150	135	120	106	92	79	67	56	233	104
860	880	207	191	174	157	142	127	113	98	85	73	61	241	110
880	900	215	199	182	165	149	134	120	105	91	79	66	249	116
900	920	223	207	190	173	156	141	127	112	97	85	72	257	122
920	940	231	215	198	181	164	148	134	119	103	91	78	265	128
940	960	239	223	206	189	172	155	141	126	111	97	84	274	134
960	980	247	231	214	197	180	163	148	133	118	103	90	283	140
980	1,000	255	239	222	205	188	171	155	140	125	110	96	292	146
1,000	1,050	263	247	230	213	196	179	163	147	132	117	102	301	153
1,050	1,100	285	267	250	233	216	199	183	166	150	135	120	323	170
1,100	1,150	308	289	270	253	236	219	203	186	169	152	138	346	188
1,150	1,200	330	312	293	274	256	239	223	206	189	172	155	368	205
1,200	1,250	353	334	315	296	277	259	243	226	209	192	175	391	225
1,250	1,300	375	357	338	319	300	281	263	246	229	212	195	413	245
1,300	1,350	398	379	360	341	322	303	285	266	249	232	215	436	265
1,350	1,400	420	402	383	364	345	326	307	288	269	252	235	458	285
1,400	1,450	443	424	405	386	367	348	330	311	292	273	255	481	305
1,450	1,500	465	447	428	409	390	371	352	333	314	295	276	503	325
1,500	1,550	488	469	450	431	412	393	375	356	337	318	299	528	345
1,550	1,600	510	492	473	454	435	416	397	378	359	340	321	553	365
1,600	1,650	536	515	495	476	457	438	420	401	382	363	344	578	388
1,650	1,700	561	540	519	499	480	461	442	423	404	385	366	603	410
1,700	1,750	586	565	544	523	502	483	465	446	427	408	389	628	433
1,750	1,800	611	590	569	548	527	506	487	468	449	430	411	653	455
1,800	1,850	636	615	594	573	552	531	510	491	472	453	434	678	478
1,850	1,900	661	640	619	598	577	556	535	513	494	475	456	703	500
1,900	1,950	686	665	644	623	602	581	560	539	518	498	479	728	523
1,950	2,000	711	690	669	648	627	606	585	564	543	522	501	753	545
2,000 円		736	715	694	673	652	631	610	589	568	547	526	778	568
2,000 円をこえる金額		2,000 円の場合の税額に、給與の金額のうち 2,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額												
扶養親族及び不具者の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 10 円を控除した金額														

(備考 税額の求め方) まずその者の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合にはこれらの控除が認められるごとに扶養親族 1 人を有するものとして計算する。)に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三 年末調整のための簡易税額表（第四十條の規定による所得税額表）

(一)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上	未 満	税 額										
円 35,890	円未満 円0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
35,890	36,480	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36,480	37,060	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,060	37,650	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,650	38,240	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38,240	38,830	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38,830	39,420	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39,420	40,000	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40,000	41,180	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41,180	42,360	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42,360	43,530	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43,530	44,710	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44,710	45,890	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45,890	47,060	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47,060	48,240	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48,240	49,420	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49,420	50,590	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50,590	51,770	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51,770	52,950	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52,950	54,120	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54,120	55,300	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55,300	56,480	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56,480	57,650	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57,650	58,830	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58,830	60,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60,000	61,180	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61,180	62,360	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62,360	63,530	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63,530	64,710	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64,710	65,890	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65,890	67,060	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67,060	68,240	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68,240	69,420	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69,420	70,590	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70,590	71,770	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71,770	72,950	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0
72,950	74,120	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0
74,120	75,300	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0
75,300	76,480	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0
76,480	77,650	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0
77,650	78,830	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0
78,830	80,000	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0
80,000	81,180	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0
81,180	82,360	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0
82,360	83,530	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
83,530	84,710	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0
84,710	85,890	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0
85,890	87,060	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0
87,060	88,240	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0
88,240	89,420	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0
89,420	90,590	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0
90,590	91,770	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0
91,770	92,950	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0
92,950	94,120	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0
94,120	95,300	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0

(二)

その年の保険料控 除後の給與の金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
95,300	96,480	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0
96,480	97,650	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0
97,650	98,830	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0
98,830	100,000	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0
100,000	101,180	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0
101,180	102,360	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0
102,360	103,530	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0
103,530	104,710	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0
104,710	105,890	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0
105,890	107,060	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
107,060	108,240	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0
108,240	109,420	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0
109,420	110,590	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0
110,590	111,770	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0
111,770	112,950	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0
112,950	114,120	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0
114,120	115,300	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0
115,300	116,480	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0
116,480	117,650	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0
117,650	118,830	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0
118,830	120,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0
120,000	121,180	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0
121,180	122,360	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0
122,360	123,530	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0
123,530	124,710	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0
124,710	125,890	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0
125,890	127,060	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0
127,060	128,240	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0
128,240	129,420	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0
129,420	130,590	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0
130,590	131,770	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0
131,770	132,950	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0
132,950	134,120	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0
134,120	135,300	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0
135,300	136,480	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0
136,480	137,650	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0
137,650	138,830	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0
138,830	140,000	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0
140,000	141,180	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0
141,180	142,360	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0
142,360	143,530	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0
143,530	144,710	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0
144,710	145,890	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0
145,890	147,060	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0
147,060	148,240	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0
148,240	149,420	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0
149,420	150,590	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0
150,590	151,770	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0
151,770	152,950	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0
152,950	155,300	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0
155,300	157,650	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0
157,650	160,000	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0
160,000	162,360	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0
162,360	164,710	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0
164,710	167,060	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0
167,060	169,420	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0
169,420	171,770	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0
171,770	174,120	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0
174,120	176,480	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0
176,480	178,830	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0

(三)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
178,830	181,180	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0
181,180	183,530	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0
183,530	185,880	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0
185,880	188,240	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0
188,240	190,590	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0
190,590	192,950	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0
192,950	195,300	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0
195,300	197,650	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0
197,650	200,000	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0
200,000	202,000	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0
202,000	204,000	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0
204,000	206,000	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0
206,000	208,000	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0
208,000	210,000	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0
210,000	212,000	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0
212,000	214,000	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400
214,000	216,000	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800
216,000	218,000	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200
218,000	220,000	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600
220,000	222,000	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000
222,000	224,000	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400
224,000	226,000	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800
226,000	228,000	43,100	37,800	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200
228,000	230,000	43,800	38,500	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600
230,000	232,000	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000
232,000	234,000	45,200	39,950	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400
234,000	236,000	45,900	40,650	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800
236,000	238,000	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200
238,000	240,000	47,300	42,050	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600
240,000	242,000	48,000	42,750	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000
242,000	244,000	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400
244,000	246,000	49,400	44,150	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800
246,000	248,000	50,100	44,850	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200
248,000	250,000	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600
250,000	252,000	51,500	46,250	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000
252,000	254,000	52,200	46,950	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400
254,000	256,000	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800
256,000	258,000	53,600	48,350	43,100	37,850	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200
258,000	260,000	54,300	49,050	43,800	38,550	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600
260,000	262,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000
262,000	264,000	55,800	50,450	45,200	39,950	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500
264,000	266,000	56,600	51,150	45,900	40,650	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000
266,000	268,000	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500
268,000	270,000	58,200	52,550	47,300	42,050	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000
270,000	272,000	59,000	53,250	48,000	42,750	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500
272,000	274,000	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000
274,000	276,000	60,600	54,650	49,400	44,150	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500
276,000	278,000	61,400	55,400	50,100	44,850	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000
278,000	280,000	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500
280,000	282,000	63,000	57,000	51,500	46,250	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000
282,000	284,000	63,800	57,800	52,200	46,950	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500
284,000	286,000	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000
286,000	288,000	65,400	59,400	53,600	48,350	43,100	37,850	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500
288,000	290,000	66,200	60,200	54,300	49,050	43,800	38,550	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000
290,000	293,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500
293,000	296,000	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250
296,000	299,000	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000
299,000	302,000	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750
302,000	305,000	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500
305,000	308,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500	21,250

(四)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
308,000	311,000	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000
311,000	314,000	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300	22,800
314,000	317,000	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700
317,000	320,000	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100	24,600
320,000	323,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500
323,000	326,000	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400
326,000	329,000	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300
329,000	332,000	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200
332,000	335,000	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100
335,000	338,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000
338,000	341,000	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900
341,000	344,000	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800
344,000	347,000	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700
347,000	350,000	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600
350,000	353,000	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500
353,000	356,000	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400
356,000	359,000	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300
359,000	362,000	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200
362,000	365,000	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200
365,000	368,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250
368,000	371,000	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300
371,000	374,000	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350
374,000	377,000	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400
377,000	380,000	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450
380,000	383,000	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500
383,000	386,000	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550
386,000	389,000	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600
389,000	392,000	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650
392,000	395,000	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700
395,000	398,000	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750
398,000	401,000	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800
401,000	404,000	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850
404,000	407,000	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900
407,000	410,000	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950
410,000	413,000	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000
413,000	416,000	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200
416,000	419,000	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400
419,000	422,000	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600
422,000	425,000	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800
425,000	428,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000
428,000	431,000	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200
431,000	434,000	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400
434,000	437,000	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600
437,000	440,000	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800
440,000	443,000	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000
443,000	446,000	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200
446,000	449,000	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400
449,000	452,000	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600
452,000	455,000	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800
455,000	458,000	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000
458,000	461,000	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200
461,000	464,000	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400
464,000	467,000	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600
467,000	470,000	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800
470,000	473,000	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000
473,000	476,000	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200
476,000	479,000	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400
479,000	482,000	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600
482,000	485,000	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800
485,000	488,000	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000

(五)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人
以 上	未 満	税 額										
488,000	491,000	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200
491,000	494,000	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400
494,000	497,000	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600
497,000	500,000	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800
500,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
500,000	503,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
503,000	506,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
506,000	509,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
509,000	512,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
512,000	515,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
515,000 円		—	158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
515,000	518,000	—	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250
518,000	521,000	—	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600
521,000	524,000	—	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950
524,000	527,000	—	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300
527,000	530,000	—	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650
530,000 円		—	158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
530,000	533,000	—	—	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000
533,000	536,000	—	—	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350
536,000	539,000	—	—	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700
539,000	542,000	—	—	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050
542,000	545,000	—	—	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400
545,000 円		—	—	158,000	—	—	—	—	—	—	—	—
545,000	548,000	—	—	—	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750
548,000	551,000	—	—	—	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100
551,000	554,000	—	—	—	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450
554,000	557,000	—	—	—	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800
557,000	560,000	—	—	—	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150
560,000 円		—	—	—	158,000	—	—	—	—	—	—	—
560,000	563,000	—	—	—	—	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500
563,000	566,000	—	—	—	—	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850
566,000	569,000	—	—	—	—	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200
569,000	572,000	—	—	—	—	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550
572,000	575,000	—	—	—	—	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900
575,000 円		—	—	—	—	158,000	—	—	—	—	—	—
575,000	578,000	—	—	—	—	—	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250
578,000	581,000	—	—	—	—	—	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600
581,000	584,000	—	—	—	—	—	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950
584,000	587,000	—	—	—	—	—	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300
587,000	590,000	—	—	—	—	—	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650
590,000 円		—	—	—	—	—	158,000	—	—	—	—	—
590,000	593,000	—	—	—	—	—	—	—	151,250	144,500	137,750	131,000
593,000	596,000	—	—	—	—	—	—	—	152,600	145,850	139,100	132,350
596,000	599,000	—	—	—	—	—	—	—	153,950	147,200	140,450	133,700
599,000	602,000	—	—	—	—	—	—	—	155,300	148,550	141,800	135,050
602,000	605,000	—	—	—	—	—	—	—	156,650	149,900	143,150	136,400
605,000 円		—	—	—	—	—	—	158,000	—	—	—	—
605,000	608,000	—	—	—	—	—	—	—	—	151,250	144,500	137,750
608,000	611,000	—	—	—	—	—	—	—	—	152,600	145,850	139,100
611,000	614,000	—	—	—	—	—	—	—	—	153,950	147,200	140,450
614,000	617,000	—	—	—	—	—	—	—	—	155,300	148,550	141,800
617,000	620,000	—	—	—	—	—	—	—	—	156,650	149,900	143,150
620,000 円		—	—	—	—	—	—	—	—	158,000	—	—

(六)

その年の保険料控除後の給與の金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上	未 満	税 額										
620,000円	623,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
623,000円	626,000円											151,250円
626,000円	629,000円											144,500円
629,000円	632,000円											152,600円
632,000円	635,000円											145,850円
	635,000円											153,950円
												147,200円
												155,300円
												148,550円
												156,650円
												149,900円
												158,000円
												—
												151,250円
												152,600円
												153,950円
												155,300円
												156,650円
												158,000円

扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、その年の保険料控除後の給與の金額からその15%に相当する金額（その金額が30,000円をこえる場合には、30,000円）を控除し、その控除後の金額について扶養控除、不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をなした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一 所得税の簡易税額表に定める金額

(備考 税額の求め方) まずその者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額（その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円）を控除し、その控除後の金額に給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数（その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族一人を有するものとして計算する。）に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

附則

- この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 改正後の所得税法（以下「新法」という。）中給與所得及び退職所得の源泉徴収に関する規定は、昭和二十六年四月一日以後に支拂期が到来する給與所得及び退職所得から適用し、同日前に支拂期が到来した給與所得及び退職所得の源泉徴収については、なお従前の例による。
- 所得税法臨時特例法（昭和二十五年法律第二百八十二号）第一條第一項第一号又は第三号の規定の適用を受ける給與所得で、その支拂期が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に到来したものに對する同項の規定による所得税額が当該給與所得に對する新法第三十八條第一項の規定による所得税額に比し過不足額があるときは、当該給與所得の支拂をする者は、超過額は、同年四月一日以後最初に給與所得の支拂をする際徴収すべき所得税額に充當し、なお超過額があるときは次回以降に給與所得の支拂をする際徴収すべき所得税額に順次充當し（これらの場合に徴収すべき税額がないときは、還付し）、不足額は、同日以後最初に給與所得の支拂をする際徴収し、なお不足額があるときは次回以降に給與所得の支拂をする際順次徴収し、それぞれその徴収の日の属する月の翌月十日までに政府に納付しなければならぬ。この場合において、当該給與所得の支拂を受ける者が第八項の
- 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法の規定の適用については、同法第三十八條第一項の規定により徴収して納付すべき所得税とみなす。
- 新法第四十八條第二項但書（同法第四十九條第二項において適用する場合を含む。）の規定は、昭和二十六年四月一日以後同法第四十八條第二項但書に規定する更正又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分限適用する。
- 第二項及び前項に定めるものを除く外、新法の規定（第六十一條の二の改正規定に係る部分、第六十一條の三及び第七十條第六号の改正規定に係る部分を除く。）は、昭和二十六年分以後の所得税から適用し、昭和二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人で、昭和二十六年一月一日以後これらの所得の計算に關し新法第二十六條の三第二項の規定に基き命令に準拠した帳簿書類を備えているものは、同條第四項の規定にかかわらず、この法律施行後二月以内に、昭和二十六年分以後青色申告

税を提出することの承認について同項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

8 新法第三十九條第一項の規定の適用を受ける者は、この法律施行の際にその者が新法第八條第三項から第五項までに規定する老年者、寡婦若しくは勤労学生に該当する場合又はこの法律の施行に因りその者について新法第八條第一項若しくは第二項に規定する扶養親族若しくは不具者との法律施行前に改正前の所得税法第三十九條の規定により提出した申告書に記載した扶養親族又は不具者とは異なることとなつた場合においては、この法律施行後最初に給與所得の支拂を受ける日の前日まで、新法第三十九條第一項又は第二項の規定に準じて、申告書を政府に提出しなければならない。

9 昭和二十五年分について確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九條第一項に規定する申告書を提出した者については、詐偽その他不正の行為により当該年分の所得税を免れた場合を除く外、昭和三十年四月一日以後は、時効期間満了前でも、第六項の規定にかかわらず、当該年分に係る同法第四十四條又は第四十六條の規定による更正又は決定をすることができない。

10 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項を削り、同條第三

項中「第一項」を「前項」に、「第十四條第二項」を「第十四條」に改める。

11 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「第二十一條の二第一項、及び、第二十六條の三第一項」を削る。

12 昭和二十五年分の所得税に対する災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項の規定による改正前の同法附則第四項の規定の例による。

13 連合国軍人等住宅公社法（昭和二十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項及び同條第二項の項番号を削る。
放逐法（昭和二十五年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。
第四十八條を次のように改める。

14 放逐法（昭和二十五年法律第二百三十二号）の一部を次のように改める。
第四十八條を次のように改める。
第四十八條 削除

15 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
第十條を次のように改める。
第十條 削除
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

法人税法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年二月二十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第四條第二号中「法令による公団、」の下に「連合国軍人等住宅公社、」を加え、同條第三号中「船舶運賃會」を「商船管理委員會」に改め、同條第四号中「及び社会保険診療報酬支拂基金及び日本放送協會」に改める。

第五條第三号中「国家公務員法の下に」又は「地方公務員法」を加え、国家公務員の組合その他の団体を「国家公務員又は地方公務員の団体」に改める。
第七條の二第二項中「第三十一條の二」を「第三十一條の三」に改める。

第九條第二項中「又は罰金」を「、地方税法の規定による市町村民税又は罰金に、」又は「国税徴收法第九條第三項を、」国税徴收法第九條第三項又は「地方税法に、」又は「延滞加算税額に相当する国税を、」延滞加算税額に相当する国税又は過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額若しくは延滞加算金額に改め、

同條第七項中「第九條の八」を「第九條の九」に改める。
第九條の二中「株式」を「額面株式」を「一、」から「当該株式の発行のために要した費用の額を控除した金額」と及び「無額面株式を発行した場合のその発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額」に改める。

第九條の五第二項中「合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し割り当てた株式の金額又はこれらの者の出資に引き当てた金額の合計額」と合併法人の合併に因り増加した資本又は出資の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時ににおける資本又は出資の金額）に、「株式の拂込金額又は出資金額」と資本又は出資の金額（被合併法人が二以上あるときは、これらの被合併法人の資本又は出資の金額の合計額とし、合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしなかつたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資は対応する被合併法人の資本又は出資の金額を控除した金額とする。）に改める。

第九條の六第二項第一号中「株式又は出資については、その拂込金額、以下本條において同じ。」を削り、同條第三号中「拂込金額」を「価額」に改め、同項に次の一号を加える。
四 法人が株式を有している場合において、その株式を発行する

法人が積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、当該株式を有している法人の有する株式に対応する部分の金額

同條第三項中「前項各号の場合を」前項第一号乃至第三号に規定する場合に、「その拂込金額」を「当該株式又は出資の価額」に改め、同條に次の一項を加える。
第二項第一号又は第二号に規定する場合において、株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少又は解散に因り取得する財産のうち株式又は出資があるときにおける当該株式又は出資の価額及び同項第三号に規定する場合において合併に因り取得する株式又は出資の価額は、前三項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、第二項第一号又は第二号に規定する場合において取得する株式を発行する法人が無額面株式を発行しているとき及び同項第三号に規定する場合において合併に因り無額面株式を発行したときにおいては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額による。

一 当該株式の取得の基因となつた株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議があり、退社若しくは脱退があり、又は解散に因る残余財産の分配に関する決定があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を発行済株式の総数で除した金額

二 当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合においては、当該法人の設立の時ににおける資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額

第九條の八の次に次の一條を加える。

第九條の九 法人が各事業年度において第二十六條の三第四項の規定により還付を受けた金額（同條第五項の規定により充当された金額を含む。）及び過誤納によつて還付を受け又は未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充当された法人税額（第四十二條の規定による利子税額を除く。）は、当該還付を受け又は充当された日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第十一條中「第九條の八」を「第九條の九」に改める。

第十六條第一項中「及び第九條の六を」と、第九條の五に規定する合併差益金のうち被合併法人の積立金から成る部分の金額及び第九條の六又は第九條の九に改める。

第十七條第一項第二号中「同族会社の下に（同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうち選定しないで同族会社となる会社に限る。）」を加える。

第三十一條の二中「前三條」を「第二十九條乃至第三十一條」に改め、同條を第三十一條の三とし、第三十一條の次に次の一條を加える。
第三十一條の二 第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書（第二十三條の規定による

申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した申告書を含む。）を提出した法人の当該申告に係る事業年度の課税標準又は法人税額（第十九條又は第二十二條の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む。）及び第二十六條の三第一項の規定により第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時になされた法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額については、前三條の規定による更正又は決定は、第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書の提出期限から三年を経過した日（その日前に申告書の提出があつた場合には、その日と申告書を提出した日から二年を経過した日）といずれか遅い日）以後においては、これをなすことができない。但し、詐欺その他の不正の行為により法人税を免れ又は第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人の当該法人税又は当該金額については、この限りでない。

前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第三十一條の三を第三十一條の四とする。

第三十四條第二項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、当該請求の目的となつた処分が青色申告書を提出した事業年度に係る課税標準若しくは法人税額若しくは欠損金額の第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に係る過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは電算加算税額の賦課に関する処分であるときは、当該更正若しくは決定に係る第三十三條の規定による税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は電算加算税額に重加算税額については、税金の徴収を猶予しない場合においても、当該再調査の請求があつた日から当該請求に係る事項について第七項の規定による決定の通知をなした日まで、国税徴収法の規定による督促又は滞納処分をなすことができない。

同條第五項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十五條第一項中「第三項」を「第四項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同條第二項中「及び第四項」を「第三項及び第五項」に改め、同條第三項第二号中「第六項」を「第七項」に改め、同條第四項及び第五項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第六項中「国税局長又は」を削り、「第六項」を「第七項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。但し、改正後

の法人税法第三十四條第三項（同法第三十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、同日以後同法第三十四條第三項に規定する更正若しくは決定又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した、
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年二月二十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「所得税」の下に「法人税」を加え、「砂糖消費税」を削る。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 所得税法第一條第一項に規定する者が、同法の施行地において支拂を受ける公債、社債若しくは銀行預金その他命令で定める預金の利子又は命令で定める同運用信託の利益については、同法第九條第一項第一号及び第十三條の規定にかかわらず、命令で定める手続により納税義務者がした申告により、他の所得とこれを区分し、利子又は利益の支拂の際、その利子又は利益の金額に對し、百分の五十の税率を適用して所得税を課することができ。

前項の規定による所得税は、その利子又は利益の支拂の際、支拂者においてこれを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日まで

に、政府に納付しなければならぬ。

所得税法の適用については、前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、同法第三十七條の規定により徴収して納付すべき所得税と、前項の納付の期限は、同法第三十七條に規定する納付の期限とみなし、同法第六十九條の二の規定並びに同法第七十二條及び第七十四條の規定（同法第六十九條の二の規定に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定により徴収せらるべき所得税は、同法第三十七條の規定により徴収せらるべき所得税とみなす。

第五條の四の次に次の四條を加える。

第五條の五 所得税法第二十六條の四第一項の規定による青色申告書を提出する個人が、昭和二十六年一月一日以後、日本経済の再建に資する機械その他の設備及び船舶で命令で定めるもの（以下本條中「機械等」という。）のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供したときは、当該機械等については、その事業の用に供した日以後三年間、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該機械等について同法の規定により繰入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額を同法第九條第一項第三号又は第四号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する。

法人税法第二十五條第一項の規

定による青色申告書を提出する法人が、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、機械等その他の製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、当該機械等については、その事業の用に供した日以後三年間、同法第九條第七項及び同法第九條の八の規定にかかわらず、その事業の用に供した日以後三年間の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額で当該期間に係るもののうち、同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入されるべき当該期間に係る金額は、当該事業年度の同法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定の適用を受ける法人の機械等を事業の用に供した日以後三年間の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額（事業年度の終了の日が当該期間内に属さない事業年度の償却額にあつては、当該事業年度のうちに当該期間に属さない期間に係る法人税法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入されるべき償却額をこえる額に限る。）の合計額が同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入するべき前項に規定する期間に係る当該機械等の償却額（以下本條中「普通償却限度額」という。）の百分の百五十に相当する金額（以下本條中「特別償却限度額」という。）に満たない場合において、当該機械等が事業の用に供された日以後三年を経過した日から二年間の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額が同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入される償却額をこえる額の償却額をしたときは、そのこえる償却額のうちに当該不足金額又は当該機械等の特別償却限度額から普通償却限度額を控除した額のうちのいずれか低い額の範囲内で命令で定める金額に相当する金額は、当該事業年度の同法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前二項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二若しくは第二十九條又は法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書に前三項の規定により必要な経費又は損金に算入される金額についてのその算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。

第五條の六 法人税法第十七條第一項第二号に掲げるその他の法人に對する法人税を課さない。

第五條の七 法人税法第十七條第一項第二号に掲げる同族会社に對しては、同法第十七條の規定にかかわらず、各事業年度の積立金の金額のうち年五十万円をこえる金額について、百分の五の税率により、各事業年度の積立金に對する法人税を課する。

第五條の八 金融機關が銀行等の償

券発行等に関する法律第十三條第一項又は第十四條第一項の規定（第十七條第二項において準用する場合を含む。）により利益又は剰余金から優先株式又は優先出資に對する配当をしたときは、当該配当の金額は、法人税法による当該利益は剰余金の生じた事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「法」という。）第二條の二の規定は、昭和二十六年四月一日以後に支拂を受けるべき利子（無記名の公債及び社債の利子については、同日以後に支拂を受けた金額）及び利益について適用する。

3 法第五條の五第一項及び第四項（所得税に関する部分に限る。）の規定は、個人の昭和二十六年分の所得税から適用する。

4 法第五條の五第二項から第四項まで（法人税に関する部分に限る。）の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度の所得に對する法人税から、法第五條の六及び第五條の七の規定は、法人の昭和二十六年四月二日以後開始する事業年度の積立金に對する法人税から、法第五條の八の規定は、法人の昭和二十六年三月三十一日以後終了する事業年度の所得に對する法人税から適用する。

5 この法律施行後法第五條の六の規定の適用を受ける法人が法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十九條の規定による申告書を政府に提出する場合において、同條に規定する前事業年度の法人税額のうち各事業年度の積立金に對する法人税額があるときは、前事業年度の法人税額から当該各事業年度の積立金に對する法人税額を控除した税額をもつて前事業年度の法人税額とする。

6 この法律施行の際、砂糖、糖蜜又は糖水（砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）第三條各号に掲げる砂糖、糖蜜又は糖水をいう。以下同じ。）の製造場及び保税地域以外の場所において、同一人が、この法律施行前に輸入（関税法（明治三十二年法律第六十一号）第四條の規定により外国とみなす地域からの輸入を含む。）した砂糖又はこれを原料として製造した砂糖、糖蜜若しくは糖水で改正前の租税特別措置法第十一條第一項又は第二項の規定により砂糖消費税を課せられなかつたもの（以下「輸入砂糖等」という。）を各種類を通じて合計二百斤以上所持する場合においては、その者が、この法律施行の日これを製造場から引き取つたものとみなして、砂糖消費税を課する。この場合において、その税額が一万円以下るときは、昭和二十六年四月三十日限り、一万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末限り徴収する。税額一万円をこえるとき

昭和二十六年四月及び五月
税額五万円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額十万円をこえるとき
同年四月から七月まで

7 前項の規定に該当する者は、その所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、その貯蔵場所の所轄税務署長(以下「所轄税務署長」という。)に申告しなければならない。

8 油糧砂糖配給公団が第六項の規定に該当する者である場合において所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同公団が所持する輸入砂糖等の貯蔵の場所からその輸入砂糖等を引き取るときに当該引取人からその砂糖消費税を徴収することができ

9 油糧砂糖配給公団は、前項の承認を受けようとするときは、この法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

10 第八項の規定により所轄税務署長の承認を受けた輸入砂糖等を貯蔵の場所から引き取ろうとする者は、その引き取ろうとする輸入砂糖等の引取の日時、種類、種別、数量及び貯蔵の場所を記載した引取申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

11 第六項の規定に該当する者で、輸入砂糖等を砂糖消費税法第五條第一項に規定する目的のため又は

は同法第十一條第一項に規定する用に供するため所持するものが所轄税務署長の承認を受けた場合においては、その輸入砂糖等は、第六項の規定にかかわらず、当該承認を受けた時において同法第五條第一項又は第十一條第一項の規定による承認を受けて引き取つたものとみなす。

12 前項の承認を受けようとする者は、この法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量、用途及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月二十日
衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案
在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律

(在外公館等借入金金の返済に関する法律案の提出その他の措置)
第一條 政府は、在外公館等借入金(在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第百七十三号)の規定により外務大臣が国の債務として承認した借入金をいう。以下「借入金」という。)の返済

を行うため、借入金を表示する現地通貨の評価基準、返済の方法その他借入金の返済に關し必要な事項を定める法律案をこの法律施行後最初に召集される国会に提出するとともに、昭和二十六年度中に借入金金の返済を開始するため必要な措置を講じなければならない。

(返済の方法の基準)
第二條 前條の法律案において、借入金金の返済の方法は、国民負担の公平の見地から、公正且つ妥當な基準に基いて定められなければならない。

(在外公館等借入金評価審議会)
第三條 大蔵省に在外公館等借入金評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、大蔵大臣の諮問に應じ、第一條の法律案の準備に資するため必要な、借入金を表示する現地通貨の評価に關する事項を調査審議する。

第四條 審議会は、大蔵事務次官及び委員八人以上で組織する。

2 大蔵事務次官は、審議会の会長として会務を總理する。

3 委員は、外務省及び大蔵省の職員並びに学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。この場合において、外務省及び大蔵省の職員のうちから任命する委員の数は、三人以内とななければならない。

4 委員は、非常勤とする。
第五條 前二條に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十條に次の一号を加える。

資産再評価審議会
大蔵大臣の諮問に應じて、資産再評価に關する重要な事項について調査審議すること。

資産再評価審議会
大蔵大臣の諮問に應じて、資産再評価に關する重要な事項について調査審議すること。

在外公館等借入金
評価審議会
大蔵大臣の諮問に應じて、在外公館等借入金金の返済に關する法律案の準備に資するために必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に關する事項を調査審議すること。

改める。

(審査報告書は都合により附録に掲載)
保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月二十日
衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を改正する法律案
保稅倉庫法の一部改正
(保稅倉庫法の一部改正)
第一條 保稅倉庫法(明治三十年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第十八條に次の一項を加える。

二十四 在外公館等借入金金の返済の準備に關すること。
第十三條第一項の表中

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許期間及關稅法第百一條ノノ規定ニ依リ派出ヲ要スル税關官吏ノ數ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ特許手数料ヲ納付スベシ第二十條を次のように改める。
第二十條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物ガ設置中災害ニ因リ滅失シ又ハ税關ノ承認ヲ經テ滅却セラレタル場合ノ外其ノ保管スル外國貨物ノ輸入税ニ付一切ノ責任ヲ有ス
第二十一條中「又ハ國債証券」を「國債証券又ハ税關長ノ確實ト認ムル社債」に改める。
第三十一條中「二百円以下ノ罰金又ハ料科」を「三百円以下ノ罰金」に改める。
第三十二條中「百円以下ノ罰金

又ハ科料を「一万円以下ノ罰金」に改める。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 法人ノ代表者又は法人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業員其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第三十四條を削り、第三十四條ノ二中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削り、同條を第三十四條とし、第三十四條ノ三を第三十四條ノ二とする。

(保稅工場法の一部改正)

第二條 保稅工場法(昭和二年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八條に次の二項を加える。

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許期間及關稅法第百一條ノハノ規定ニ依リ派出ヲ要スル稅關官吏ノ數ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ特許手數料ヲ納付スベシ

稅關長ハ加工貿易振興ノ為特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ特許手數料ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

第十二條中「三百円以下ノ罰金又ハ科料」を「三万円以下ノ罰金」に改める。

第十三條中「百円以下ノ罰金又ハ科料」を「一万円以下ノ罰金」に改める。

第十四條を次のように改める。

第十四條 法人ノ代表者又ハ法人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業員其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十五條を削り、第十六條中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削り、同條を第十五條とし、第十七條を第十六條とする。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

「小串清一君登壇、拍手」

○小串清一君 只今上程せられました公認會計士法の一部を改正する法律案の大蔵委員會における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、次の諸点について改正を加え、公認會計士制度の改善充實を図ろうとするものであります。即ち第一に、財務書類の監査証明の業務を営む者を、公認會計士、外國公認會計士及び計理士に限定し、第二に、公認會計士試験の第三次試験の科目に新たに税に關する実務を加え、第三に、試験委員の定数を増加し、第四に、特別試験の施行期間を二年延長し、第五に、公認會計士試験の第三次試験の受験資格を緩和し、その他罰則を整備するものによつて御了承を願ひたいと存じます。

す。質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に再評価積立金の資本組入に關する法律案の大蔵委員會における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、株式会社の再評価積立金の資本への組入の手續及び方法について必要な事項を定めると共に、これに伴ひまして商法の特例を設けようとするものであります。その主なる内容について申し上げます。第一に、再評価積立金の資本組入は株主總會の特別決議によることとしたこと、

(議長退席、副議長着席)

第二に、再評価積立金を資本に組入れた場合には、組入と同時に又はその後隨時に株主總會の特別決議によつて株主に対し新株を発行することができることとしたこと、第三に、この新株は株主に対して無償で交付することを原則とするが、新株の発行価額の一部を株主に拂ひ込ませることを認め、併せて引受けのない新株の処理方法及び新株を引受けない株主の引受権の譲渡又は金銭分配請求權について必要な規定を設けたこと、第四に、再評価積立金の資本組入による新株の発行の場合における会社の資本金額及び資本準備金の積立について商法の特例を設けたこと、第五に、税法上所得計算に關し特例を設けたことなどであります。

本案につきましては、格別の質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

次に、上程せられました資産再評価法の一部を改正する法律案の委員會におきまして審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、前回資産の再評価を十分に行わなかつた企業に對して、おおむね前回と同様の基準によつて更に再評価を行い得る機会を與え、企業経理を合理化して、健全な資本の蓄積を図りますと共に、再評価積立金を早期に資本に組入れ得るようになしうとするものであります。その概要について申し上げます。第一は、今回の第二次再評価の時期であります。これは法人につきましては、原則として本年一月一日又は一月一日から九月三十日までを開始する事業年度の初日現在で行い得ることとし、ただ、電力、ガス等の公益事業を営む法人につきましては、再評価の時期を一年延長することを認めております。又個人につきましては本年一月一日現在で再評価を行い得ることとしております。第二は、再評価の對象になる資産であります。これは前回再評価を行つたことのできた資産で最高限度まで再評価を行わなかつたものとし、ただ株式は今回の再評価から除外せられております。第三は再評価の基準であります。これは原則として前回通りの物価倍數によることとなつておりますが、再評価後に減価償却を行なつてゐる資産につきましては、その償却額だけ減額したものを今回の再評価の限度額としております。なお、陳腐化資産につきましては、稼働率、収益率等の向上に基づく増額を認めております。第四は再評価税であります。これは前回と同様、再評価差額に對しまして百分の六の税率によつて課することとなつております。その納付の方法はおおむね前回通りであります。

す。質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

次に、再評価積立金の資本組入に關する法律案の大蔵委員會における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、株式会社の再評価積立金の資本への組入の手續及び方法について必要な事項を定めると共に、これに伴ひまして商法の特例を設けようとするものであります。その主なる内容について申し上げます。第一に、再評価積立金の資本組入は株主總會の特別決議によることとしたこと、

第二に、再評価積立金を資本に組入れた場合には、組入と同時に又はその後隨時に株主總會の特別決議によつて株主に対し新株を発行することができることとしたこと、第三に、この新株は株主に対して無償で交付することを原則とするが、新株の発行価額の一部を株主に拂ひ込ませることを認め、併せて引受けのない新株の処理方法及び新株を引受けない株主の引受権の譲渡又は金銭分配請求權について必要な規定を設けたこと、第四に、再評価積立金の資本組入による新株の発行の場合における会社の資本金額及び資本準備金の積立について商法の特例を設けたこと、第五に、税法上所得計算に關し特例を設けたことなどであります。

本案につきましては、格別の質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

次に、上程せられました資産再評価法の一部を改正する法律案の委員會におきまして審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、前回資産の再評価を十分に行わなかつた企業に對して、おおむね前回と同様の基準によつて更に再評価を行い得る機会を與え、企業経理を合理化して、健全な資本の蓄積を図りますと共に、再評価積立金を早期に資本に組入れ得るようになしうとするものであります。その概要について申し上げます。第一は、今回の第二次再評価の時期であります。これは法人につきましては、原則として本年一月一日又は一月一日から九月三十日までを開始する事業年度の初日現在で行い得ることとし、ただ、電力、ガス等の公益事業を営む法人につきましては、再評価の時期を一年延長することを認めております。又個人につきましては本年一月一日現在で再評価を行い得ることとしております。第二は、再評価の對象になる資産であります。これは前回再評価を行つたことのできた資産で最高限度まで再評価を行わなかつたものとし、ただ株式は今回の再評価から除外せられております。第三は再評価の基準であります。これは原則として前回通りの物価倍數によることとなつておりますが、再評価後に減価償却を行なつてゐる資産につきましては、その償却額だけ減額したものを今回の再評価の限度額としております。なお、陳腐化資産につきましては、稼働率、収益率等の向上に基づく増額を認めております。第四は再評価税であります。これは前回と同様、再評価差額に對しまして百分の六の税率によつて課することとなつております。その納付の方法はおおむね前回通りであります。

す。質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

次に、再評価積立金の資本組入に關する法律案の大蔵委員會における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、株式会社の再評価積立金の資本への組入の手續及び方法について必要な事項を定めると共に、これに伴ひまして商法の特例を設けようとするものであります。その主なる内容について申し上げます。第一に、再評価積立金の資本組入は株主總會の特別決議によることとしたこと、

第二に、再評価積立金を資本に組入れた場合には、組入と同時に又はその後隨時に株主總會の特別決議によつて株主に対し新株を発行することができることとしたこと、第三に、この新株は株主に対して無償で交付することを原則とするが、新株の発行価額の一部を株主に拂ひ込ませることを認め、併せて引受けのない新株の処理方法及び新株を引受けない株主の引受権の譲渡又は金銭分配請求權について必要な規定を設けたこと、第四に、再評価積立金の資本組入による新株の発行の場合における会社の資本金額及び資本準備金の積立について商法の特例を設けたこと、第五に、税法上所得計算に關し特例を設けたことなどであります。

本案につきましては、格別の質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

次に、上程せられました資産再評価法の一部を改正する法律案の委員會におきまして審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、前回資産の再評価を十分に行わなかつた企業に對して、おおむね前回と同様の基準によつて更に再評価を行い得る機会を與え、企業経理を合理化して、健全な資本の蓄積を図りますと共に、再評価積立金を早期に資本に組入れ得るようになしうとするものであります。その概要について申し上げます。第一は、今回の第二次再評価の時期であります。これは法人につきましては、原則として本年一月一日又は一月一日から九月三十日までを開始する事業年度の初日現在で行い得ることとし、ただ、電力、ガス等の公益事業を営む法人につきましては、再評価の時期を一年延長することを認めております。又個人につきましては本年一月一日現在で再評価を行い得ることとしております。第二は、再評価の對象になる資産であります。これは前回再評価を行つたことのできた資産で最高限度まで再評価を行わなかつたものとし、ただ株式は今回の再評価から除外せられております。第三は再評価の基準であります。これは原則として前回通りの物価倍數によることとなつておりますが、再評価後に減価償却を行なつてゐる資産につきましては、その償却額だけ減額したものを今回の再評価の限度額としております。なお、陳腐化資産につきましては、稼働率、収益率等の向上に基づく増額を認めております。第四は再評価税であります。これは前回と同様、再評価差額に對しまして百分の六の税率によつて課することとなつております。その納付の方法はおおむね前回通りであります。

両者を統一したとすることであり
ます。第二点は、現行法では下請生命
保険募集人は届出制となつておるため
に、登録をなすべき生命保険募集人ら
がこれらの制度を濫用いたします弊害
がありますので、届出制を廃止して、す
べて登録制としようとするものであり
ます。第三点は、会社の使用人などの
興える損害については民法の規定によ
つており、本法に特別の規定がなかつ
たのでありますが、この際、本法にお
いて統一した規定を設けようとするも
のであります。第四点は、既存の保険
契約を不当に消滅させて新たな保険契
約の申込をさせるなどの契約の不当な
な乗換募集を禁止するほか、登録の抹
消に関する規定を設ける等、所要の改
正を行おうとするものであります。

さて、委員会の審議に当りまして
は、各委員と政府委員との間に熱心な
質疑応答が交はりましたのでありま
すが、その詳細は速記録によつて御承
知を願いたいと存じます。かくて質疑
を終り、討論採決の結果、全会一致を
以て原案通り可決すべきものと決定を
いたしました次第であります。

次に、上程せられました所得税法の
一部を改正する法律案の大蔵委員会に
おける審議の経過並びに結果について
御報告申し上げます。

先ず本案の内容について申し上げます
と、政府は昨年中央地方を通ずる税制
の根本的改正を行い、国民負担の軽減
合理化を図つたのでありますが、今日
の国民の生活の事情から考慮いたしま
す、国民の負担はなお相当重いもの
がありますので、本年重ねて減税を断
行し、国民生活の安定、資本の蓄積に
資することとなり、先に酒税、砂糖消

費税及び揮発油税等の引下げ、物品税
の改正を実施すると共に、給與所得に
対する源泉徴収税額の暫定的軽減措置
を講じたのでありますが、今回更に所得
税法その他の改正を提案いたしておる
のであります。今回の税制改正の基本
方針は、第一に、国民負担の軽減合理
化を図り、第二に、税制の簡素化を図
り、第三に、資本の蓄積に資するの三
点にあります。今回の所得税法の一部
改正も又この方針に則つて行われる
ものであります。

今、改正の主要なる点を申し上げます
と、その第一は、基礎控除、扶養控除
及び不具者控除の引上げ並びに税率の
改正であります。即ち基礎控除を二万
五千元から三万円に、扶養控除及び不
具者控除を一万二千元から一万五千元
にそれぞれ引上げると共に、低額所得
の所得累進税率の上昇が急激になつて
おりますのを緩和し、所得階級区分の
うち、八万円を超える金額と十二万円
を超える金額との二つの段階を撤廃
し、最高税率の適用限度を五十万円か
ら百万円に引上げることとしたことと
あります。その第二は、老年者、寡
婦、勤労学生及び生命保険料の控除の
新設であります。即ち老年者、寡婦及
び勤労学生の所得から一万五千元を特
別に控除すると共に、生命保険料につ
いては二十万円を限度として所得から控
除することとしたこととあります。

その第三は、資産所得及び扶養親
族の所得の合算制の廃止であります。
その第四は、申告期限及び納期の改正
であります。即ち一般に申告期限及び
納期が六月、十月及び翌年一月の三期
となつておりましたのを、農業所得者
の場合と同様に、七月、十一月及び翌年

二月の三期に改めることとしたこと
とあります。その第五は、更正決定
をなし得る期間の制限であります。即
ち更正決定をなし得る期間は一般の時
効期間の適用を受け、申告期限後五年
となつておるのでありますが、原則と
して申告書提出期限から三年後は更正
決定を行うことができないようにした
こととあります。その第六は、青色申
告の特典の拡張であります。即ち青色
申告者が再調査又は審査請求をしてい
る間は督促又は滞納処分を行うことが
できないこととしたこととあります。

その第七は、改正商法の施行に伴
う規定の整備であります。以上申し上げ
ましたのが、今回改正の主要点であり
ます。本案につきましては、他の税
制改正法案と共に、二月十七日公議
を開きまして、一橋大学教授井藤半彌
君ほか四名の公述人から意見を聴取い
たしまして、慎重に審議いたしましたの
であります。その審議に當りまして、委
員諸君から種々熱心な質疑があり、こ
れに對し政府から詳細懇切な答弁があ
りました。その主なものを申し上げます
と、新聞紙上などで、今回の減税は
單なる税法上の減税に過ぎないとの批
判が行われているが、このことは明ら
かに、法規の上では減税が行われて
つあつて、折角の減税も負担の軽減に
はならない、家計は潤わないというこ
とを言つておるのではないかと、思
う。本當に實質的な負担軽減になるのか、
それとも單なる税法上の減税であつ
て、實質的には家計は潤おつて来ない
のか。はつきりした見解を承わりたい
との質疑に對し、国民所得に対する税

の負担割合は、国税、地方税を通じ
て、昭和二十四年度は二七・四％昭和
二十五年度は二三％と下つておるが、
今回の改正によつて、更に昭和二十六
年度は二〇・二％くらいに下る計算で
あつて、この点から言つても相當の負
担軽減となり、又国民の所得も實質的
に増加して負担が薄すわけである
が、この税の自然増の部分を今回の改
正によつて減らすことになるので、結
局国民の手取り所得も増え、實質的な
減税となると考えられると答弁があり、
又先般昭和二十五年度の補正予算で税
収入の増替えが行われたのであるが、
最近国税庁長官の語によると、申告所
得税は更に補正予算に比べて百五十億
円程度の減を來たすのではなからうか
とのことである。若しそうだとする
と、昭和二十五年度は一千億円の徴収
も疑問とせられることになる。又近く
国税徴収法を改正して無理のない徴収
方法をとることであるが、この適
用を受けるのは申告所得税が一番多い
のではないか。かれこれ総合勘案する
と、昭和二十六年度の申告所得税の歳
入見積りはやや過大に失しておるの
ではないかと、この質疑に對し、予算編
成の技術的な関係もあつて、昭和二十
五年十月を水準として計算したもので
あるが、当時の現状を基礎とする限り
適當なものと考えられると答弁があり、
又生命保険料を二十万円を限度として所
得から控除することとは、一面資本蓄積
の見地から、又一面大衆的な保険契約
者の負担軽減の見地から行われるもの
であることとあるが、そうだとす
ると、もつと大衆性を持つ健康保険
その他の社会保険については、もつと
重要に考慮すべきではないかとの質疑

に對し、今回の保険料の控除は資本蓄
積措置の一環として行われるものであ
ると、若し社会保険にまで控除を認
めるとなると更に約三十三億円の減
収を來たすこととなるので、この際は、
保険会社の生命保険、簡易生命保険及
び郵便年金の三つの任意の保険に限り
控除を認めることとしたとの答弁があ
り、更に又資本蓄積のために生命保険
料の控除を認めるというならば、この
控除を所得税法に規定するのはおかし
い、むしろ租税特別措置法に規定すべ
きではないかと、この質疑に對し、租税特
別措置法に規定すると当分の間控除す
るといふことになつて、将来どうなる
かわからないという心配もあるもので、
恒久的な制度としたいと考えて所得税
法に規定したとの答弁がありました。

このほか青色申告の優遇措置、物価の
上昇と基礎控除及び扶養控除との関
係、退職所得金に対する所得税の軽減
措置、証券の売買差金に対する課税の
問題、農地の不平等の交換の場合の課
税の取扱、農業所得と自家労働との関
係、漁業補償金及び農家の保有米に
對する課税の問題、国税と地方税の納
期の調整などについて質疑応答が行わ
れたのでありますが、これらの詳細は
速記録によつて御承知を願いたいと存
じます。

かくて質疑を終りましたし、討論に入
りまして、松永委員から、物価が上昇
して一部には非常な利益を得ておる者
がある半面に、生計がだん／＼苦しく
なつて行く者が存在する、この法律は
この兩者に對する考慮が十分に拂われ
ていないという理由で反対の意見が述
べられ、又油井委員からは、この程度
の減税ではまだ国民の負担能力にマツ

て、昭和二十四年度は二七・四％昭和
二十五年度は二三％と下つておるが、
今回の改正によつて、更に昭和二十六
年度は二〇・二％くらいに下る計算で
あつて、この点から言つても相當の負
担軽減となり、又国民の所得も實質的
に増加して負担が薄すわけである
が、この税の自然増の部分を今回の改
正によつて減らすことになるので、結
局国民の手取り所得も増え、實質的な
減税となると考えられると答弁があり、
又先般昭和二十五年度の補正予算で税
収入の増替えが行われたのであるが、
最近国税庁長官の語によると、申告所
得税は更に補正予算に比べて百五十億
円程度の減を來たすのではなからうか
とのことである。若しそうだとする
と、昭和二十五年度は一千億円の徴収
も疑問とせられることになる。又近く
国税徴収法を改正して無理のない徴収
方法をとることであるが、この適
用を受けるのは申告所得税が一番多い
のではないか。かれこれ総合勘案する
と、昭和二十六年度の申告所得税の歳
入見積りはやや過大に失しておるの
ではないかと、この質疑に對し、予算編
成の技術的な関係もあつて、昭和二十
五年十月を水準として計算したもので
あるが、当時の現状を基礎とする限り
適當なものと考えられると答弁があり、
又生命保険料を二十万円を限度として所
得から控除することとは、一面資本蓄積
の見地から、又一面大衆的な保険契約
者の負担軽減の見地から行われるもの
であることとあるが、そうだとす
ると、もつと大衆性を持つ健康保険
その他の社会保険については、もつと
重要に考慮すべきではないかとの質疑

に對し、今回の保険料の控除は資本蓄
積措置の一環として行われるものであ
ると、若し社会保険にまで控除を認
めるとなると更に約三十三億円の減
収を來たすこととなるので、この際は、
保険会社の生命保険、簡易生命保険及
び郵便年金の三つの任意の保険に限り
控除を認めることとしたとの答弁があ
り、更に又資本蓄積のために生命保険
料の控除を認めるというならば、この
控除を所得税法に規定するのはおかし
い、むしろ租税特別措置法に規定すべ
きではないかと、この質疑に對し、租税特
別措置法に規定すると当分の間控除す
るといふことになつて、将来どうなる
かわからないという心配もあるもので、
恒久的な制度としたいと考えて所得税
法に規定したとの答弁がありました。

このほか青色申告の優遇措置、物価の
上昇と基礎控除及び扶養控除との関
係、退職所得金に対する所得税の軽減
措置、証券の売買差金に対する課税の
問題、農地の不平等の交換の場合の課
税の取扱、農業所得と自家労働との関
係、漁業補償金及び農家の保有米に
對する課税の問題、国税と地方税の納
期の調整などについて質疑応答が行わ
れたのでありますが、これらの詳細は
速記録によつて御承知を願いたいと存
じます。

チしない、将来地方税とも併せ考え、国民負担を一層軽減合理化してもらいたいという希望を付し、賛成の意見が述べられました。採決の結果は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、上程せられました法人税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本案は、改正商法の施行に伴いまして、これとの調整を図るため、無額面株式を発行した場合の発行価額のうち、資本に組入れなかつた金額を、額面株式を発行した場合のプレミアムと同様、益金に算入しないこととするなど、規定を整備すると共に、法人税法に規定する同族会社に該当する会社であります。その親会社が非同族会社であるときは、その会社に対しては積立金課税を行わないこととし、併せて青色申告の特典を拡張し、課税標準等の更正決定をなし得る期間を短縮するなどの措置を講じようとするものであります。

さて本案の審議に当りましては、委員諸君から熱心な質疑があり、これに對し政府から懇切な答弁がございましたが、その主なるものについて申し上げます。すなわち、シャープ勧告に基く現行税制は根本的に再検討の要があると考え、問題はいろいろあるが、最も顯著なるものは法人に対する課税の考え方である。課税所得の完全な把握を前提として法人を個人の延長と見て課税する考え方は、実際には課税所得が完全に把握せられないために課税が不公平となり、中小商工業者、農業者、漁業者の負担過重を招来してゐる。この

点をどう考えるかとの質疑に對し、税制を改正して見てうまく行かぬ点もあるので、経済界の変化も考へて実情に合うようだん／＼改めて行きたいと考えている、根本的な税制改革については、今後の経済界の動きなどを見てとくと研究したいという答弁があり、又特別法人の資本の充実を期する意味で、この税率を元の二に或る程度一般法人に比べて低くするのが適當ではないかとの質疑に對し、よく検討してみたいという答弁がありました。そのほか種々質疑応答が行われたのでありますが、これらの詳細は速記録によつて御了承願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、松永委員から、法人の担税能力は著しく増大してゐるので、税率をもつと高めて然るべきものと考へる、この法案はこの趣旨に則つていないので不満足であるとの理由で反対意見が述べられ、又油井委員からは、法人税の三五％という一律課税は再考すべき段階に入つてゐる、資本の蓄積も至極結構であるが、不公平のないよう税法の改正を更に検討せられたいとの希望を付して、賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、上程せられました租税特別措置法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案の主要点を申し上げますと、その第一は、貯蓄の増進を図るために、公債、社債及び預貯金の利息等に対する所得税の課税に當り、源泉徴収を認め、その税率を百分の五十としたことであり、その第二は、我が国経済

の再建上緊要と認められる特定の機械その他の設備及び船舶について、取得後三年間は法定償却額の五割増の特別償却を行ひ得ることとしたこととあります。その第三は、会社の社内留保を増加して資本の蓄積に資せしめるため、積立金に対する百分の二の法人課税を廃止することとし、ただ同族会社に對しては、五十万円を超えるものに對しては、現行の百分の七の税率を百分の五の税率に改め、課税をすることとしたこととあります。その四は、資金コストの低下に資せしめるために、見返資金で保有する銀行等の優先株式又は優先出資に對する配当は、所得の計算上これを損金に算入することとしたこととあります。その第五は、最近における砂糖消費の事情に顧み、輸入砂糖等に対する免税措置を廃止することとしたのであります。

さて、本案の審議に當りまして、委員諸君から熱心なる質疑があり、又これに對し政府から懇切なる答弁もありましたが、その詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論に入り、松永委員から、物価は次第に上つて來てゐるが、この対策も講じないで、この税法改正を進めて行くことは、甚だ遺憾であるとの理由から、反対の意見が述べられ、又油井委員から、砂糖などについては将来相当課税を考慮して、国民生活に適應する消費税を設けるよう今から検討せられたいとの希望を付して、賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議題となりました在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案の再建上緊要と認められる特定の機械その他の設備及び船舶について、取得後三年間は法定償却額の五割増の特別償却を行ひ得ることとしたこととあります。その第三は、会社の社内留保を増加して資本の蓄積に資せしめるため、積立金に対する百分の二の法人課税を廃止することとし、ただ同族会社に對しては、五十万円を超えるものに對しては、現行の百分の七の税率を百分の五の税率に改め、課税をすることとしたこととあります。その四は、資金コストの低下に資せしめるために、見返資金で保有する銀行等の優先株式又は優先出資に對する配当は、所得の計算上これを損金に算入することとしたこととあります。その第五は、最近における砂糖消費の事情に顧み、輸入砂糖等に対する免税措置を廃止することとしたのであります。

委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、在外公館等借入金金整理準備審査会法の規定に基き、国の債務として確認された在外公館等借入金金の返済について、昭和二十六年年度中に開始するために必要な措置を講ずることを約するほか、借入金を表示する現地通貨の評価基準、返済の方法等、借入金返済に關し必要な事項を定める法律案を、この法律施行後最初に召集された国会に提出することを規定したものとすることを規定いたしました。又この準備のため、最も重要且つ困難な問題であります借入金を表示する現地通貨の評価につきまして調査審議を行ひ諮問機関として、大蔵省に在外公館等借入金評価審議会を設置しようとするものであります。さて、本案の審議に當りまして、各委員より熱心なる質疑が行われまして、これに對して政府からも懇切丁寧な説明がございましたが、その詳細は速記録によつて御了承願ひたいと存じます。かくて質疑を終り、討論に入り、油井委員より、海外引揚者の困難せる現状に鑑み、速かに予算措置を実施し、借入金金の返済を図られたいとの賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

最後に、上程せられました保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、保税倉庫及び保税工場の正規の利用を助長し、貿易の発展に資せしむるために、私設保税倉庫の庫主に對し、災害によつて滅失した貨物又は税関長の承認を経て滅失した貨物について、その責任を免除し、庫主の供託する輸入税の担保額を税関長の確實と認める社債にまで拡張しようとする、又、従来法令で規定せられておりました保税倉庫及び保税工場の特許手数料の徴收根拠を法律に規定し、加工貿易振興のため必要ある場合には特許手数料を低減又は免除できる規定を設けようとする、更に、違反行為取締の確実を図るために罰則の規定を整備する等、所要の改正をしようとするものであります。さて、委員会の審議に當りましては、各委員諸君と政府委員との間に熱心な質疑応答が交されたのであります。その詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。かくて質疑を終了いたしました後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木清朗君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に對し討論の通告がございします。順次発言を許します。木村福八郎君。

〔木村福八郎君登壇、拍手〕

○木村福八郎君 私は労働者農民党を代表いたしました。只今上程になりました所得税法の一部を改正する法律案、それから法人税法、それから租税特別措置法の一部を改正する法律案に對して反対をするものであります。

反対の理由につきましては、細部に亘りましてはたくさんあるのでございしますが、これを要約すれば二つの点に點着できるところであります。

その第一は、先ほど委員長の報告に

「ごさいましたように、二十六年度予算の裏付けとなるこの税制改革の政府の狙いは、第一に、減税をするということ、第二に、租税の負担を公平ならしめる、税制を簡素化すること、第三に、資本の蓄積に役立つような租税措置を講ずること、こういう目的を以て税制改革を行い、これを二十六年度予算の裏付けにしているのをごさいますが、このうち最も重要な、又多くの議論になりましたところの減税でございますが、これは実質的の減税か或いは税法上の減税かで、非常に議論のあつたところでありましたが、我々具体的に検討したところによれば、成るほど法人とか高所得者は或いは実質的減税になるかも知れません。併しながら勤労者、国民の大部分は、これは実質的な減税にならないので、税法上の名目的な減税である。この点は私は大蔵大臣或いは政府委員とたびたび議論をいたしましたけれども、これは抽象的には結論が出ない。従いまして、これを具体的に数字を以て、それが税法上の減税であるか或いは実質的な減税であるかを決定しなければならぬと思ひます。それで私で得る限りの具体的な資料を基にして検討いたしましたのでございしますが、どうしてこれは形式的な、名目的な減税で、実質的な減税でないという結論に到達したのであります。

その第一の理由は、これが七百億の減税になるという根拠として、平田主税局長は、財政経済弘報、これは大蔵省の機関紙だと思ふのでありますが、その中で、はつきりと、こういうことを述べておる。「消費者物価指数は昭和二十五年の十月現在において昭和二十

四年の平均に比べればなお九三〇程度の低位にあるのである。而してこの水準が相当大幅に変化するものとは考えられないのであつて、昨年即ち昭和二十五年の暮頃の物価水準は横濱といつて計算して、それ／＼相当の国民所得の増加が期待し得られるのである。いわばこのような意味における国民所得の増加は租税力の増加を物語るものである。若しも単純に物価の名目的な高騰に伴つて国民所得が名目的に膨脹したに過ぎない場合においてだけなら、税の自然増収分を減税したからといって、実質的な減税にならないかも知れない。」こう言つておるのであります。それで、政府の七百億減税の基礎になつた物価は、昭和二十五年暮頃の物価水準なんです。これを横濱といつておるわけなんです。この物価が変動すれば実質的な減税にならないというところは、主税局長みずから述べておる。それならば物価はどうなるか。政府みずから調査しておるところの総理府統計局のCPIを見れば明らかであります。CPIは、昨年十月予算編成の基礎になつた当時の物価、CPIは、十月におきましては、東京都のCPIは一二・一・三でありまして、ところが本年一月のCPIは一二・四・六でありまして、その間に一〇％のCPIの騰貴になつておるのであります。これは動かすことのできない事実であります。而も政府がこの前の国会におきましてこの租税改正案を出されたときに、これは実質的に減税になるという証拠といたしまして、我々に資料を出したのであります。その資料は「税制改正及び米価改訂等の勤労者の生計費に及ぼす影響」と題する資料であります。そうし

て「昭和二十五年十二月に対する昭和二十六年四月以降の比較」と題しまして我々に配付しました資料であります。この資料によりまして、年收十二万円即ち月収一万円の夫婦二人の世帯の租税改正による減税の程度はどうであるか。この資料によりまして、中央の税制改革によりまして二・五〇％の減税になる。これにつれて地方税が〇・一〇％の減税になる。更に間接税の減税が〇・七二％、合計して三・三二％の減税になる。こういう調査であります。併しながら主食の消費者価格の改訂によつて騰貴がありますから、これを一・五五％と見込んで、差引一・七七％の減税になる。これが政府の説明でありました。生計費に対しては一・七七％、月収一万円、夫婦子供二人の人に対しては、こういう実質的に減税になるというところを、政府は我々に資料を出したのであります。それも先ほど申しましたように、CPIは昨年十月から今年一月までにすでに一〇％、一〇％の騰貴を示しております。これを以て見ても、一・七七％の減税であるというが、これに對しCPIは一〇％も上つてしまつておる。これでも、なお、政府はこの税制改革による税負担の軽減が、これが実質的であるか、こういうふうに言ひ得るかどうか。これは抽象論を闘わせば水掛論でありますが、我々はこれをこれを示している以上、我々はこれを以て政府は七百億減税といふことは、国民に對してこれは本當のことを言つておるのではない。但し減税になる面は、それは確かにあります。それは高所得者或いは法人であります。（「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）これが私は

この所得税改正法案にどうしても賛成することができない理由であります。政府は具体的な資料を以て我々にこれを示さなければならぬ。その具体的な資料は政府は我々に示してありません。具体的に、こういうふうには、これが名目的な減税であるということが明らかである以上、我々はこれに賛成することはできない。国民をこれは偽わるものであります。

第二の反対の理由は、資本蓄積を名目として、資本蓄積に便乗したしまつて、そうして著しく負担不公平の税制を實行しようとしておることでありまして、先ほど委員は大蔵委員会における公述人の公述として、この税制が必ずしも名目的な減税でない、或いはこれが必ずしも不公平でないというお説もありました。大蔵委員会における公述におきまして商科大学の井藤半彌氏は、明らかにこの点を、殊に法人税の改正がこれが不当である。不公平であるといふことを指摘しておる。そのため三つの措置を講じようとしておる。即ち特別償却、それから積立金課税の廃止、源泉徴収の問題。成るほど日本経済の事情からいたしまして、資本蓄積の大切なことは、これはもう議論の余地がないところであります。問題は租税負担の公平の理論、これと資本蓄積の問題、これをどう調整するかという点にあると思ひます。池田大蔵大臣は経済演説におきまして、徒らに租税公平の理論にとらわれることなく税を取れ、こういうことを言つておる。こんな無茶な話はない。一体何のために租税理論を学生に勉強させるか。租税

の負担の公平、この原則は絶対に曲げることができない。そうでなければ民主国家とは言えません。（「その通り」と呼ぶ者あり）問題は、これと資本蓄積、緊急な資本蓄積、これをどう調整するかにあつて、租税の公平の理論を、これを曲げてよいという理論はない。（「それは池田大蔵大臣の非常な失言だろ」と思ふ。国民所得は確に増したけれども、その国民所得の実質的増加は、この所得配分はどつちのほうを向いておるか。これは法人、高所得者のほうに行つておるのであります。これは政府が我々に出した資料によつても明らかであります。時間がございせんから一々数字に亘つて実証できませんが、株式の配当或いは利益金、積立金、たくさんある。非常に増加しておる。而もこの積立金に對して課税を免除する。これは合法的な脱税を認めることであります。日本の株式会社は成るほど商法上は株式会社かも知れませんが、大体において多くは個人的な会社が多いのであります。こういう経済上においては個人会社に等しい会社に對して積立金を課税しないというところは、これは合法的な脱税を認めることに等しい。政府は資本蓄積、資本蓄積と言つて、強制的な資本蓄積方式であるところのドッジ式の強制資本蓄積を大衆に強要しておる。高所得者及び法人に對する減税によるところの資本蓄積は、これは高所得者及び法人に對してあらゆる面においてこれを優遇して資本蓄積が行われておる。（拍手）実に不均衡極まるものと思ふのです。而も合法的な脱税を、これを公認しようとしておる。（「そうじゃない

よ「二、三」だと呼ぶ者あり）これは大蔵委員会における公聴会におきまして、常に問題になつた。政府は減税と租税負担の公平と資本蓄積と、この三つを以て税制改革の裏付けとしており、そのうち負担の公平といふことは資本蓄積の犠牲になつてしまつた。具体的に検討すればするほど、あらゆる面において、いふことを我々は指摘することができ、特に法人課税においては、累進課税でない、この前の税制改革において、累進課税でないところの三割五分の法人税にしてしまつた。而も配当所得に対しては二割五分の控除を行ふ。殊に地方税においては法人に対して所得割をやめてしまつた。而も今度は積立金に対しては減税をする。更に又資産再評価における利益の資本組入れについては、三カ年これはできないことになつておつた。それがいつの間にか、シャウプ税制改革で、さういふふうになつておつたのを、資本蓄積を機会にこれ又資本に組入れる。さうしてこれが配当を付けて更に分配するのであります。そんなに資本蓄積が大切ならば、なぜ前にたくさんのかつた利益を社内に蓄積しないか。なぜこれを資本に組入れて、株式配当として、これを配当してしまふのであるか。私は配当は制限すべきだと思ふ。そんなに資本蓄積が大切ならば、さうして国民に対しては、ドッジ強制資本蓄積の方式として、さうして名目的な、実質的には増税である、さういふことを強いておる。池田大蔵大臣は決してこれは名目的な減税でないと言つておられますが、税金が物価の騰落と関係があるのはおかしいといふことを大蔵大臣は言つてお

りますが、税金が実質的に重いのは基礎控除その他の控除が最低生活費を貼るに足りないからだ。その控除は物価の騰貴によつて食ひ込まれるから、さうなるのであります。税金が絶対的に重い根本的原因は控除にあるが、これが物価に左右される。物価騰貴と関係のない税制といふことはありつけない。而も池田大蔵大臣はそんな税制はないと強弁しておるのであります。私はさういふ意味で、政府が七百億減税と言つておられますが、それは法人及び高所得者に対する減税であつて、一般労働者に対する減税ではないといふことを、これは政府が国民を欺しておる、これは計数的に実証できるといふこと。第二は資本蓄積の美名、これに隠れて、非常に不当な、実に不公平極まる、この税制改革を行おうとしておる。この二点から我々はこの税制改正案に対して絶対に反対するものであります。（拍手）

「議長、大蔵大臣の出席を求めて下さい」と呼ぶ者あり

○副議長（三木治朗） 佐多忠隆君

「佐多忠隆君登壇、拍手」

○佐多忠隆君 私は日本社会党を代表して、「大蔵大臣どうした」と呼ぶ者あり。ここに上程されております租税三法案に対して反対を表明するものであります。

政府が大蔵委員会において繰返し説明するところによりますと、昭和二十六年年度の税法を改正したために、旧法によるよりも租税収入は七百四十三億円だけ減る、即ちそれだけ減税になると言つておられます。成るほど、所得税で控除額を引上げ、税率を引下げ、法人税で積立金に対する課税

をやめ、特別償却を認めるなど、いろいろな減税措置をやるのであります。その意味で減税になることは勿論であつて、この点は誰も否定をいたしません。問題は、あらゆる面から見ても、真に減税となり、生活が少しでも楽になるかどうか、租税の負担は重くないかどうかといふことであります。

政府が国会に出しました資料によりますと、租税及び印紙収入は、昭和二十五年年度の四千四百五十億円に對しまして昭和二十六年年度は四千四百四十五億円で、即ち五億円の負担減になつておられます。政府は、税法上は七百四十億円の減になつてゐると、計数的には弾き出してありますが、我々が租税負担として負担している、現実には負担している負担額は、昨年と比べて殆ど差異がないのであります。又昭和二十五年年度専売資金を含めて國税の負担を見てみますと、昭和二十五年年度が五千五百八十一億円に對して、二十六年年度は五千五百八十三億円で、負担が減るところか、むしろ増えているのであります。政府は所得が増えたからだと言いますが、予算上税負担が増えている事実だけは絶対に否定できないところであります。更に地方税と併せて考へて見ます場合に、地方税は昨年も増税でありますが、今年も又、百七十九億円だけ減りますが、今年も又、百七十九億円だけ増えます。中央、地方を通じて見れば、まぎれもなく百八十億以上の増税であります。池田大蔵大臣が如何に計數に明るくとも、この數字による租税負担増加の事実だけは否定できないのであります。政府は所得が増えたの増えと、口を轉つてくして増税をいたしておられます。成るほど、朝鮮動乱以後に於ける特需が起り、輸出景氣が出た

ために、それに關係のある面は儲かつてしよるが、ないくらいに儲けております。併し労働者や、農民や、中小企業者は、殆んど儲けておらないことは、我々自身がよく体験によつて知つてゐる通りであります。政府の計數によりまして、昨年に比べて、二十六年年度の所得は、労働者が八％、農業者が一二％、商業などの營業者が一五％増加することになつておられます。然るに法人所得の増加は実に五〇％に達してゐるのであります。ところが、政府が減税措置をやる場合には、資本の蓄積を推進するといふ名の下に、所得の多い部面を非常に優遇して、思い切つた減税をやつておられます。積立金に對する法人税を廃止したり、特別償却を認めたり、預貯金利子に對する課税に當つては源泉徴収制を考へたり、至れり盡せりの配慮をいたしておられます。それなのに、農民や中小企業者に對する特別控除の問題は、シャウプ勧告にもちやんと述べてあるのに、政府は取上げようといひません。政府はこれに對して、我々のさういふ追及に對して答えて曰く、だから基礎控除や扶養控除を引上げてやつたのだと言ふのであります。併し現在の控除額、即ち基礎控除額現行二万五千円を三万円に、扶養控除額現行一人につき一万二千円を一万五千円に引上げるだけでは、なかなか最低生活すら保障して行けないことになつてゐます。例をとつて言へば、勤労者の夫婦と子供二人、その四人家族では、年額八万八千円に基礎控除がなるからいいやないかと言ひますが、これは四人の一年の飲食費にも足らないものであります。現在でも租税は、最低生活費どころか、飲食費

にすら食ひ込んでおるのであります。こんな事態を放つて置いても、法人に對して、高所得者に對して、特別に減税すべきだといふ政府の減税措置を、我々は全く了解に苦しむものであります。加うるに物価はどんどん上つて参ります。朝鮮動乱以後すでに消費物資も、從つて生計費も相当上りました。さうして、これらの購買力は、むしろこれからだと言へられておられます。生活水準は朝鮮動乱以後目立つて下つて参りました。昨年の今頃に比べても下つておられます。生計費の上りは、今度の減税くらいではなかく、追いつきません。夫婦と子供二人の四人で月額一万二千円の世帯では二百八十円だけ税が安くなりますが、假に生計費を非常に内輪に見積つて、一割だけ上つたといひましたとしても、支出は一千二百円増えるのであります。二百八十円だけの減税ではなかく、追いつかず、生活は非常に苦しくなることは明らかであります。生活安定のための減税であるならば、現在及び今後一カ年の物価騰貴を十分に考慮に入れて、基礎控除や扶養控除を更に大幅に引上げなければならぬのに、この点については政府は何らの考慮も拂おうといひません。又、我が國の農民や中小企業者は、経営者であると同時に労働者であるといふ二重性格者であります。が、むしろ現在の状態においては労働者の性格が非常に強いことは明瞭であります。とすると、シャウプ勧告に待つまでもなく、これらの農民や中小企業者は労働者なみに勤労控除すべきが當然と思ふのであります。この當然過ぎるくらい當然なことに対してすら、政府は一顧だに與へようとい

(定義)

第二條 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 左の各号に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法にいう養老施設、救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で收容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助養を行う事業

二 児童福祉法にいう乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、し休不自由児施設又は教養院を経営する事業

三 身体障害者福祉法にいう身体障害者更生指導施設、中途失明者更生施設又は身体障害者收容援産施設を経営する事業

四 公益質屋又は援産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 左の各号に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を與え、又は生活に關する相談に應ずる事業

二 児童福祉法にいう助産施設、保育所又は児童厚生施設を経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に應ずる事業

三 無料又は低額な料金で身体障害者福祉法にいう義し、要具製作施設、点字図書館又は点字出版施設を運営する事業及び身体障害者の更生相談に際する事業

四 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

五 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

六 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

四 この法律における「社会福祉事業」には、左の各号に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）にいう更生保護事業

二 実施期間が六月（前項第六号に掲げる事業にあつては、三月）をこえない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第五号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が收容保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人に満たないもの

五 第三項第六号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五十万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十万円に満たないもの

（社会福祉事業の趣旨）

第三條 社会福祉事業は、授養、育成又は更生の措置を要する者に対し、その独立心をそなへることなく、正常な社会人として生活することができるよう援助することを趣旨として経営されなければならない。

（社会福祉事業の経営主体）

第四條 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

第五條 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者は、左の各号に掲げるところに従ひ、それぞれの責任を明確ならしめなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律により定められたその責任を他の社会福祉事業を営む者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を営む者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を営む者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がな

いこと。

2 前項第一号の規定は、国又は地方公共団体、その経営する社会福祉事業について、要保護者等に関する收容その他の措置を他の社会福祉事業を営む者に委託することを妨げるものではない。

第二章 社会福祉審議会

（社会福祉審議会）

第六條 社会福祉事業の全分野における共通的基本事項その他重要な事項を調査審議するため、社会福祉審議会を置く。

2 社会福祉審議会は、厚生大臣の監督に属し、その諮問に答へ、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第七條 社会福祉審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、社会福祉審議会に、委員の総数の三分の一以内の臨時委員を置くことができる。

（委員）

第八條 社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、左の各号に掲げる者のうちから、厚生大臣が任命する。

一 社会福祉事業に従事する者

二 社会福祉事業に関して学識経験がある者

三 関係行政庁の職員

2 関係行政庁の職員のうちから任命される委員の数は、委員の総数の三分の一をこえてはならない。

3 社会福祉事業に従事する者又は社会福祉事業に関して学識経験がある者のうちから任命される委員の任期は、一年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第九條 社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十條 社会福祉審議会に、生活保護法の施行に関する事項を調査審議するため、生活保護専門分科会を置く。

2 社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要な専門分科会を置くことができる。

3 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 第八條第二項の規定は、専門分科会に属すべき委員に準用する。

（庶務）

第十一條 社会福祉審議会の庶務は、厚生省社会局において処理する。

（運営）

第十二條 この法律で定めるものの外、議事の手続その他社会福祉審議会の運営に關し必要な事項は、社会福祉審議会が定める。

第三章 福祉に関する事務

（設置）

第十三條 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）につき、條例で、福祉地区を設け、その地区ごとに、当該地区を所管区域とする福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 前項の福祉地区の数は、別表の通りとする。

3 第一項の市以外の市は、條例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設けなければならない。

福祉に関する事務所を設けなければならない。

4 町村は、條例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

5 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該組合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。

6 福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める授養、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどるところとする。

7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。

8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、その六月前までに、都道府県知事の承認を受けなければならない。

（組織）

第十四條 福祉に関する事務所には、長及び少くとも左の所員を置かなければならない。但し、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、みずから現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

一 指導監督を行う所員

二 現業を行う所員

三 事務を行う所員

2 所の長は、都道府県知事又は市町村長の指揮監督を受けて、事務を掌理する。

3 指導監督を行う所員は、所の長の指導監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。

4 現業を行う所員は、所の長の指導監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資質、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。

5 事務を行う所員は、所の長の指導監督を受けて、所の事務をつかさどる。

6 第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でない限り、(所員の定数)

第十五条 所員の定数は、條例で定める。但し、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ左の各号に掲げる数以上でなければならない。

一 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯(以下「被保護世帯」という。)の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数

二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯の数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被

保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

(服務)

第十六条 所の長並びに第十四條第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同條第二項から第四項までに規定する職務にのみ従事しなければならない。但し、同條第一項但書の場合において、所の長が現業事務の指導監督を行い、又は町村の設置する福祉に關する事務所において、現業を行う所員の職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、当該町村における他の社会福祉に關する事務を行うことを妨げない。

第四章 社会福祉主事

(設置)

第十七条 都道府県及び市に、社会福祉主事を置く。

2 町村に、社会福祉主事を置くことができる。

3 前二項の社会福祉主事は、この法律、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の施行に關する都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助することを職務とする。

(資格)

第十八条 社会福祉主事、事務吏員又は技術吏員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、恩恵が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、左の各号の一に該当するもののうちから任用しなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八

十八号)に基く大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基く高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基く専門学校において、厚生大臣の指定する社会福祉に關する科目を修めて卒業した者

二 厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 厚生大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

第五章 指導監督及び訓練

第十九条 都道府県知事及び地方自治法第五十五條第二項の市の長は、この法律、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の施行に關しそれぞれその所部の職員が行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、これを実施しなければならない。

(訓練)

第二十条 この法律、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の施行に關する事務に従事する職員の素質を向上するため、都道府県知事はその所部の職員及び市町村の職員に対し、地方自治法第五十五條第二項の市の長はその所部の職員に対し、それぞれ必要な訓練を行わなければならない。

(指導監督又は訓練の実施にあたる職員)

第二十一条 前二條の指導監督又は訓練の実施にあたる職員は、三年以上上国又は地方公共団体において社会福祉に關する事務に従事した

経験を有する社会福祉主事でなければならない。

第六章 社会福祉法人

第一節 通則

(定義)

第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(名称)

第二十三条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(要件)

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

(収益事業)

第二十五条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の収益事業に關する会計は、当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に關する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第二十六条 社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十七条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解

散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(准用規定)

第二十八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條(法人の権利能力)及び第四十四條(不法行為能力)の規定は、社会福祉法人に準用する。

第二節 設立

(申請)

第二十九条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少くとも左の各号に掲げる事項を定め、厚生省令で定める手続に従い、当該定款について厚生大臣の認可を受けなければならない。

一 目的

二 資産の総額

三 名称

四 社会福祉事業の種類

五 事務所の所在地

六 役員に關する事項

七 會議に關する事項

八 資産の管理及び會計に關する事項

九 評議員会を置く場合には、これに關する事項

十 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類

十一 解散に關する事項

十二 定款の変更に關する事項

十三 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十一号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第三十條 厚生大臣は、前條第一項の規定の認可の申請があつたときは、当該申請にかかる社会福祉法人の資産が第二十四條の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(定款の補充)

第三十一條 社会福祉法人を設立しようとする者が、第二十九條第一項第三号から第十三号までの各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合においては、厚生大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

(成立の時期)

第三十二條 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(准用規定)

第三十三條 民法第四十一條(贈與、遺贈の規定の准用)、第四十二條(寄附財産の帰属)及び第五十一條(第一項(財産目録)(法人設立の時に關する部分に限る。))の規定は、

社会福祉法人の設立に准用する。

この場合において、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可ノアリタル時」とあるのは、「社会福祉法人成立ノ時」と読み替へるものとする。

第三節 管理

(役員)の定数、任期、選任及び欠格

第三十四條 社会福祉法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

2 役員の任期は、二年をこえることはできない。但し、再任を妨げない。

3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の二分の一をこえて含まれることになつてはならない。

4 左の各号の一に該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。

一 生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

二 第五十四條第二項の規定による厚生大臣の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(役員)の欠員補充

第三十五條 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえる者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(理事の代表権)

第三十六條 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。但し、定款をもつて、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第三十七條 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定がないときは、理事の過半数をもつて決する。

(監事の職務)

第三十八條 監事は、左の各号に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。

三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会(評議員会のないときは、厚生大臣)に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。

五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第三十九條 監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。

(評議員会)

第四十條 社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて組織する。

3 社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもつて、評議員会の議決を要するものとする。ことができる。

(定款の変更)

第四十一條 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第三十條の規定は、前項の認可に準用する。

(会計)

第四十二條 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常に、これを各事務所に備えて置かなければならない。

3 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

(准用規定)

第四十三條 民法第五十五條から第五十七條まで(代表権の制限及び委任、仮理事、特別代理人)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第一項(裁判所の管轄)の規定は、社会福祉法人に准用する。この場合において、民法第五十五條中「定款、寄附行為又は總會ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「厚生大臣ハ利害關係人ノ請求ニヨリ又ハ

職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第四十四條 社会福祉法人は、左の事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

二 定款に定めた解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

四 合併

五 破産

六 厚生大臣の解散命令

2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、厚生大臣の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。

3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合においては、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第四十五條 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除く外、厚生大臣に対する清算終了の届出の時に於いて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第四十六條 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。

(合併手続)

第四十七條 社会福祉法人が合併するときは、理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められていない場合には、その議決がなければならぬ。

2 合併は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十條の規定は、前項の認可に準用する。

第四十八條 社会福祉法人は、前條第二項に規定する厚生大臣の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 社会福祉法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

第四十九條 債権者が、前條第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、社会福祉法人は、これに弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第五十條 合併により社会福祉法人を設立する場合においては、定款の作成その他社会福祉法人の設立

に関する事務は、各社会福祉法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効力)

第五十一條 合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立した社会福祉法人は、合併によつて消滅した社会福祉法人の一切の權利義務当該社会福祉法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する權利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第五十二條 社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

(準用規定)

第五十三條 民法第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に關する部分)に關する規定は、社会福祉法人の合併に準用する。

第五十四條 厚生大臣は、法令、法令に基いてする行政庁の処分及び

定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に關し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 厚生大臣は、社会福祉法人が、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反したときは、解散を命ずることができ、但し、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り。

3 厚生大臣は、前項の規定により社会福祉法人の解散を命ずる場合には、当該社会福祉法人に、厚生大臣の指定した職員に對して弁明する機会を與えなければならない。

4 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 弁明を聴取した者は、聴取書及び処分の決定についての意見を附した報告書を作り、これを厚生大臣に提出しなければならない。

(収益事業の停止)

第五十五條 厚生大臣は、第二十五條第一項の規定により収益を目的とする事業を行う社会福祉法人につき、左の各号の一に該當する事由があるとき、当該社

会福祉法人に對して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該社会福祉法人が当該事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業以外の目的に使用すること。

三 当該事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

(助成及び監督)

第五十六條 国又は地方公共団体は、社会福祉法人の經營する社会福祉事業施設が災害によつて破損した場合において、緊急にこれを復旧する必要があると認めるときは、省令又は当該地方公共団体の條例で定める手続に従い、社会福祉法人に對し、補助金を支出し、又は通常の條件よりも当該社会福祉法人に有利な條件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第八條第一項(地方公共団体の財産の処分の制限)の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定により、社会福祉法人に對する助成がなされたときは、厚生大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に對して、左の各号に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に關し報告を徴すること。

二 助成の目的に照して、社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 第五十四條第三項から第五項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定による返還を命令する場合に準用する。

第七章 社会福祉事業

(施設の設置)

第五十七條 市町村(特別区を含む。この章において以下同じ。)又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、左の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び種類

- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 條例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の予定年月日
- 六 施設の管理方法及び業務を担当する幹部職員の名氏及び経歴
- 七 要援護者等に対する処遇の方法
- 二 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設けようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 三 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号に掲げる事項の外、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 当該事業を営むための財源の調達及びその管理の方法
- 二 施設の管理者の資産状況
- 三 建物その他の設備の使用の制限
- 四 経理の方針
- 五 事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置
- 四 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十條の規定により厚生大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査する外、左の各号に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 当該事業を営むために必要となる経済的基礎があること。
- 二 当該事業の経営者が社会的信用を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- 四 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 脱税その他不正の目的で当該事業を営むようとするものではないこと。
- 五 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、社会福祉施設設置の許可を與えなければならない。
- 六 都道府県知事は、前項の許可を與えるに當つて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を附することができる。
- (変更)
- 第五十八條 前條第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- 二 前條第二項の規定による許可を受けた者は、同條第一項第四号、第五号及び第七号並びに同條第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 三 前條第四項から第六項までの規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合に準用する。
- (廃止)
- 第五十九條 第五十七條第一項の規定による届出をし、又は同條第二項の規定による許可を受けて、社会福祉事業を営む者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- (施設の最低基準)
- 第六十條 厚生大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに被援護者等に対する処遇の方法について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。
- 二 社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。
- (管理者)
- 第六十一條 社会福祉施設には、主任の管理者を置かなければならない。
- (施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)
- 第六十二條 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業開始地の都道府県知事に左の各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- 一 経営者の名称及び主たる事務所所在地
- 二 事業の種類及び内容
- 三 條例、定款その他の基本約款
- 二 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を営むようとするときは、その事業

- の開始前に、その事業を営むようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 三 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号並びに第五十七條第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 四 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第五十七條第四項各号に掲げる基準によつて、これを審査しなければならない。
- 五 第五十七條第五項及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。
- (変更及び廃止)
- 第六十三條 前條第一項の規定による届出をし、又は同條第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営む者は、その届け出た事項又は許可申請書に記載した事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- (第二種社会福祉事業)
- 第六十四條 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業開始地の都道府県知事に第六十二條第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- 二 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に

- に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。
- (調査)
- 第六十五條 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を営む者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。
- (改訂命令)
- 第六十六條 都道府県知事は、第五十七條第一項の規定による届出をし、又は同條第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営む者の施設が、第六十條の最低基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を営む者に対し、同條の基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- (許可の取消等)
- 第六十七條 都道府県知事は、第五十七條第一項、第六十二條第一項若しくは第六十四條第一項の届出をし、又は第五十七條第二項若しくは第六十二條第二項の許可を受けて社会福祉事業を営む者が、第五十七條第六項(第五十八條第三項及び第六十二條第五項)において準用する場合を含む。若しくは第六十九條第二項の規定による条件に違反し、第五十八條第一項若しくは第二項、第六十三條若しくは第六十四條第二項の規定に違反し、第六十五條の規定による報告の次に応ぜず、若しくは虚偽

の報告をし、同條の規定による当該員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前條の規定による命令に違反し、又はその事業に關し不当に營利を圖り、若しくは被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に對し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第五十七條第二項若しくは第六十二條第二項の許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第五十七條第一項若しくは第二項、第六十二條第一項若しくは第二項又は第六十四條第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に關し不当に營利を圖り、若しくは被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に對し、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

(聽聞)
第六十八條 第五十四條第三項から第五項までの規定は、都道府県知事が前條の規定により社会福祉事業を制限し、その停止を命じ、又は許可の取消をする場合に適用する。

(寄附金の募集)
第六十九條 社会福祉事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の經營に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集に着手する一月前までに、厚生省令で定める手続に従い、募集しようとする地域の都道府県知事(募集しようとする地域

が二以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生大臣)に對し、募集の期間、地域、方法及び使途等を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、募集の期間、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、條件を附することができる。

3 第一項の許可を受けて寄附金を募集した者は、厚生省令で定める手続に従い、募集の期間経過後遅滞なく、寄附金の募集の許可を受けた行政庁に對し、募集の結果を報告しなければならない。

(適用除外)
第七十條 第五十七條から第六十八條までの規定は、他の法律によつて、その設置につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届け出を要するものとされている施設については、適用しない。

第八章 共同募金及び社会福祉協議会

(共同募金)
第七十一條 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を單位としてあまねく行ふ寄附金の募集であつて、その区域内において社会福祉事業又は更生緊急保護法による更生保護事業を經營する者(國及び地方公共団体を除く)の過半数にその寄附金を配分することを目的とするものをいう。

(共同募金の認可)
第七十二條 共同募金を行ふ事業は、第二條の規定にかかわらず第一種社会福祉事業とする。

2 共同募金事業を行ふことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と稱する。

3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。

4 共同募金及びその連合会以外の者は、その名称中に「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(共同募金の認可)
第七十三條 厚生大臣は、共同募金会の設立の認可に當つては、第三十條に規定する事項の外、左の各号に掲げる事項をも審査しなければならない。

一 当該共同募金の区域内に社会福祉協議会が存すること。
二 特定人の意思によつて事業の經營が左右されるおそれがないものであること。
三 当該共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員に含まれないこと。

四 役員又は評議員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。
(社会福祉協議会)
第七十四條 前條第一号の社会福祉協議会(以下「協議会」という)は、都道府県の区域を單位とし、左の各号に掲げる事業を行ふことを目的とする団体であつて、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものでなければならない。

二 社会福祉を目的とする事業の総合的企画

三 社会福祉を目的とする事業に關する連絡、調整及び助成

四 社会福祉を目的とする事業に關する普及及び宣伝

2 關係行政庁の職員は、協議会又はその連合会の役員となることができる。但し、役員の総数の五分の一をこえてはならない。

3 協議会は、社会福祉事業若しくは更生保護事業を經營する者又は社会福祉事業に奉仕する者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(共同募金の期間)
第七十五條 共同募金会は、毎年一回、厚生大臣が定める期間内に限つて共同募集を行ふことができる。

(計画の公告及び届出)
第七十六條 共同募金会は、共同募集を行ふには、あらかじめ、協議会の意見をきき、共同募集の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

の配分について干渉してはならない。

(結果の公告及び届出)
第七十九條 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額を公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(共同募金会に対する解散命令)
第八十條 厚生大臣は、共同募金会については、第五十四條第二項の事由が生じた場合の外、第七十三條各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができ

る。但し、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り。

(受配者の寄附金募集の禁止)
第八十一條 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の經營に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)
第八十二條 第六十九條の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(連合会)
第八十三條 共同募金会又は協議会は、それぞれ、相互の連絡及び事業の調整を行ふため、全国を單位として、共同募金会連合会又は社会福祉協議会連合会を設立することができる。

第九章 雜則

(罰則)
第八十四條 左の各号の一に該當す

る者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第五十五條に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つた者

二 第五十七條第二項又は第六十二條第二項の規定に違反した者

三 第六十七條第一項若しくは第二項に規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は同條第一項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営した者

四 第六十九條第一項の規定による許可を受けないで、又は同條第二項の許可条件に違反して寄附金を募集した者

五 第六十九條第二項の規定による条件に違反して寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分した者

第八十五條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六十九條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第七十六條又は第七十九條の規定による公告及び届出を怠つた者

第八十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又はその人に對しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人の役員（理事、取締役その他こ

れらに準すべき者をいう。）又は人

（人が無能力者であるときは、その法定代理人とする。）がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第八十七條 左の各号の一に該当する場合においては、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 第三十三條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第四十二條第二項の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第四十八條又は第四十九條第二項の規定に違反したとき。

五 第五十三條において準用する民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第五十三條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

第八十八條 第二十三條又は第七十二條第四項の規定に違反した者

は、五千円以下の過料に処する。

（実施命令）

第八十九條 この法律に特別の定があるものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行に ついて必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。但し、第四章、第五章並びに附則第三項から第六項まで及び第十項の規定は、同年四月一日から、第三章及び附則第七項から第九項までの規定は、同年十月一日から施行する。

（関係法律の廃止）

2 社会福祉法（昭和十三年法律第五十九号）は、廃止する。

3 社会福祉主事の設置に関する法律（昭和二十五年法律第八十二号）は、廃止する。

（社会福祉主事に関する経過規定）

4 第四章の規定の施行の際、現に社会福祉主事の設置に関する法律による社会福祉主事に任用されている者は、この法律により任用された社会福祉主事とみなす。

5 第四章の規定の施行の際、現に社会福祉事業に従事している者は、左の各号の一に該当するものは、第十八條の規定にかかわらず、同條に規定する資格を有する者とみなす。

一 昭和二十一年一月一日以降に

おいて、二年以上、国若しくは地方公共団体の公務員又は厚生大臣の指定した団体若しくは施設の有給専任職員として社会福

祉事業に関する事務に従事した経験を有する者

二 昭和二十年五月十五日以降に

おいて、三年以上、社会福祉、公衆衛生、学校教育、社会教育、職業安定、婦人年少者保護又は更生保護に関する事務に従事した経験を有する者

6 社会福祉主事の設置に関する法律第二條第一項第一号又は第二号の規定によつてした厚生大臣の指定は、第十八條第一号又は第二号の規定によつてした指定とみなす。

（福祉に関する事務所に係る経過規定）

7 都道府県は、当分の間、第十三條第一項の規定にかかわらず、地方自治法第五十五條第一項の規定による支庁又は地方事務所に、第十三條第六項に定める事務を行う組織を置くことができる。

8 第十四條から第十六條までの規定は、前項の組織に準用する。

9 第十三條第一項及び第三項から第五項まで事務所の長は、当分の間、第十六條の規定にかかわらず、当該都道府県又は市町村の社会福祉に関する事務をつかさどる他の職を兼ねることが出来る。

10 町村は、昭和二十六年度に限り、第十三條第七項の規定にかかわらず、同年十月一日に福祉に関する事務所を設置することが出来る。この場合においては、その町村は、同年四月三十日まで、都道府県知事の承認を受けなければならぬ。

（社会福祉法人への組織変更）

11 この法律の施行の際、現に民法第三十四條の規定により設立した法人で、社会福祉事業を経営しているもの（以下「公益法人」という。）は、昭和二十七年五月三十一日までに、その組織を変更して社会福祉法人となることが出来る。

12 前項の規定により、公益法人がその組織を変更して社会福祉法人となるには、その公益法人の定款又は寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な定款又は寄附行為の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、財団法人の公益法人は、寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、厚生大臣の承認を得て、理事の定める手続に従い、寄附行為の変更をすることが出来る。

13 前項の組織変更は、社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

14 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

（社会事業を行う者の経過規定）

15 この法律の施行の際、現に社会事業法の定めるところにより、届出をして社会事業を経営している者は、昭和二十七年五月三十一日までは、その事業又は施設につき、この法律により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（寄附金の募集の経過規定）

16 この法律の施行前に社会事業法第五條の規定によつて都道府県知事又は厚生大臣がした寄附金募集の許可及びそれに附した条件は、

第六十九條の規定によつてした許可及びそれに附した條件とみなす。

17 (共同募金の経過規定)
この法律の施行の際、現にその名称中に「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いている者は、昭和二十七年五月三十一日までは、第七十二條第四項の規定にかかわらず、その文字を用いることができる。

18 この法律の施行の際、現に共同募金の事業を行つてゐる者は、昭和二十七年五月三十一日までは、第七十二條第三項の規定にかかわらず、その事業を行うことができる。

19 (社会事業法の罰則の適用に關する経過規定)
この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

20 (公益質屋法の一部改正)
公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一條、第三條、第十七條及び第十九條中「公益質屋人」を「社会福祉法人」に改める。

21 (登録税法の一部改正)
登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「労働組合、の下に「社会福祉法人、」を「労働組合法、」の下に「社会福祉事業法、」を加える。
第十九條第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四ノ三 社会福祉事業法ニヨル社会福祉法人ガ社会福祉事業ノ用ニ供スル土地及建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

22 (地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十八條中「又は社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)第二條の規定による事業開始の届出をした社会事業(以下「社会事業」という。))を社会福祉事業法(昭和二十六年法律第 号)の規定により届出をし、又は許可を受けて経営する社会福祉事業(以下「社会福祉事業」という。))に改める。

23 (所得税法の一部改正)
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第九号中「宗教法人」を「社会福祉法人、宗教法人」に改める。

24 (法人税法の一部改正)
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「宗教法人」を「社会福祉法人、宗教法人」に改める。

25 (厚生省設置法の一部改正)
厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の表中、中央社会事業審議會の項を次のように改める。

社会福祉審議會
厚生大臣の諮問に應じて、社会福祉事業の全分野における共通的基本事項その他重要な事項を調査審議すること。

26 (旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部改正)
旧軍用財産の貸付及び譲渡の特

別表

都	区	分	福祉地区の数	におおむね人口十萬ごと に一
				地方事務所又は支庁 との一
道府県	その他の区域	地方事務所又は支庁 の管轄する区域	地方事務所又は支庁 （道にあつては、支庁出張所を含む。） との一	におおむね人口十萬ごと に一
				地方事務所又は支庁（道にあつては、支庁出張所を含む。） との一
地方自治法 第二百五十五 條第二項の 市	その他の区域	地方事務所又は支庁 （道にあつては、支庁出張所を含む。） の管轄する区域	地方事務所又は支庁 （道にあつては、支庁出張所を含む。） との一	におおむね人口十萬ごと に一
				地方事務所又は支庁（道にあつては、支庁出張所を含む。） との一

「河崎ナツ君登壇、拍手」

○河崎ナツ君 只今議題となりました社会福祉事業法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず本案の提案理由につきまして説明申し上げます。現下の社会情勢によりまして、社会福祉事業は、公的扶助制度の確立とその専門技術化の促進が強く要請せられ、先に生活保護法の全文改正及び社会福祉主事の設置に關する

例等に関する法律(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「社会事業施設」を「社会福祉事業施設」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 第一項の社会福祉事業施設とは、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第 号)第二條に規定する社会福祉事業の用に供する施設及び保護を要する引揚者又は職災者の寮をいう。

法律が制定せられたわけでございます。而も約二百億円の経費を要する公的扶助その他児童及び身体障害者等の福祉に關する行政は、今や一層の強化を要請されつゝあります次第でございますが、その運営の合理化と能率的組織の整備がまず一要求せられているのでございませう。他方、民間の社会福祉事業の分野におきましては刷新振充の必要が痛感されておりますことは、御承知の通りであります。なお

又、社会保障制度審議會からの勧告のうちにも、社会福祉事業を能率的、科学的に運営する民生安定所の設置が謳われ、特別法人の制度確立により、民間社会事業に自主性を與え、公共性を高めることと述べられております次第でございます。ここにおきまして、昭和十三年に制定せられました社会事業法を廃止して、新しい社会福祉事業法の全分野における共通的基本事項を定め、生活保護法等の既存立法と相待ちまして、社会福祉事業が公明且つ適正に行われることを確保し、以て社会福祉の増進に貢献したいというのでございませう。以下本案の内容の要点を簡単に申し上げます。第一に、社会福祉事業を分けまして第一種事業及び第二種事業とし、そのおのづかについてその事業内容を具体的に定義いたしておきます。なお、更生緊急保護法に基く事業及び一定の基準に達しないものは、この法の対象から除いておきます。第二に、社会福祉事業の経営主体についての規定でございますが、第一種事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則としておりますが、宗教法人、その他個人であつても、許可を受ければ経営することができるとを聞いてあります。第三に、事業経営の準則を定め、社会福祉事業を經營する者のそれらの責任を明確ならしめ、公私の關係を確立することによりたしてあります。第四に、社会福祉事業に關する共通的基本事項その他重要事項を調査審議するため、中央に社会福祉審議會を設置することになつております。第五に、福祉に關する事務所の規定を設け、都道府県及び市は、福祉に關する地区を定

め、その地区ごとに事務所を設けて、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は厚生

の措置に関する事務を掌るものとしたてております。なお町村及び一部事務組合も福祉に関する事務所を設置することができるとなっております。

第六に、社会福祉主事の設置に関する規定を設け、社会福祉主事の設置に関する法律を吸収することになっております。

第七に、指導監督及び訓練の規定を設けて、行政の効率的遂行を企図いたしております。第八に、社会福祉法人の制度を創設し、その組織及び運営について一定の基準を定め、災害時における緊急復旧に際しては、公の支配に属する社会福祉法人に対しては補助の途を講じ得るよう規定いたしました。

第九に、社会福祉事業の経営と寄附金募集の規定を設けて、これが適正に行われるようにいたしました。第十に、共同募金及び社会福祉協議会の組織及び運営について規定し、共同募金会と、その区域内の公私社会福祉事業関係者の協力による社会福祉協議会との密接な連絡により、社会福祉事業の組織的活動を図ることとしたててあります。第十一には、従来の各種の課税除外に加えて新たに登録税の課税除外の規定を設けようとするものであります。

以上がこの法案の提案理由及びその内容の概略でございます。

て、この法案は社会福祉事業全般に関する基本法案である、近來の社会福祉事業は著しく公共性を帯びて来たが、政府は本法案成立後如何なる政策を実施する方針なりや。即ち一、国の責任に属する社会福祉事業は将来如何にして実施するか。二、地方公共団体経営の社会福祉事業に対しては如何なる方針で望むか。三、民間社会福祉事業に対する態度如何という趣旨の質問に對して、厚生大臣から、社会福祉事業の経営については、国又は地方公共団体は十分責任を持つてこれを実施する。民間経営の社会福祉事業に対しては指導監督を強化し、公明適正に行われるようにしたいとの答弁がありました。

次に、国自体の責任に属する社会福祉事業を民間に委託しているが、その現状は頗る消極的であり、民間社会福祉事業の特性を減殺している、事業委託に際しては十分なる費用を支出すべきだと思ふがどうかとの質問に對して、民間社会福祉事業経営者へ事業を委託する場合は、十分なる成果を挙げ得るよう責任を持つて実施し、且つその自主性を十分尊重して行きたいとの答弁がございました。

又社会福祉事業の振興を図るには人の問題が最も大切であるが、社会福祉事業従事者の養成及び処遇並びに社会福祉事業功労者に対する処遇問題等についての所見如何との質問に對して、社会福祉事業従事者の養成には昭和二十六年年度予算にも相当な額を計上してあるので、極力これが養成に努めるつもりである、又社会福祉事業の功労者に対しては監獄要章を授與することになつておりますが、文化勳章授與

等の措置についても善処したいとの答弁がございました。

次に、民生委員法及び民生委員の取扱方を如何にするか、民生委員の地方議員議員職等は差支なきや、日本赤十字社も社会福祉事業を經營しているが、本法と日赤との関係如何との質問に對して、民生委員法の取扱方に對しては、目下研究中である、民生委員は本来のボランティアとして存続せしめることとし、民生委員が地方議員選挙に立候補するのは差支ない、本法は日本赤十字社にも適用されることと答弁がございました。

次に、本法案の内容につきまして、同じく山下委員から木村社会局長への質問に對しての局長の答弁の要点を申し上げます。

先ず社会福祉協議会につきまして、これを設置する必要があるのか、ただ名目的なものならば無意味である、設置するとすれば権威あるものでなければならぬが、如何なる事項を審議するか、又児童福祉審議会、身体障害者福祉審議会等との関係如何との質問に對して、社会福祉協議会は、社会福祉事業全分野における共通の、基本的事項その他の重要事項を調査審議する、本審議会を中心として他の審議会との調整を図り、できるだけ権威あるものにしたいとの答弁がございました。

次に、福祉に関する事務所につきまして、福祉に関する事務所は、都道府県及び市のみならず町村も設置することとができるようになっておるが、その結果濫設して複雑化する虞れはないか、又事務所の長に保護の決定権がないのは甚だ遺憾に思ふがどうかとの質問に對して、町村が福祉に関する事務所を設置せんとする場合、真によつて運営し得る見込があるものに對するのみ都道府県知事は設置の承認を與えるよう指示して、濫設、混乱を防止することとし、保護の決定権は一応事務所の設置者に與えるが、これを事務所の長に委任する形式をとらしたものと申すとの答弁がございました。

又社会福祉法人につきまして、本法により設立された社会福祉法人に對しては、災害時のみならず、平時においても十分補助の途を講ずべきであると思ふが如何との質問に對して、社会福祉法人に對する補助を災害時のみに限定したのは関係方面の意見を勘案した結果であり、これにより憲法第八十九條の問題は一応解決したことになるとの答弁がございました。

次は共同募金の問題につきまして、共同募金の配分を受けた者は、受配後一年間はその事業經營に必要な資金を得るため寄附金を募集してはならないことになつてゐるが、これはその配分金が事業經營に十分であることを前提とするもので、實際は配分金は僅少で、事業經營に不十分であるから、この規定第八十一條は不当だと思ふが如何との質問に對して、これは共同募金の性質上一応かように規定したので、若し自発的に寄附を申出する者があれば、これを受入れることは少しも差支ないとの答弁がございました。

次に社会福祉協議会につきまして、社会福祉協議会の下部組織について何らの規定なきはどうか、又更生保護事業は社会福祉事業から除外してあるにかかわらず、社会福祉協議会の構成メンバーとなり、且つ共同募金の配分を受け得るものとしてある理由はどううかとの質問に對して、社会福祉協議会は地域社会の組織化を基調とするものである、共同募金会との関連上、都道府県を単位として立案したのであるが、町村も任意に協議会を設置することができると、

次に更生緊急保護法に言う更生保護事業を社会福祉事業から除外した理由は、更生保護事業は刑事政策的色彩が濃厚であるため、法務府の意見を尊重し、社会福祉事業から除外するを至当と認めたからであるとの答弁がございました。

次に石原委員から、共同募金会の役員問題につきまして、共同募金の配分を受ける者はその共同募金会の役員にはなれないことになつておるが、これは或る程度認めては如何との質問に對して、木村社会局長から、従来の実績に徴し、利害関係の密接な者は一応共同募金会の役員にはなれないことにいたしましたのである、共同募金を実施するには、あらかじめ社会福祉協議会の意見を聞くことになつてゐる、本法施行後の結果を見て、将来考慮することにしたというの答弁がございました。

その他、社会福祉主事の資格、養成及び処遇問題、本法施行に伴う財政問題その他についても質疑応答が交されましたが、その詳細は速記録によつて御覽願ひたいと存じます。

なお、本委員会におきましては、本法案は日本におきましても最初の相当重要性を持つておる法案でもございまして、特に小委員会を置きまして、本法案の取扱方並びに政府に對する要望事項等の決定方を付託いたしましたのであります。で、小委員会は、

山下委員から厚生大臣に對しまして

松原一彦委員を小委員長といたしまして二四開會し、慎重審議の結果、政府に對する要請事項を決定して關係當局の所見を質し、且つこれが実現方を要望いたしました旨、小委員長から報告がございました。次にその概要を申し上げます。先づ政府に對する要請事項といたしまして、小委員会は次のことを決定いたしました。

一、政府は國民にあまねく社会福祉事業の重要性を認識せしめ、その協力態勢を確立するよう努めること。

二、政府は社会福祉事業の振興に關する根本計画を樹立すると共に、地方公共団体をしてその地区の実情に即応した社会福祉事業振興計画を樹立せしめること。

三、不良社会福祉事業の肅正を断行すると共に、優良社会福祉事業の助成を図り、且つ公的社会福祉事業施設の改善向上に努力すること。

四、社会福祉事業関係者の処遇並びに社会福祉事業功労者の表彰について特別の措置を講ずること。

五、社会福祉事業経営者に対する因又は地方公共団体の事業委託費を大幅に増額すること。

六、社会福祉事業施設に對する免税を更に拡大すること。

七、競争犠牲者に對して速かに適切な方途を講ずること。

八、本法案成立後適当な時期に左の通り條文を改正すること。

(1) 第二條第四項第一号を削除する。即ち更生緊急保護法に言ひ更生保護事業は、この法律における社会福祉事業にこれを含める。

(2) 第六條第二項中「監督に属し、その」を削除する。即ち第六條第二

項において「社会福祉審議會は、厚生大臣の監督に属し」とあるが、文句が妥當でないから、この「監督に属し」という文句を削る。

(3) 第十三條第四項及び第五項を削除し、關係條文を整理する。即ち町村及び町村の一部事務組合は、福祉に關する事務所を設置することができないことにする。

(4) 第五十六條中「緊急にこれを復旧する必要がある」と認めるときに「又は、国若しくは地方公共団体が、要援護者等に關する收容その他の措置を委託した」とによつて、社会福祉法人その他の者の經營する社会福祉事業施設の改善をする必要が生じた」と認めるときに「又は、即ち国又は地方公共団体が要援護者等に關する收容その他の措置を委託した」とによつて、社会福祉法人その他の者の經營する社会福祉事業施設の改善をする必要が生じた」と認めること。

(5) 第七十三條第三号を、「当該共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員の總数のそれの五分の一を超えないこと」に改める。即ち共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員に含まれないことが共同募金会の設立の認可の條件になつてゐるが、これを共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員の總数のそれの五分の一を超えないことに改める。

(6) 第八十一條を削除する。即ち共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間はその事業の經營に必要な資金を得るために密附金を募集してはならないことになつてゐるが、これを緩和して、特別の事情があつて第六十九條により都道府県知事の許可を受けた場合は密附金を募集できるようにする。

以上が政府に對する要請事項でございます。これに對し木村社会局長からは、この要請事項に對しては、將來關係方面ともよく協議して、成るべく御趣旨に副うよう善処したいとの答弁がありました。

又社会福祉事業に對する法人税の減免問題につきましては、大蔵省當局から、社会福祉事業に對する法人税については、これを全面的に免除するわけには行かぬが、できるだけ御趣旨に副うよう努力したい旨の答弁があり、又地方税の減免問題につきましては、地方財政委員會事務局から、市町村民税の法人の均等割については運営の面で善処することとし、附加価値税及び入場税の減免問題については、これは消費者負担の税である關係から減免困難と思ひ、研究善処したいとの答弁がございました。

この税の減免問題は社会福祉事業の育成発展に重大な關係がありますので、極力善処するよう特に強く要望いたしました。これが小委員長報告の大要であります。そうして本委員会におきましては、小委員長のご報告を全面的に承認いたしました次第でございます。

かくて質疑を切りまして、討論に移りましたところ、中山委員から、本案については小委員長報告中の要請事項の実現方に関し政府の善処を期待して原案に賛成の意を表しました。次に、日本社会党を代表いたしました私から、この法案は、(1)社会福祉に關する責任は国家社会にあることを明確化し、且つ国、地方公共団体及び民間社会福祉事業の分野をそれの明白にしてある点、(2)社会福祉事業を二大別して、公私の協力が必要とする事業種目と民間社会福祉事業家の活躍に期待すべき事業種目とを画然区別し、且つ民間社会福祉事業に對する国又は地方公共団体の補助の途を開いてある点、(3)從來一般事務的に処理されてゐた福祉行政が、福祉に關する事務所の設置、専門職員配置、指導訓練の制度等により一段の發展を期することとし、且つ地域社会を基礎とする社会福祉關係者の協議會が組織されて協力態勢を整えた点、(4)共同募金を法制化してある点等々、その構想は時宜に適したもので、社会保障制度の一環をなす社会福祉部面の公私の活動組織を確立し、その活動の一步前進を促すべき法案といたしまして、賛意を表するものであります。また、完璧なものとは言えない、政府はよろしく小委員長報告の要請事項の実現方に関し最善の努力を拂うべきことを要請いたしまして、本案に賛成する旨を述べた次第でございます。次に松原一彦委員は、小委員長報告中の要請事項実現方その他に関し政府の善処を要望して、原案に賛成の意を表せられ、又谷口委員は民主黨を代表して、本案のごとき重要法案は最も慎重に審議すべきもので、この意味において特に小委員会を設けて審議せしめたことは適當な措置と考へる、小委員長報告中の要請事項の実現方を強く政府に要望して原案に賛成する旨を述べられました。

かくて討論を終り、採決いたしましたところ、全会一致を以ちまして本案

は政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。(拍手)

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第十五、教科書の発行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)、日程第十六、昭和二十六年度に入学する児童に對する教科用圖書の給與に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。文部委員會理事加納金助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

教科書の発行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年三月十七日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤 武敏

教科書の発行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

(昭和二十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「三分」を「一分」に改める。

教科書の発行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年三月十七日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤 武敏

教科書の発行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十六年年度に入学する児童に対する教科用図書給與に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十六年三月十七日
衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤 武敏

昭和二十六年年度に入学する児童に対する教科用図書給與に関する法律案

昭和二十六年年度に入学する児童に対する教科用図書給與に関する法律

（この法律の目的）

第一條 この法律は、義務教育の無償の理想のより広範な実現への試みとして、地方公共団体に対して、昭和二十六年年度に公立学校に入学する児童の教科用図書給與を奨励することを目的とする。

（教科用図書の給與に対する国の補助）

第二條 国は、前條の目的に資するため、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）が、昭和二十六年年度にその設置する小学校の第一学年に入学する児童（学校教育法昭和二十二年法律第二十六号）第四條第一項の規定により当該市町村

村が国、都道府県又は学校法人に教育を委託した児童を含み、学年の中途において他の学校から転学した児童を除く。）に対して、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語及び算数の教科用図書給與する場合に、予算の範囲内において、その給與に要する経費の二分の一を補助するものとする。

2 国は、前條の目的に資するため、都道府県が、昭和二十六年年度にその設置する育学校及び育学校の小学部の第一学年に入学する児童（学年の中途において他の学校から転学した児童を除く。）に対して、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語、算数その他の教科用図書給與する場合に、予算の範囲内において、その給與に要する経費の二分の一を補助するものとする。

3 前二項の規定による国の補助金の交付の手續については、政令で定める。

（都の特例）

第三條 前條第一項の規定の適用については、特別区に設置する小学校は、都の設置する小学校とみなし、当該小学校に關しては、都は、市町村とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

（加納金助君登壇、拍手）

○加納金助君 只今上程されました教科書の発行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案の文部委員会にお

る審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

本法案提出者である衆議院議員佐藤重遠君は十四名の提案したる理由及び法案の内容とすると、これは、教科書の発行に關する臨時措置法の規定により、教科書の発行から徴する保証金の額は、教科書の定価の三分に相当するものであります。教科書発行者は、厳格なる定価算定方式によつてその定価が制約され、且つ資金の調達に多大の苦心を重ねてゐる上に、教科書用資材の値上り、營業費の増加等により、教科書の定価が高騰したため、資金の調達は更に困難となり、過重な負担となつてゐるので、保証金制度の趣旨を書きしない程度に、即ち従来の定価の三分を一分に減額してその負担の軽減を図り、以て教科書の値上りを適度に抑へると共に、その円滑なる発行に資しようとするものであります。

文部委員会における荒木、高田、若木、木村、岩間等の各委員の質疑並びに応答の要を申し上げます。保証金の三分を一分にするというよりも、むしろこれを撤廃した方がよくはないかとの質問に対し、発行義務の履行を強制する方法としてこの程度のものは存続する必要があると思ふが、将来考慮されるべきであるとの答弁がありました。用紙及び資金の確保について政府の施策について質したのに対し、文部当局は、教科書用紙の統制は撤廃しないようにすることを考慮中であるし、二十六年度分の教科書用紙についてはその九〇％までは確保してあるので懸念の要はない、なお将来の問題につきましても、用紙及び資金の確保に關し具体的に各種の施策を講じつつあり、又講

ずるつもりであるとのことであり、また三分を一分にすることをより定価が他の諸物価に上ることを防ぐというようにすべきであるが、更に積極的に他の諸方策を講じて、その定価の高騰を能く限り抑制する必要があると思ふがどうかとの質疑に対し、提案者は政府をして十分その趣旨に副うよう努力させる考えであるとのことであり、又文部省当局も十分趣旨に副うよう努力するとのことであり、保証金を三分を一分にするにとりより発行者の負担は相当軽減されるから、教科書代金を前払いせざるというような従来の弊は断乎中止すべきではないかとの質問に対し、提案者は政府をして御趣旨に副はせるようにするとの答弁があり、大臣及び文部当局も又さうな弊害は除去するに万全の方途を講ずるとの答弁がありました。

かようにいたしました質疑を終了し討論に入りましたが、その大要を申述べます。先ず高田委員よりは、第一、保証金を三分を一分にすることにより従来の教科書代金の前払いというやうな悪弊を除去すべきこと、第二、用紙の高騰などのため大資本による発行者が実権を握る結果とならないようにしなければならぬこと、第三、検定制の助長を図ること、第四、教科書用紙の統制の撤廃はしないことの要請を付して賛成しました。矢嶋委員よりは、第一、適正正確に配給すること、第二、前拂いの弊害を除去することの要請を付して賛成し、岩間委員からも前拂いの弊害除去を強調して賛成し、木村委員よりも賛成の意見開陳があり、かくて採決に入り、全員一致、本案賛成に決定いたしました。

次は、昭和二十六年年度に入学する児童に対する教科用図書給與に關する法律案についての文部委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

政府の提案の理由とすると、これは、義務教育費無償という理想の、より広範な実現への試みとして、地方公共団体に対し昭和二十六年年度に公立学校に入学する児童の教科書の給與を奨励し、以て児童が国及び地方公共団体の一員としてその援助の下に教育を受けているという意識を明確にするため、教科書給與に要する経費の二分の一を国が補助することとしたといふこととあります。本法案の内容とするところは、第一に、国は、市町村が昭和二十六年年度に市町村立の小学校に入学する児童に対して、国語及び算数の教科用図書給與するとき、予算の範囲内においてその経費の二分の一を補助すること、第二に、国は、都道府県が昭和二十六年年度に都道府県立の育学校、育学校の小学部に入学する児童に対して国語算数その他の教科用図書給與するときに、予算の範囲内においてその経費の二分の一を補助すること、この二点であります。委員会における高橋、岩間、矢嶋、木村等の各委員の質疑に対する政府当局の応答の主なものを申し上げます。私立学校、官立学校の児童を除外したのは法案提出の理由の根本に反するものであり、児童に差別感を与えるものではないかとの質問に対し、一応学校教育法による設置義務に基く公立の学校の児童に限つたが、将来私立学校にも及ぼすよう努めたいとのことであり、二十七年以降は他の教科用

圖書に及ぼすことは勿論、漸次上學年に及ぼす考慮すべきであるが、この質問に對し、審議會に諮り適切な方策を立てると共に、財政上の諸点を十分考慮し、能く限り希望に副うよう努力することであり、義務教育費無償の原則に則り、政府はその根本的施策を講ずべきであるに、かくのごとき低度の施策、即ち最低七百億円を要するのに対して僅かに三億四千萬円を以てして、而も臨時のものとして立法するがときは理解に苦しむとの質疑に對し、現在の国家財政の実情を以てしては一挙に広範囲に亘ることは困難であるから、差当りその試みとして二十六年度のみの臨時的なものとしてあるが、審議會等に諮り、將來具體的計画を立て、より広範囲の義務教育費無償の原則の実現に努めるとの政府の答弁であります。地方財政については適當な措置がとられるかとの質疑に對し、関係當局と十分打合せがしてあるとの答弁であります。補助の形では教科用圖書の定価を自然制約するため、質的低下を来たす虞はないかとの質疑に對し、地方公立学校で採用に決定したものを具体的に調査して積算してあるから、大体予算に不足は生じないが、若し必要があれば予算増額を考慮するとのことであり、就學奨励費及び生活保護法、児童福祉法に基づく予算により、貧困家庭の児童に對しては教科書その他の給與をしてはどうかとの質疑に對し、関係方面と連絡して善処するとの答弁であります。

かくて討論に入り、高田委員は、第一、本法案の根本の趣旨を生かすため、義務教育を受ける者の全部に及ぼすよう基本的実施計画を樹立すること、第二、予算の裏付けを科学的、合理的にすると共に、教科用圖書の統制を廢止しないようにし、これによつて用紙の確保を期し、併せて教科用圖書の質と量の保全に努めること、この希望を付して賛成し、岩間委員は、第一、本法案は義務教育無償の原則を達するために極めて低い程度のもので、根本的実施計画もなく、従つてこの理想には極めて遠いものであり、單に一時的に糊塗しては過ぎないものである。第二に、予算的裏付けが極めて少額であつて、教育を受ける者の貧富の差による階級性を改めるに至らないこと等の理由を述べ、本法案に反對し、矢嶋委員は、第一、この法案は理想への第一歩であること、第二、今後教科書行政を根本的に検討し、理想に達するようにするため、明年度は更に範圍を拡大すると共に、検定制度を助長し、固定制度を速かに廢止すること、第三、国庫補助に不足を生じたるときは政府は速かに予算措置を講ずること等の意見及び要望を付して賛成とし、加納委員は、第一、国家財政窮乏の折納、理想への第一歩を踏み出したことは十分に価値があること、第二、来年度以降は漸次上學年に及ぼすべきこと、第三、教科用圖書の質と量を確保し、価格についても値上りを極力防止するよう努むべきこと等の要望及び意見を述べ賛成し、高橋委員は、第一、来年度以降は私立学校児童にも及ぼすよう政府は善処すること、第二、本法案は理想への第一歩であること等の意見を述べ賛成しました。

かくて採決の結果、多数を以て政府原案賛成に決定いたしました。なお詳細は委員会會議録の御参照をお願いいたします。以上を以てまして報告を終りいたします。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 昭和二十六年度に入學する児童に對する教科用圖書の給與に關する法律案に對し討論の通告がござります。これより發言を許します。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

〔簡單に願いますと呼ぶ者あり〕

○岩間正男君 日本共產黨は只今議題となりました法案に反對するものであります。謳われてゐるところは義務教育の無償である。それを一部分果すものであるとして、その趣旨が得るの第一條に記されてゐるのであります。それによりまして、「義務教育の無償の理想のより広範囲な實現への試み」云々と、大層立派なことが述べられております。だが、その内容はどうかであるかと思ふと、これは小学校の一年生の教科書、そのうち國語と算数の二冊を国庫からその半額だけ補助してこれを児童に與える。その額はどうかであるかと言いますと、一人分大体七十六円といふことになるのであります。而も予算の削減や物価の値上りのため、最初文部省側で計画されました計画の三分の一、五分の一というようにこれは縮小されておるのであります。その結果は窮乏の一路を辿つておるようになります。地方財政を圧迫することになるのであります。これでは義務教育無償の美名が泣き出す始末であると我々は思ふのであります。天野文相は、これで府の親心の現われであると述べていられるのであります。我々の眼から見れば、これは本末顛倒と言わなければならぬ。私はその理由を挙げたい。なぜなら、憲法の第二十六條に「義務教育は、これを無償とする。」といふことを規定しております。この規定をこのように安直に解釈して、まるでつまみ食いをするようなことは全く許されぬ。そも／＼新憲法が特にこの一章を設けて、このようなことを規定しておる理由というものはどこにあるか。これは日本教育の眞の民主化を図ることである。そのためには教育の機会均等を確立するといふ、それを徹底させるにあつたのである。ところで、その理想は現在においてどうなつておるか、根本からこのやうな理想が果されておるかと言いますと、事實はむしろ逆であります。この手近かな問題としまして、先ず六三制を取上げて見ましよう。例を足下の東京都の場合にとつて見ます。そうしますと、東京都では、この二十六年度の學童の自然増加数を見ますと約八万であります。これに必要な教室は当然千六百教室に過ぎない。この予算を以てしましては、六三校舎の新築数は僅かに九百教室に過ぎない。この予算を以てしましては、六三校舎の増築数は僅かに九百教室に過ぎない。この影響するところが如何に深刻であるかといふことをよく物語つておるのであります。その結果は、当然、教員の首切りとか、労働強化とか、或いは旅費の削減とかいうやうな、芳ばしくない状態を来たすのであります。そうして正常な教育の運営はとも更遑ないところ、現在の教育の実態は追い込まれておる。こうして教育予算の絶対不足は、今や日本の義務教育

ますとこの四十三億を以てしては、當然増える人口数だけを吸収することのできないのであります。その結果が、當然これは小学校に実はいわ寄せされて行くのであります。従いまし、二部、三部教授はおるか、一學級の児童数が七十人、八十人というやうな、實に戦争前のような大量生産的教育を行わなければならないという結果に行くのであります。このようにしまして、予算が不十分のために、これに對するところの六三制校舎建築に對する建築費の増額希望は実に澎湃として起つてゐるにもかかわらず、このやうな問題につきましては何ら根本的な解決を與えていない。そして、このやうな、實に一億三千万円を果せるやうな、而もこれで幾花的に、名目だけはいふところの法案を出してゐるというやうな矛盾を、我々は徹底的に指摘しなければならぬ。

又、昨日の予算委員會でも、つづさに審議されたところであり、このたびの地方財政平衡交付金の削減によりまして、教員の給與ベース改訂、或いは年末手当、或いは級別推定表による待遇改善にも大支障を来たすのであります。教員給は、この削減によりまして約五十億圓不足することになり、この影響するところが如何に深刻であるかといふことをよく物語つておるのであります。その結果は、当然、教員の首切りとか、労働強化とか、或いは旅費の削減とかいうやうな、芳ばしくない状態を来たすのであります。そうして正常な教育の運営はとも更遑ないところ、現在の教育の実態は追い込まれておる。こうして教育予算の絶対不足は、今や日本の義務教育

を破綻に瀕せしめていたのであります。その結果は地方財政を極度に圧迫し、又、父兄の寄附行為をますます強化学せしめていたのであります。百億はおろか、二百億、三百億というような歴大な寄附が二十六年年度の予算においては強化されることは、火を見るよりも明らかなのであります。重税と物価高で苦しんでいる大衆の生活が、こうして教育費の負担の面からも生活破綻をもたらし続けておるのであります。これは単なる教育問題というよりは、実は社会問題であります。毎日新聞の伝えるところによりますと、P.T.Aを通じて月々父兄が学校に徴収されておる金は、小学生で一月約五百円であり、その結果は、学校に子供をやることができない。長期欠席者が著しく増加して、或る学校では五人に一人というような数を数えております。或いは集団家庭とか、不良化等が頻々として新聞の社会記事を賑わしておる。この実情は実に悲惨なものと言わなければならぬ。この原因は、全くこれは経済的な原因であります。だから、よく父兄は、今日は日本には税務署が二つあるということを言っておる。税務署の一つは税金で我々を攻めて来る税務署であるが、もう一つはP.T.A税務署である。この税務署はじわじわとやつて来て、子供が泣きつくから、何としても苦面して、借金しても、或いは配給のために残して置いた金でも、これを與えてやらなければならぬ。こういう形で、実は全教育予算の三分の一以上がこのような父兄負担によつて賄われているというのが、日本の教育のまぎれもない実情であります。

我々は、このような経済的な問題に、はつきり楔を打込むことなくして教育を論ずることは、全くこれは欺瞞であると言わなければならぬ。日の丸であるとか、或いは君が代の問題であるとか、修身科の復活とか、こういうことだけに憂身をやつしておるという、文部省の足下では、このような財政的破綻のために、日本の教育は深刻な窮勢にさらされておるのであります。このようにしまして、地方財政や父兄の経済負担によつて教育が賄われるところに、どうして一体平等な教育、貧富の差によつて左右されない教育の実現が期待できましようか。憲法の義務教育無償の規定こそは、戦争前のこのよう不平等をなくし、教育を大衆に均霑しようとする意欲から出発したものであります。然るにこうして基礎的な教育財政の確立に對しまして一向に冷淡無策な政府が、僅かに一億三千万円程度の、全くポケット・マネー程度のものを以ちまして、殆んど問題にならぬ予算を以ちまして、名目だけは、はな／＼しい教科書の無償配給を実施せんとするものであります。これは、私が先に述べました文部行政の逆立ちであり、本末顛倒であると言わなければならぬ。いわば政府はみづからの無策を大衆の目からこまかそつとして鳴り物入りで宣伝しておるのが本法案であります。池田蔵相のごときは現にこの演壇を……この参議院の演壇を通じて、文部行政の画期的な変革、日本の四大政策の一つとして、この教科書の無償配給を呼号しておる。誠に滑稽と言わなければならぬのであります。これは又、口に愛国心、独立ということを宣伝し、日の丸

や国歌や、修身科の復活に憂身をやつし、再び軍国調を鼓吹せんとする吉田内閣の大衆欺瞞の政策の現われと言わなければならぬ。或いは又、國家予算の大半を、国連協力、大資本擁護のために收奪し、民生、教育、文化のために正当な支出を怠つておるという、池田財政の麻酔的政策と断ぜざるを得ないのであります。

小学一年生、一人当り七十六円の国庫支出が如何に欺瞞に満ちたものであるかは、又次の事実を検討すれば足ります。即ち文部省の資料によりますと、義務教育無償の最低予算として、小中学校の教科書全額は約四十九億、給食費が二百三十三億、学用品代が二百十億、総計約五百億でありました。これを最近の物価高によりまして考へれば約七百億が必要であります。このたびの措置は、これから見ますと、この七百億に對しましては、僅かに五百分の一に過ぎない。これに被服代とか、履物とか、雨具とか、交通費とか、こういうような費用を計算すれば、実にこれは八百分の一、千分の一にも過ぎないのであります。一人の新らしい小学生、これを入学させるために父兄は一体どれだけの費用を負担しているか。これも毎日新聞の調査によりますと、先ず一人宛九千円を下らないと云えられておるに、七十六円でもつて羊頭を掲げて狗肉を売る、このような政策に對しまして、我々は断じて賛成することはできない。我々は心から無償義務教育の無償を願ひ、その実現を叫んで来たものである。貧しき者も富める者もひとしなみに教育し、いわゆる教育の機会均等を確立して、新らしい日本の人材を國家がその予算を

以て作り出す、そのためにこそ根本的な施策が十分に要求されねばならないことを主張して来たのであります。建物の骨組みさえもまだ十分にできないうちにネオン・サインを飾ろうとするような、この馬鹿げた法案を我々は許すことはできない。教育費の全き保証、これこそは全人民の要求であり、その実現のために我々は挺身せねばならぬのであります。最近の連年の軍事費が一九％から二一％へ増額したことに目を皿のようにしてデマを放つておる人々も、実はその社会文化費が全予算の二六・七％であり、軍事費に優ることとまに五・四％、額にしまして二百四十四億ルーブルの増額であることを隠しているのではありません。人民のための人民の教育は、こうしてこそ、全き無償の教育によつてのみ保証付けられることを知らなければならぬのであります。資本主義社会における教育は支配階級のものであり、それは贅沢な消費や飾りものを意味しているときに、社会主義社会の教育は、真に人民のものであり、生産の原動力である正しい労働力の再生産を意味し、文化の根源を形作るものであります。こうした意味におきまして、我々に真に正しい教育の在り方を求める故にこそ、かかる欺瞞的、宣伝的、つまみ食いの法案に對しましては、あえて反対せざるを得ないのであります。

○副議長(三本治朗君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

先ず昭和二十六年年度に入学する児童に對する教科用圖書の給與に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三本治朗君) 次に教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(三本治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三本治朗君) この際、日程第十七、積雪寒冷地帯振興臨時措置法案(衆議院提出)、日程第十八、農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長に報告を求めます。農林委員長羽生三七君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年三月十七日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法

〔目的〕

第一條 この法律は、積雪寒冷がは

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十一年三月三十一日限りその効力を失う。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次の一項を加える。

積雪寒冷 単作地帯 振興対策 審議会	積雪寒冷単作地帯 振興臨時措置法 （昭和 第 号）の規定 によりその権限に 属せしめられた事 項を行うこと。
-----------------------------	--

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月十七日

衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條の二及び第十三條の三
「昭和二十四年度及び昭和二十五年度において」を「昭和二十四年度から昭和二十六年度までにおいて」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔羽生三七君等壇、拍手〕

○羽生三七君 只今議題となりました積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

ここで御報告に當つて、一言、本法案の先頭ともいふべき参議院農林委員会における水稻単作地帯対策に關する調査について想起してみたいと考えます。かねて食糧の絶対的不足と制限貿易という特殊な條件の下に我が国の農業経済は温存せられていたものであります。併し世界的に農業生産が復興し、且つ我が国が漸次国際経済上の自由を回復して、やがてその一員に列することとなれば、我が国の農業は海外農業と激しい競争を余儀なくせられ、厳しい試験を受けなければならぬこととなり、この際、真先に打撃を蒙らなければならぬのは、経済的に弾力性を欠いている水稻単作地帯であることは、過去の事実が証明しているところでありまして、我が国の農業はこの一角から崩れ始めることが懸念せられるのであります。よつて、これら地帯

の対策に遺憾なきを期するため、農林委員会は、第五回、第六回及び第七回国会において院議の承認を受け、水稻單作地帯対策に關する調査を行い、輿論を喚起し、対策確立の推進に努め、その間、漸次この問題の進展を見たのであります。今回ここに衆議院議員諸氏によつて本法案の提案を見るに至りましたことについては、誠に感なきを得ないのであります。

この法案の目的とするところは、自然的及び社会的に恵まれない積雪寒冷單作地帯における農業生産の基礎的諸條件の整備を促進して、穀倉の役割を果たして来たこれら地帯の農業生産を増進すると共に、経済的基礎の確立を期せんとするものであります。これが内容は、一應昭和三十一年三月末まで約五年の期限を以て総理府に積雪寒冷單作地帯振興対策審議会を置き、農林大臣はこの審議会の決議を経て道府県の区域に積雪寒冷單作地帯を指定し、その指令に基いて道府県知事は市町村の区域に積雪寒冷單作地帯を指定し、市町村、道府県及び国の次の段階において、農地の開発、改良、保全、その他土地の生産條件の整備及び土地利用の高度化、農業技術の改良、その他農業生産の増進、農畜産物の加工、販売その他処理改善、その他農業経営の合理化及び農民生活の改善に關する諸事項を内容及とする農業振興計画を策定し、これら計画の実施に關して、政府は毎年度、国の財政の許す範囲内において財成をなし、且つ必要な資金の融通又は貸付をなすことを規定せんとするものであります。

行の場合、財政支出の必然性とその限度及びこれが見通し、積雪寒冷地帯対策に對して温暖地帯対策確立の必要性その他について、提案者及び政府当局と質疑が交されたのであります。これが詳細については會議録に譲るといたします。

続いて討論に入り、片柳委員から、本法案実施のため早場米奨励金が大幅に減額せられた事情を考慮して、十分な財政支出の実現を期待して賛成があり、小林委員から、早場米奨励金は早場米奨励金として存続せしめ、本法案施行のために必要な経費は早場米奨励金とは別個に予算が要求せられるべきであると主張して賛成があり、三橋委員から、国内における食糧の自給度を向上せしめるための財政投資は、積雪寒冷單作地帯に對するほうが効果的であるか、或いはその他の地帯に行なつたほうが能率的であるか問題があるが、積雪寒冷單作地帯以外に、これとは別ないろいろな意味における劣悪條件の地域が存在しているから、かような地帯の改善振興に對しても十分な考慮が拂われるべきであつて、経費の支出を十分に以て所期の成果の達成を希望して賛成があり、江田委員から、本法案の第一條に規定せられている、積雪寒冷が甚だしく、経済的に遅れたいわゆる積雪寒冷單作地帯は、北日本及び裏日本以外の各地にも点在しているから、積雪寒冷單作地帯及び地区の指定に當つては、かような事情を考慮して遺憾なきを期すべきであることを警告して賛成せられ、岩男委員から、食糧増産上大局的観点から、本法案が規定しているような事務の実施が東北地方だけに限られることは適當ではない

のであつて、その他の地方においても劣悪條件の地帯が存在しているから、かような地帯の關係者がこれが改善振興に關する立法を計画する場合は、その成立に對しても協力方を希望して賛成せられ、討論を終り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

引続きまして農業災害補償法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

農業災害補償制度のうち、互助共済につきまして、この制度が制定せられた當時におきましては、その互助掛金の一部を製糸業者等が互助の取引数量に應じて負担し、この負担金を生糸等の販売価格のうちに繰り込み、生糸等の消費者に転嫁することができた仕組になつていたのであります。その後、養蚕に關する諸規制の廃止に伴ひまして、かような措置は実行が不可能となりましたので、取りあへず昭和二十四及び同二十五兩年度においては、右の製糸業者等の負担、即ち生糸等の消費者に對する転嫁分に相當する互助掛金の一部を一般會計において負担することになされておりましたが、又家畜の死亡賠償共済につきましても、取りあへず昭和二十四及び同二十五兩年度においては、これに關する互助掛金の一部をこれ又一般會計において負担する措置が講ぜられておつたのであります。これらの措置を昭和二十六年度においても継続実施するように規定せんとするものが本改正法律案の内容であります。農林委員会におきましては、これらの措置は、従来とつて来た臨時的措置

を取止めて恒久的なものとなすべきであるとの意見が大勢でありまして、この点については政府もこれを認め、現行農業災害補償制度について根本的再検討を行いたいと考えているので、その際、併せて考慮したいとの意向でありますので、これを諒とし、現段階においては右は一応の措置であるとして、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程十九、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。労働委員長赤松常子君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

労働者災害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月十七日

衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 百人以上の労働者を使用する個々の事業であつて十二月三十一日において保険関係の成立後三年を経過したものについての保険金と保険料との割合(当該事業が保険関係の成立後五年以上を経過したときは、直近の過去五年間の保険金との割合)が、百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であるときは、主務大臣は、同種の事業について定められた保険料率を、百分の三十の範囲内において命令で定める率だけ引き上げ、又は引き下げた率を当該事業についての次の保険年度(次條の保険年度をいう)の保険料率とすることが出来る。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月三十一日から適用する。

〔赤松常子君登壇、拍手〕

○赤松常子君 只今議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正案の提案の理由並びにその内容を申し上げますと、労働者災害補償保険法は、業務上災害をこうむつた労働者に対し公正な災害補償を行うと共に、保険方式によつて事業主の経済的負担を分散軽減することを目的として、施行以来三年余を経過したものでございますが、最近災害の発生が増加し、保険給付金額が漸増の傾向にありますので、この際、現行保険料金に對しまして直ちにメリット制を採用せ

んとするものであります。現行法ではメリット制が過去五カ年の実績により発動し得るよう規定されておりますが、本法施行以来三年余を経過いたしましたので、三カ年の実績によりメリット制を採用し、災害の多数発生しております事業主に対しては、これによる負担をすべて同種の事業主に転嫁負担せしめることなく、或る程度自己の負担を加重せしめ、半面、災害の少い事業主に対しては或る程度その負担を軽減して保険料負担の公平を図り、延いては災害防止に対する事業主の関心を高めて、以て災害の減少を図らんとするものであります。

委員会におきましては慎重に審議を重ね、熱心な質疑応答が繰返されました。質疑の主なものを御紹介いたしますと、原委員より、メリット制を現在直ちに比較的災害の多い百人程度の中小企業をも含めて実施するときは、経営困難で災害防止を十分に考へるとまのない中小企業、特に鉱山においては、保険料金の負担に堪へられない結果、労働者の賃金に悪影響を及ぼす虞れはないか、又災害防止は労使双方の協力に待つところ大なるものがあるから、メリット制の実施により俄かに災害防止が強化されるものと速断してはならないとの指摘があり、これに對し政府委員より、保険料金の負担の増加は最高で従来の料金の三〇%高でありますから、賃金に影響を及ぼすほどの額とも思われませんが、今後中小企業の災害防止に一層の努力を拂ひ、労使協力してその減少に努めるよう指導監督したいとの答弁がございました。

かくて質疑は終了し、討論を省略、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第二十、電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。電信通信委員長寺尾豊君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

電信電話料金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月二十日

衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿

電信電話料金法の一部を改正する法律案
電信電話料金法の一部を改正する法律

電信電話料金法(昭和二十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
別表二 電話に関する料金、第一類 加入電話に関する料金、第六類 装置料中「千五百円」を「四千円」に、「七百円」を「千五百円」に、「四百円」を「五百円」に改める。
同表、同類、第九 臨時電話に関する料金、一 装置料中「千二百円」を「三千二百円」に改める。
同表、第四類 専用電話に関する料金、第一 市内専用電話料、四 移動料中「四百二十円」を「千五百円」に、「八百円」を「四千円」に、「八百四十円」を「千五百円」に、「二百四十円」を「五百円」に改める。
同表、同類、第二 市外専用電話料、一 市外線専用料中「日本放送協会」を「放送事業者」に、同三 端末設備料及び四 端末維持料中「新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間専用」を「時間専用」に改める。

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則

〔寺尾豊君登壇、拍手〕

○寺尾豊君 只今議題となりました電信電話料金法の一部を改正する法律案について、電信通信委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず本案の提案理由といたしますところは、電話の加入又は移転の際の装置料等を引上げると共に、近く業務開始を予定されております一般放送事業者に対する市外電話の専用料金を新聞社及び日本放送協会と同額に引上げるために、所要の法律改正をしようとするものであります。

その内容といたしますところは、電信電話料金法の別表二に定めてあります加入電話の装置料は、現在の千五百円では実費に比較して甚だしく低廉でありますので、これを四千円に引上げようとするものであります。これと同様の理由によりまして、市内移動料、物品、増設機械の装置料金等をそれぞれ実費を賄ひ得る程度まで引上げようとするものであります。又、右別表の

- | | | |
|----------|------------|--------------------|
| 平井 太郎君 | 白波瀬米吉君 | 文部大臣 天野 貞祐君 |
| 山縣 勝見君 | 安井 謙君 | 厚生大臣 黒川 武雄君 |
| 山本 米治君 | 岡田 信次君 | 逓送大臣 山崎 猛君 |
| 愛知 一君 | 石村 幸作君 | 郵政大臣 田村 文吉君 |
| 入交 太蔵君 | 石原幹市郎君 | 電氣通信大臣 村 文吉君 |
| 山崎 恒君 | 紅澤 みつ君 | 政府委員 外務政務次官 高木 松吉君 |
| 山崎 マユ君 | 内 木 一 君 | 外務政務次官 草薺 隆圓君 |
| 川村 松助君 | 竹中 七郎君 | 大蔵政務次官 西川 基五郎君 |
| 谷口 三郎君 | 有馬 英二君 | 文部政務次官 水谷 昇君 |
| 堀井 賢太郎君 | 山田 佐一君 | 文部省初等中 辻田 力君 |
| 堀 未太郎君 | 園 伊能君 | 厚生省藥務局長 慶松 一 郎君 |
| 鈴木 三郎君 | 櫻内 義雄君 | 農林政務次官 島村 軍次君 |
| 西田 隆男君 | 大屋 晋三君 | 労働政務次官 山村新治郎君 |
| 平岡 三三君 | 左藤 義隆君 | |
| 小林 英三君 | 辰郎君 | |
| 一松 定吉君 | 鬼丸 義齊君 | |
| 村尾 重雄君 | 青山 正一君 | |
| カニ 邦彦君 | 藤原 道子君 | |
| 若木 勝蔵君 | 永井 純一君 | |
| 三橋 八次郎君 | 原 虎一君 | |
| 高田 正三郎君 | 片岡 文重君 | |
| 荒木 孝平君 | 松浦 清一君 | |
| 小正 三郎君 | 菊川 孝夫君 | |
| 赤松 常子君 | 山田 榮左 門 孝君 | |
| 菊田 七平君 | 山田 前男君 | |
| 三輪 貞治君 | 成瀬 隆治君 | |
| 田中 一 君 | 松永 義雄君 | |
| 小泉 秀吉君 | 大隈 信三君 | |
| 前之園 一 郎君 | 岩井 仁蔵君 | |
| 伊藤 修君 | 駒井 藤平君 | |
| 小川 久義君 | 境野 清雄君 | |
| 江田 三郎君 | 大野 幸一君 | |
| 曾根 益君 | 中村 正雄君 | |
| 須藤 五郎君 | 岩間 正男君 | |
| 木村 八郎君 | 水橋 藤作君 | |
| 梅津 一 君 | 東 隆君 | |
| 森 八三君 | 佐多 忠隆君 | |
| 小林 亦治君 | 岩崎 正三郎君 | |
| 相馬 辰雄君 | 石川 正君 | |
| 三浦 定義君 | 清 一 君 | |
| 松浦 定義君 | 松原 繁夫君 | |
| 小松 正雄君 | 小酒 一彦君 | |
| 内村 清次君 | 山下 義信君 | |
| 栗山 良夫君 | 源 義君 | |
| 矢嶋 三義君 | 木下 源君 | |
| 棚橋 小虎君 | 和田 博雄君 | |
| 下條 恭兵君 | 河崎 ナツ君 | |
| 上條 愛一君 | 平林 太一君 | |

國務大臣
文部大臣 天野 貞祐君
厚生大臣 黒川 武雄君
逓送大臣 山崎 猛君
郵政大臣 田村 文吉君
電氣通信大臣 村 文吉君
政府委員 外務政務次官 高木 松吉君
外務政務次官 草薺 隆圓君
大蔵政務次官 西川 基五郎君
文部政務次官 水谷 昇君
文部省初等中 辻田 力君
厚生省藥務局長 慶松 一 郎君
農林政務次官 島村 軍次君
労働政務次官 山村新治郎君

〔第二十一号参議院〕
審査報告書
濫用法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年三月八日
運輸委員長 植竹 春彦
参議院議長 佐藤 武蔵
多数意見者署名
岡田 信次 山崎 勝見
高田 寛 高木 正夫
小泉 秀吉 前田 穰
村上 義一

一、委員会の決定の理由
本法は、特定港内において船舶が火災を起した場合は、船舶が航行する火災警報に関する規定を新しく設けようとするもので適切な措置と認める。
二、事件の利害得失
火災による船舶の損害の防止、軽減に資する利益がある。
三、費用
本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書
海事代理士法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十六年三月八日
運輸委員長 植竹 春彦
参議院議長 佐藤 武蔵
多数意見者署名
岡田 信次 山崎 勝見
高田 寛 高木 正夫
小泉 秀吉 前田 穰
村上 義一

一、委員会の決定の理由
本法は、明治四十一年に制定された通信省令海事代理人取締規則失効後自由放任の狀態にある海事代理業務に關し、委託者の利便と保護とを圖る見地から、海事代理士の資格を限定し登録制を実施するとともに、取扱報酬額の厘出並びにその変更命令その他海事代理士に対する監督規定を設け、かつ旧海事代理人取締規則の許可をうけた者及び現在この種業務を行つてゐる者に對し安當な経過的措置を講じてゐるものであつて、適當な措置と認める。
二、事件の利害得失
海事代理人に資格を得しめ事務処理の円滑を期せしめるとともに委託者を保護する利益がある。
三、費用
年間約四十万円を要する。

審査報告書
公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年三月七日
大蔵委員長 小中 清一
参議院議長 佐藤 武蔵
多数意見者署名
森 八三 高橋龍太郎
小宮山常吉 小林 政夫
杉山 昌吉 大矢半次郎
油井賢太郎 九鬼紋十郎
黒田 英雄 岡崎 眞一
清澤 俊英 松永 義雄

愛知 一 君
要領書
一、委員会の決定の理由
本案は、公団等の予算について、予備費及び予算の繰越に關する規定を設けようとするもので、適切な措置と認める。
二、事件の利害得失
この法律の施行により、公団等の予算について、その執行を適正、且つ、円滑ならしめる利益がある。
三、費用
本法施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書
農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年三月七日
大蔵委員長 小中 清一
参議院議長 佐藤 武蔵
多数意見者署名
森 八三 小宮山常吉
小林 政夫 杉山 昌吉
愛知 一 君 油井賢太郎
黒田 英雄 岡崎 眞一
清澤 俊英 松永 義雄

審査報告書
商品券取締法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年三月七日
大蔵委員長 小中 清一
参議院議長 佐藤 武蔵
多数意見者署名
森 八三 小宮山常吉
杉山 昌吉 小林 政夫
愛知 一 君 佐多 忠隆
油井賢太郎 岡崎 眞一
松永 義雄

一、委員会の決定の理由
国債の市中手持高の状況にかんがみ、商品券の発行者の供託する物件の範囲を、検査官史の証書拂帶に關する規定を設け、又、経済の実情に適應するよう、罰則を修補しようとするもので、適當な措置と認める。
二、事件の利害得失
この法律の施行により、商品券の適正な流通を圖り得る利益がある。
三、費用
本法施行のために、別に費用を要しない。

一、国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案
一、国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律案
一、大分県日田市の地域給に關する請願外百六件
一、盛岡市内在勤公務員の勤務地手当に關する請願外二件
一、三陸漁港修築に關する請願外二十八件
一、東支那海の漁区制限緩和又は撤廃に關する請願外六件
右審査報告は都合により附録に掲載。

一部 六円五十銭
送料実費
発行所 東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三二 官報課
振替東京一九〇〇〇